

令和5年第2回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 5 年 6 月 5 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 発委第 1 号

提案～審議

第 7 議案第 1 号～議案第 6 号

提案～審議

第 8 議案第 7 号

提案～採決

○出席議員（10名）

1番	西 森 一 博	6番	山 崎 文 直
2番	都 志 今朝一	7番	百 瀬 輝 和
3番	笹 沼 美 保	8番	太 田 篤 己
4番	三 澤 澄 子	9番	唐 澤 由 江
5番	加 藤 泰 久	10番	原 源 次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長	藤 城 栄 文	健康福祉課長	武 島 亮 子
副 村 長	田 中 俊 彦	地域包括支援センター長	山 崎 一
教 育 長	清 水 閣 成	子育て支援課長	武 井 香 織
総 務 課 長	清 水 勝 宏	産 業 課 長	有 賀 正 浩
地域づくり推進課長	高 橋 里 江	観光森林課長	有 賀 仁 志
会 計 管 理 者	城 取 晴 美	建設水道課長	武 井 厚
財 務 課 長	市 川 美 保	教 育 次 長	藤 澤 勇
住民環境課長	松 澤 さゆり	代表監査委員	加 藤 篤

○職務のため出席した者

議会事務局長	高 木 謙 治
議会事務局次長	宮 澤 文 敏

会議のてんまつ

令和5年6月5日

午前9時00分 開会

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

6月に入り、爽やかな季節となりました。木々の緑が一層色濃くなってきました。自然の美しさに感謝します。先日の季節外れの大雨により、被災された方々がいます。また、自然の恐ろしさを目の当たりにしました。また、昨日は小学校の運動会、御苦労様でした。運動会に参加しまして、若いエネルギーをいただきました。

私にとっては、初めての議事進行の定例会です。議員各位の御協力を切にお願いいたします。

ただいまから、令和5年第2回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、3番、笹沼美保議員、4番、三澤澄子議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました、令和5年第2回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告いたします。

本定例会に付議された事件は、議案7件、報告4件、発委1件であります。このうち、議案第7号は議案審議の関係で即決といたします。請願・陳情は、陳情5件が提出されております。

会期は、本日6月5日から6月16日までの12日間とし、この間で6月6日から6月13日までは本会議を休会といたします。

また、最終日16日の開会時刻は午後3時を予定しております。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 源次） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 皆さん、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和5年第2回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の出席をいただき開会できますことに、まずはお礼を申し上げます。

新しい議会構成で臨む、初の定例会となります。皆様、改めましてよろしくお願ひいたします。

今年の春の天候は比較的穏やかに推移をいたしました。ゴールデンウィーク頃からは、夏を感じる暑い日が続き、昼夜の寒暖の差が大きい日が多くございました。現在は田植えもほぼ終わり、水田が青々と染まってまいりました。

先週末は、台風と前線の影響による大雨で、各地に大きな被害をもたらしました。今回、村に大きな被害はありませんでしたが、備えを万全とし、今後も被害のないよう努めるとともに、災害のない平穏な年となることを強く願うものです。

さて、5月31日をもって、企業会計を除く令和4年度の一般会計、特別会計が出納閉鎖となりました。ただいま決算を取りまとめておりますので、概算の数字を御報告をいたします。

歳入は87億2,000万円で、過去最大を見込んでおります。歳出は、78億5,000万円を見込んでおるところです。歳入歳出の差引きでは約8億7,000万円となりますが、このうち、令和4年度からの繰越事業に充てる分が約3億7,000万円ほどありますので、実質繰越額といたしましては、5億円を見込んでおるところであります。なお、当初予算で繰越金を2億円予算化しておりますので、差引き3億円が余裕財源となるものと見込んでおります。

また、村税収入は23億2,500万円で、前年度に比べ約1億3,000万円あまり増収となる見込みであります。

令和4年度のふるさと納税であります。合計で2万3,000件余、寄付額が3万円余となりまして、令和3年度に比べまして、件数で30%増、金額で50%増となりました。要因であります。当村の主力返礼品のリンゴ・梨が、ふるさと納税サイトで果樹部門ランキングの上位に掲載していること、また、担当職員の努力等が要因であります。

令和5年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。8,000万円余が交付額として示されております。

次に、本村の人口動態について申し上げます。

令和5年4月1日の人口は1万5,996人となり、1年間で132人の増加となりました。令和4年度の社会増は143人、自然減が12人となっております。自然減であります。お亡くなりになった方が170人と、過去と比較して増加している、そういったことが要因となっております。

また、県が発表いたしました4月1日時点の年齢別人口推計によりますと、県内総人口は、前年と比べ1万4,362人減の200万7,464人となりました。本村は高齢化率が県下で最も低く23.6%、年少人口の割合は、県内最高の15.4%となっております。

子育て支援関係について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、こども館・すくすくハウスでは、利用規制をなくしての運営を行っております。また、保育園、放課後児童クラブにおきましても、制限のない形で行事・イベントを実施しており、徐々に平常に戻りつつあります。今後も子供たちの安全を最優先に考え、適宜対応をしてまいります。

また、本年度から保育園・小学校・中学校において、連絡システムすぐーの運用を開始しております。現在保育園では96.8%、南箕輪小学校では98.5%、南部小学校では97.7%、南箕輪中学校では98.4%の保護者の方に御登録をいただいております。

このアプリ、すぐーるを活用いたしまして、欠席の連絡やクラス通信、また保護者等の連絡等に活用されておりまして、これは保護者の利便性の向上や、またペーパーレス化につながっておりまして、さらには保育士・教職員の業務の効率化の効果が顕著に表れてきておるところです。

今後も様々な視点から業務の見直しを行い、保護者・職員の負担軽減につなげてまいります。

次に、5月の議会臨時会にて補正予算第1号でお認めをいただきました、令和5年度低所得世帯の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業の状況についてであります。対象となる72世帯130人へ、一人当たり5万円を5月31日にプッシュ型で支給をいたしました。今後は、家計急変となった世帯から申請を受け、給付を行っていきます。それらの広報は、村広報紙及びウェブサイトやメール配信等により、広く周知を実施してまいります。

続いて、地域振興関係であります。

令和5年度のコミュニティ助成事業は、南殿区のコミュニティセンターのエアコン設置に110万円、地域活動助成事業は、塩ノ井区自主防災会の防災倉庫やリヤカー等の購入に対して、200万円の助成が決定をいたしました。

令和5年度の県の地域発元気づくり支援金であります。対象事業に、昨年につきスケートボードイベントRIDE ON TIME in大芝高原、そして音楽イベント、みなみみのわ森の音楽祭の採択決定の内示がありました。村の魅力がさらに高まるイベントにしてまいりたいと思います。

地域おこし協力隊関係であります。

3月末に4年ぶりに開催いたしました地域おこし協力隊の活動報告は、現地に30人、オンラインで50人の参加がありました。ふだんあまり見えない協力隊の活動を知っていただく機会になったと思います。現在は、11人の隊員が活動しております。7月には若い女性の移住促進をメインに活動する隊員を1人採用予定であり、合計で12人になる予定であります。

移住促進につきましては、今月愛知県で開催される移住セミナーに初めて参加を予定しております。今後は首都圏だけでなく、関西方面での移住セミナーにも参加をし、積極的に移住を働きかけてまいる予定です。

空き家対策につきましては、令和4年度は改修補助金は5件で約237万円。片づけ補助金は2件で約19万円、成約補助金は5件で15万円を交付したところです。

V1リーグに所属するVC長野トライデントであります。2022から2023シーズンの成績は、昨年より順位を一つ上げ、9位となりました。4月の入替え戦も勝ち抜き、見事V1残留を果たしました。

また、今シーズンのアウェー戦では、森の学び舎と村民センターでほぼ毎回パブリックビューイングを開催し、村民も含め多くのファンで盛り上がり、来シーズンについても開催の要望をいただいているところでもあります。さらに、今年は健康づくりイベントや元気アップクラブに選手に参加してもらうなど、より村民に親しまれるよう、共同事業を多く展開してまいります。

続いて、子育て女性再就職トータルサポートセンター、こちらの利用状況であります。令和4年度延べ289人、就職者は33人となりました。箕輪町と共同で実施している事業であります。親切的な相談体制が好評であり、しっかりと定着をしております。

新たに、結婚相談事業について、6月1日より村の社会福祉協議会から村に移管をされ、村といたしましては、愛称をゆいサポ南みのわとして開始をしたところであります。男女の出会いをサポートしていきたいと思ひます。

地域公共交通関連でありすが、計画の策定に向け、4月に南箕輪村地域公共交通協議会を立ち上げました。本年は、策定に向けた基礎調査を実施をしてまいります。今年度から、第6次総合計画の策定に向けて準備を進めてまいります。村づくり委員も新たに委嘱する中で、今後の南箕輪村の姿を描いてまいります。

事務事業評価につきましては、行政評価委員から、令和3年度事業について具申をいただきました。いただいた具申を基に、今後の事務事業を改善してまいります。

自治体DXの推進でありすが、今年度は国で進める業務の標準化、共通化について検討が本格化してまいります。中心となる上伊那情報センターと連携し、しっかりと対応してまいります。

次に、健康福祉関連について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種でありすが、5月から令和5年度春開始接種が始まり、その他小児接種、乳幼児接種等を実施しています。春開始接種は、65歳以上の熟年者など重症化リスクが高い方が対象で、ほぼ全ての方が対象になる秋開始接種は、9月に始める予定であります。医療機関・医療従事者に御協力をいただき、接種体制を整えてまいります。

今回、国の方針が定まってきたことによりまして、当初予算で盛らなかつた不足分を補正予算で計上してございりますので、御審議よろしくお願ひいたします。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえまして、特に負担感が大きい低所得世帯に、重点支援給付金3万円の給付を実施いたします。対象でありすが、令和5年度住民税非課税世帯とし、システム改修等の準備が整い次第、通知等を進めてまいります。

次に、大芝高原関連でありすが。

令和5年度より、大芝関連の施設整備に向けた取組と、開発公社と連携し大芝高原の観光を中心に村全体のPR発信、大芝高原の森林循環事業の構築、それらを目的に観光森林課を新たに設置をいたしました。新設した観光森林課を中心に、大芝高原全体の魅力アップ、松枯れ対策等を加速させてまいります。

大芝高原全体のアカマツが、予想以上に松くい虫による被害が進行してあります。令和5年度中に大芝高原森林づくり計画を策定し、未来につなぐ50年後の大芝高原の森林を描き、つくり始めていきたいと思ひます。

5月20日には、第9回経ヶ岳パーティカルリミットが開催され、585名の皆様に参加をしていただきました。村で行われる久しぶりの大型イベントでありまして、運営に苦勞もありましたが、多くの方が集い、皆の気持ちが明るくなる、そんな1日でありました。

次には、3年間中止となつておりました大芝高原まつりを8月26日に開催をしてまいります。人と人とのつながりをつくり、多くの笑顔を生むことができる祭りにしてまいりたいと思ひます。村民の皆様のお願ひいたします。

産業関連でありすが。

7月19日に農業委員会委員の任期が満了となり、改選となります。農業委員、農地利用最適化推進委員、合わせて15名のうち9名の委員が改選となり、半数以上の委員が代わる予定であります。農業委員の任命については、本議会において議会の御同意をお願ひしてありま

すので、御審議をお願いいたします。

農業委員の皆様には、来年度までに策定する地域計画に向けた目標地図の策定など、村の農業を守るべく御尽力いただくことをお願い申し上げます。

風の村米だよりにつきましては、金芽米の学校給食への提供が4年目となり、今年度からは、保育園未満児への提供も始めたところです。さらに、販路拡大の取組として、大阪府泉大津市の安心安全な食糧の安定的確保に関する構想によるほか自治体との農業連携についてのプロポーザルに参加したところ、先日審査が終わり、無事提携自治体に選定をされました。今後はJA上伊那とも連携をとりながら、令和5年度産の風の村米だよりを、泉大津市の学校給食などに提供するところから連携を始めていくこととなります。詳細は、議会全員協議会で御報告をさせていただきます。

農政関連につきましては、今回の補正予算で、三つの補助金について御審議をお願いいたします。

一つ目は、国の産地生産基盤パワーアップ事業の麦・大豆機械導入対策、収益性向上対策事業であります。麦・大豆の増産や、安定供給に必要な播種の機械導入、及び地域のアスパラガス栽培農家を支援するためのアスパラハウス等の設置を、事業主体である農業再生協議会に対して補助するものであります。なお、麦・大豆機械導入についての取組主体はまっくんファーム、アスパラハウスの設置等についての取組主体は、JA上伊那となります。

二つ目は、県の信州農業生産力強化対策事業により、大豆や麦の防除薬剤散布の効率化のため、事業主体であるまっくんファームのドローン導入を補助するものであります。いずれも村の一般財源の持ち出しはなく、国や県の補助金をそのまま事業主体へ交付するものであります。

三つ目は、地方創生臨時交付金による農業者への燃油燃料高騰対策支援事業であります。燃料等の価格高騰の影響を受けている農業者を支援するため、販売金額に応じた補助金を交付するものであります。

次に、商工業関連であります。

地方創生臨時交付金により、電力・LPガスを含むエネルギー・食料品価格等の物価高騰対策といたしまして、消費者への支援を主目的に、村内事業者への消費拡大も合わせて見込み、村民一人当たり3,000円の商品券配付事業を行う補正予算をお願いしてございます。議会の要望を踏まえて決定をいたしましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、建設水道関係であります。

継続事業である、通学路安全対策として実施している久保中込区の村道1098号線歩道設置工事をはじめ、傷んだ舗装復旧工事として、沢尻区の村道10号線舗装工事、南殿区黒川護岸工事を計画をしております。その他、村計画地区計画事業をはじめ、道水路維持管理、橋梁等の定期点検など、継続事業についてもできるだけ早期に発注し、早期完成に努めてまいります。

また、県の事業になりますが、大清水川と県道南箕輪沢渡線の交差点改修工事及び道路改良工事については、昨年度村側の用地と物件の調査を行い、今年度も引き続き物件調査と用地補償を行ってまいる予定です。国道153号、塩ノ井交差点南の歩道設置工事は、昨年度に一部工事を着工し、今年度で完成する予定であります。

また、交通安全対策事業として、北殿駅南側の県道伊那北殿線の歩道設置は、今年度用地

と物件補償を行います。国道361号歩道設置工事については、用地補償や物件調査などを行う予定となっております。それら、引き続き早期完成を要望してまいります。

上水道関係では、昨年度からの繰越事業である配水管のループ化を目的に、沢尻南原区境の村道2217号線配水管新設工事をはじめ、老朽管の更新工事などを計画しています。そのほか、第一配水池緊急遮断弁制御盤修繕、給水管増径工事、検満メーター器の更新事業など、安全・安心な水道水の供給ができるよう、継続的な事業を含め、計画的に進めてまいります。

下水道関係では、施設の適切な維持管理とライフサイクルコストの低減を目的に策定した、ストックマネジメント計画の更新に関わるストック調査、処理場及び管渠施設の改築・更新を計画しております。また、総合地震対策計画に基づくマンホール継手の耐震設計及び改修工事も計画しており、その他、住宅造成に伴う単独管渠工事、公共ます設置工事も随時進めてまいります。

住民生活に直結するインフラ整備に関しては、厳しい財政状況ではありますが、引き続き、国庫補助事業等を活用しながら効果的な事業を計画的に進めてまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

教育委員会関係であります。

小中学校では、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着きが見られてきており、4月6日の入学式は、新入生はマスクの着用を必須とせず、挙行をいたしました。徐々にですが、コロナ禍前の日常に戻りつつあることを実感しておるところです。

学校はもとより、家庭でも引き続き、基本的な感染対策をしながらの生活を呼びかけているところ です。

今年度の教育委員会関係の施設整備事業であります。まずは学校給食センターの建設事業は、昨年9月に本体工事に着手し、工事が進んでいるところでありますが、国土交通省の要請により、受注者が出来高確認後、変動前残工事金額に対する変動後残工事金額との差額を、契約変更の対象として契約金額変更協議の請求をすることができる、いわゆるインフレスライド条項を適用することといたしました。金額は現在精査中ではありますが、補正予算と工事の変更契約は議会議決事項となっており、今後、必要に応じて臨時議会の開催をお願い申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

また、資機材の入手困難な状況があり、工期についても若干の変更が必要になる可能性があります。こちらについても、決定次第御説明申し上げます。

そのほか、南箕輪小学校と南部小学校の非構造部材耐震改修工事や、南箕輪中学校の給湯設備設置工事などは、授業や学校行事にできるだけ影響が出ないよう工程を管理し、児童の登下校時や学校での安全を確保して、早期に完了ができるよう工事を進めてまいります。

今年度から、小学校に体育専科教員として正規職員2名を配置し、南箕輪小学校と南部小学校の高学年の授業を中心に担当していただいています。学級担任教員と行う体育の指導はもとより、学校全体における体育の授業改善の促進、子供の多様な実態を踏まえ、個に応じた支援を行うことを目指しているところ です。村独自の取組となりますので、メンターの設置など、体育専科教員が相談できる体制づくりにも努め、また、将来的には研究授業等を実施し、導入の成果をデータで示していくことも大切であると考えております。

社会教育、公民館関係につきましては、継続事業といたしまして、令和6年度に向けた第3期スポーツ推進計画の策定や、令和7年に村政150周年を迎えるに当たっての村誌補遺編

作成業務の取組を継続してまいります。

4月から社会教育施設の予約システムを導入し、施設の空き状況を確認できるようにいたしました。図書館では、子供の読書活動を推進するため、今年度から令和9年度までの第4次南箕輪村子ども読書活動推進計画を策定し、引き続き、子供の読書活動を支援してまいります。

施策においては、引き続き地域ぐるみの子育て、子どもを真ん中にした地域づくりを念頭に事業を進めてまいります。今後も、議員をはじめ、村民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

さて、本定例会に提出いたしました議案は、条例改正及び各会計の補正予算等7議案、報告が4件であります。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（原 源次） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年1月分から令和5年4月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

これを許可します。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 行政報告を申し上げます。

報告第1号及び第2号は、経営状況の報告であります。

南箕輪村土地開発公社と一般財団法人南箕輪村開発公社の令和4年度の経営状況がそれぞれ確定いたしましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

報告第3号は、令和4年度南箕輪村一般会計継続費の繰越計算書であります。別紙1事業に関わる継続費繰越計算書を別紙のとおり調整をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

報告第4号は、令和4年度南箕輪村一般会計繰越明許費の繰越計算書であります。別紙5事業に関わる繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

細部につきましては、それぞれの報告書を御覧ください。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長（原 源次） これで、行政報告を終わります。

日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

請願・陳情は、陳情5件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。今定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第6、議案の上程を行います。

発委第1号「南箕輪村議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 発委第1号「南箕輪村議会議員の請負の状況の公表に関する

る条例」の趣旨説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、南箕輪村議会議員と南箕輪村との間の同法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、条例を制定するものです。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

細部につきましては、議会事務局長から説明申し上げます。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

高木議会事務局長。

事務局長（高木 謙治） 発委第1号の細部説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正により、議会議員に関わる請負制限の緩和がなされました。これに伴い、議会議員の請負の透明性を確保する取組を実施するため、条例を新たに制定するものであります。

1 ページを御覧ください。

第1条では、条例の目的を定めるものです。

第2条では、前会計年度中に村と請負をした議員は、議長に対し、請負の状況を報告しなければならないことを定めるものです。

第3条では、議長は請負の状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならないことを定めるものです。

第4条では、報告及び訂正の保存、及び閲覧等について定めるものです。

2 ページを御覧ください。

第5条では、条例の施行に関し、必要な事項は議長が定めることを定めるものになります。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用とします。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 発委第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） それでは、議案第1号の細部説明を申し上げます。

今回の改正は、村民税と軽自動車税に係る改正となります。村民税は、森林環境税の導入に伴い、令和6年度から村民税と県民税の均等割に国税である森林環境税が1,000円上乗せされ、市町村が賦課・徴収・通知等の事務を行うこととなります。

それに伴う改正が幾つかございます。

復興特別税が令和5年度をもって終了するので、均等割額の5,500円に変更はございません。また、軽自動車税では、一定の要件を満たす電動キックボード等が特定小型原動機付自転車という車両区分の創設がされ、ナンバープレートを交付し、軽自動車税種別割額を2,000円とすることとなりました。もう一点、燃費・排ガスなどの不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納付不足分を徴収する際に加算する割合を引き上げることとされました。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、議案書4ページを御覧ください。

アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

初めに、第34条の9、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の第2項につきましては、森林環境税の導入に伴う改正です。配当割額を、住民税の所得割額から控除し切れない額がある場合、還付等をする事としてしています。これを、森林環境税も含めて控除するという内容でございます。

第36条の3の2、個人の村民税に係る給与所得者の扶養申告書第2項です。前年度と扶養親族等に異動がない場合は、記載事項が簡素化されます。この項が第1項の次に追加されました。これによりまして、第2項から、おめくりいただきました5ページの第5項までが1項ずつ繰り下がりました。

第38条、個人の村民税の徴収の方法等です。第1項は、字句等の整備です。第3項が新設され、森林環境税は、村民税の均等割に併せて賦課と徴収を行うことという規定でございます。

第41条、個人の村民税の納税通知書です。

6ページに移りまして、村民税の納税通知書に森林環境税額を追加する内容と、字句等の整備の改正でございます。

第44条、給与所得に係る個人の村民税の特別徴収です。

特別徴収により徴収する均等割額に、森林環境税額を含む旨を規定する改正でございます。第2項から、おめくりいただきました7ページの第6項までは、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の改正により、法律に合わせました字句等の改正でございます。

8ページの第47条、個人所得に係る特別徴収額の普通徴収額への繰入れでございます。法律の改正による字句等の改正です。

第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収です。特別徴収の方法により徴収する公的年金に係る均等割額に、森林環境税額を含む旨を規定する改正でございます。

47条の6、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れにつきましては、法律改正により、法律に合わせました字句等の改正でございます。

10ページをお願いします。

第82条、種別割の税率です。ミニカー区分から特定小型原付を除外しました。その結果、当該特定小型原付は第82条第1項イの税率、2,000円に該当となります。

次に、附則の第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例及び第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例です。

11ページをおめぐりいただき、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10としていましたが、100分の35に引き上げる改正です。

2ページにお戻りいただきまして、附則第1条、施行期日をお願いします。

この条例は、令和5年7月1日から施行します。ただし、第34条の9、第38条、第41条、第44条、第47条の2、第47条の6、附則第15条の2の2、附則第16条の2については、令和6年1月1日、第36条の3の2については、令和7年1月1日施行とします。

3ページの第2条で、村民税に関する経過措置、第3条で、軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上で、議案第1号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

森林環境税の導入に伴う改正という部分があるわけでありましてけれども、まだ先になるわけでありまして、実際の施行はまだ先になるわけでありまして、本年度の森林環境税も370万円が予算措置されていますが、この数字に変化があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 三澤議員の質問にお答えいたします。

現在でも、既に森林環境譲与税というもので予算のほうに入ってきておりますけれども、今後につきましてはまた配分が変わってくるかと思っておりますけれども、現段階では当面この金額になっていくかと思われまして。

以上です。

議長（原 源次） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

5番、加藤議員。

5番（加藤 泰久） 5番、加藤です。

この森林環境税についての説明をお願いします。

議長（原 源次） 市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 少しお待ちください。

加藤議員の御質問にお答えいたします。

国のほうで、森林環境税と森林環境譲与税という法律を定めたものでございますけれども、個人に対しましては、森林環境税を令和6年度から徴収するという事で、国内に住所を有する個人に対して、均等割の中に住民税の均等割がかかっている方のみから徴収するという事になっております。税率につきましては、年額1,000円となります。

賦課徴収は、市町村が個人の住民税と併せて実施するということになります。国への払い込みとしましては、都道府県を経由して、税収の全額を交付税及び譲与税配分金特別会計に直接払い込むという制度のものになっております。

以上でございます。

議長（原 源次） 加藤議員、よろしいでしょうか。

5 番（加藤 泰久） はい。

議長（原 源次） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案第2号「南箕輪村環境基本条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第2号「南箕輪村環境基本条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、村地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定するに当たり、村環境審議会に特別委員会を設置するため、所要の改正を提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） それでは、議案第2号につきまして細部説明を申し上げます。新旧対照表により説明させていただきますので、議案2ページを御覧ください。

第20条に、特別委員会を追加するものでございます。

第1項では、特別委員会の設置について、第2項では、特別委員会の委員人数について、第3項では、正副委員長の互選について、第4項では、委員長の職務について、第5項では、特別委員会への学識経験者等の出席について、第6項では、特別委員の解任について規定するものでございます。

第21条は、第20条の追加による条ずれに伴う改正でございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4 番、三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 4 番、三澤です。

今度、区域施策編を実行計画として立てていくということで、もう一日も早くこれをしていただきましたきっかけでありますけれども、実際これで動き出すということで、結構なことだと思いますけど、この特別委員会の進め方などを少し教えていただきたいなと思います。

それで、うちの村はいち早くゼロカーボンシティを宣言したわけでありましてけれども、なかなか事務事業編、庁内だけが今進んでいたので、進める際にはやっぱり村民の合意という

のが必要になると思いますけど、その辺の形成とかも含めて教えていただきたいと思います。
議長（原 源次） 松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） それでは、三澤議員の質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、これから環境審議会のほうを7月の上旬ぐらいに会議をかけまして、特別委員会の制定について御説明等をさせていただきます。7月中旬から下旬にかけて、第1回の特別委員会のほうを進めさせていただいて、特別委員会でやることとすれば、アンケートを取りたいと思っておりますのでそこら辺を調整させていただいたり、どんなことがいいのかというところをまた皆さんで御相談させていただいて、進めていきたいと思っております。

目標としましては、来年の令和6年の2月ぐらいまでにパブリックコメントができて、3月中には施行のほうができればというふうに考えております。

以上です。

議長（原 源次） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第3号「大芝高原味工房設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第3号「大芝高原味工房設置条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、大芝高原内の来園者へのサービス向上を図るため、大芝高原内施設の休館日が重ならないよう、味工房の休館日の改正を提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

有賀観光森林課長。

観光森林課長（有賀 仁志） それでは、議案第3号の大芝高原味工房設置条例の一部を改正する条例の細部説明を申し上げます。

こちらにつきましては、現在大芝公園内の施設が毎週木曜日となっております。それを重ならないようにするものであります。

それでは、議案の2ページを御覧ください。新旧対照表から御説明させていただきます。

3条中に、大芝高原味工房の休館日が記載されています。3条2号に、休館日が毎週木曜日となっております。これを毎週水曜日と改めるものです。

1ページにお戻りください。

こちらのほうですけれども、附則としまして、この条例につきましては令和5年の9月1日から施行するものとさせていただきます。

以上で、提案説明を終わりにします。

議長（原 源次） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第4号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第4号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、4月の人事異動に伴う人件費のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、新型コロナワクチン接種事業の追加などの補正が主なものであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,799万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億3,668万6,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） それでは、議案第4号の細部説明を申し上げます。

補正予算書、歳入歳出補正予算の事項別明細書の歳出から御説明を申し上げます。

初めに30ページ、給与費明細書を御覧ください。こちらから説明をさせていただきます。

1、特別職です。共済費の負担率の改定により、長等で1万7,000円の増額になっております。

おめくりいただき、31ページをお願いします。

2、一般職（1）総括の表でございます。比較の欄を右へ御覧いただきたいと思っております。

常勤職員数が、当初予算と比較して1名減になっております。その右、給与費・共済費・社会保険料を合わせまして、合計1,219万3,000円の増となります。明細につきましては、32ページの（2）、給料及び職員手当の増減額の明細を御覧ください。

報酬につきましては、各事業の会計年度任用職員の任用増により、489万3,000円の増。給料は、再任用職員の給与水準見直しと職員数減等により131万4,000円の増。職員手当は1,800万4,000円の増で、主に退職手当負担金988万5,000円の増となっております。全体を通じて4月の人事異動を反映させたほか、産育休職員の増減等の調整が行われております。職員手当の内訳につきましては、31ページの下段の表をお目通しいただき、説明は省略させていただきます。

大変申し訳ありません。その中に、職員手当の中の退職手当負担金が988万5,000円の増ということでございます。申し訳ございません。

以上の説明により、各事業、各項目の1節報酬から4節の共済費までの人件費につきましては、主なものを除いて説明を省略させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、11ページをお願いいたします。

3、歳出からです。

12ページ、2款総務費、1項1目一般管理費、0202庁舎管理事務、16万円でございます。17節備品購入費ということで、観光森林課の新設により大芝に事務所を設置したため、職員ロッカーの購入費をお願いするものでございます。

おめくりいただき、13ページをお願いします。

12目、0242地域づくり推進事業332万円でございます。12節委託料は、7月に開催予定の森の音楽祭の運営委託費として、楽譜等追加経費が22万円必要になり、補正をお願いするものです。

18、負担金、補助金及び交付金、310万円です。コミュニティ助成事業助成金で、令和5年度の一般財団法人自治総合センター実施の助成金が南殿区に110万円、公益財団法人長野県市町村振興協会実施の地域活動助成事業に塩ノ井区自主防災会が200万円という支給決定を受けて、助成金を交付するものです。

13目企画費、0241企画調整管理事務、補正額354万円です。7節報償費で207万円。7月から採用する移住定住促進に取り組んでいただく地域おこし協力隊の報酬、9か月分です。8節旅費12万1,000円は、地域おこし協力隊受け入れ募集に係る職員旅費です。10節需用費5万円は、女性再就職支援事業のワークショップ開催に当たり、消耗品費です。次の、12節の委託料から消耗品に組み替えております。13節使用料及び賃借料10万円は、おためし地域おこし協力隊の希望がある場合の宿泊に係る経費です。18節負担金、補助金及び交付金124万9,000円は、報酬で御説明申し上げた7月採用の地域おこし協力隊の活動費です。

おめくりいただき、15ページをお願いします。

3款民生費、1項1目、0301社会福祉総務事務、10節需用費の修繕費60万3,000円です。デイサービスセンター松寿荘のボイラーのコントローラーと、暖房機1台の故障による修繕でございます。

0361臨時福祉給付金事業3,496万3,000円です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠分を活用した非課税世帯への給付金事業となります。住民税非課税世帯へ3万円の現金を給付するものです。

1節報酬は、この事業に当たる会計年度任用職員の7か月分の報酬81万4,000円です。3節職員手当等15万3,000円は、会計年度任用職員の期末手当、8節旅費5万2,000円は通勤費です。10節需用費5万3,000円は、通知に係る封筒やトナーなど消耗品です。

次の16ページに入りまして、11節役務費24万1,000円は、通知の郵送料です。18節負担金、補助金及び交付金65万円は、情報センターのシステム改修費の負担金です。19節扶助費3,300万は、1世帯3万円の給付金で1,100世帯を見込んでおります。

2項2目、0340保育園運営事業のおめくりいただいた17ページの14節をお願いします。工事請負費32万円です。西部保育園の生ごみ処理機設置工事を当初予算で220万円を計上しておりましたが、資材高騰により、32万円の工事費の追加をお願いするものです。

18ページをお願いします。

4款、1項1目、0400保健衛生総務事務の10節需用費、修繕料になります。保健センターの2階女子トイレの壁タイルが剥がれ、修繕費20万円をお願いするものです。

0413新型コロナワクチン接種事業3,816万7,000円です。当初予算編成時には、今年度のワクチン接種の方針が決定していなかったため、当面の3か月分の会計年度任用職員の人件費のみの計上でしたので、今回追加で、12月まで雇用する人件費とワクチン接種に係る経費をお願いするものです。

1節報酬は、会計年度任用職員3人分、312万2,000円。3節職員手当は、会計年度任用職員の期末手当28万5,000円。8節旅費は通勤費5万6,000円です。10節需用費は、ワクチン接

種の集団接種を想定した消耗品費60万円。燃料費は、冬期間の集団接種会場の灯油代5万円、印刷製本費は、チラシ印刷代として6万円です。11節役務費の通信運搬費217万2,000円は、郵送料と増設した電話代などです。12節委託料は、医療機関へ委託する個別接種1万回と、集団接種の際の廃棄物処理の経費です。13節使用料及び賃借料94万5,000円は、予約システム使用料が主なものです。

おめくりいただき、19ページをお願いします。

6款農林水産費、1項3目、0605農業振興事業6,370万円です。18節の負担金、補助金及び交付金で、補助金がこのたび二つ、県の事業採択を受けて決定しました。

一つ目は、産地生産基盤パワーアップ事業補助金5,470万円です。これは、麦の播種機械を導入する補助金を南箕輪村農業再生協議会へ、二つ目が、信州農業生産力強化対策事業補助金100万円、これは、国が推進するスマート農業機械の導入を図る事業で、まっくんファームへ交付します。どちらも、県から交付された全額をそれぞれ交付します。三つ目の農業者燃油燃料高騰対策支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業、800万円です。燃油・燃料の高騰を受けている個人及び法人の農業者の支援を行い、農業の経営安定を推進とする目的で交付します。農業販売額の2%、上限10万円を補助金額とします。

おめくりいただき、21ページをお願いいたします。

7款商工費、1項2目、0702商工振興事業193万5,000円です。10節需用費で、伊那インター前駐車場の案内看板の修繕費13万5,000円、18節負担金、補助金及び交付金180万円は、大芝高原まつり補助金です。ステージ資材、電気工事、シャトルバスリース料等と、昨今の物価上昇により、不足する経費の補助金を増額するものです。

0710生活支援・企業応援商品券事業5,134万5,000円です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業になります。電気・ガスの価格高騰の影響を受けている家計への支援ということで、全村民対象に一人当たり3,000円の商品券を配布します。家計支援と同時に、商工業の消費拡大にもつながると考えております。

10節需用費は、事務用品等の消耗品費20万円、発送用の封筒印刷費で15万円、11節役務費は、商品券郵送料で169万5,000円。12節委託料は、この事業の取扱い事業者の募集や商品券の作成などを業者へ委託する費用です。18節補助金は、商品券の総額4,830万円です。

22ページをお願いします。

3目観光費、0703観光振興事業81万8,000円です。観光森林課で7月から施設管理業務に従事する会計年度任用職員の報酬74万7,000円と、その通勤費7万4,000円をお願いするものです。

23ページをおめくりいただき、8款土木費、4項2目、0850大芝公園管理総務事務です。823万6,000円です。11節役務費手数料1万1,000円は、コピー機を1台開発公社から森の交流施設へ移した名義変更手数料です。12節委託料は、観光森林課事務所の警備業務委託料15万9,000円、大芝公園内のアスレチックなどの遊具や、野球場のバックネットの点検委託料73万円です。13節使用料及び賃借料15万6,000円は、森の交流施設のコピー機のリース料です。14節工事請負費は、村内企業から多額の寄附のお申し出をいただきましたので、役場内で検討した結果、大芝公園のアスレチックの新設に使わせていただくことにしました。寄附分と不足分を合わせて、718万円の補正をお願いいたします。

24ページをお願いします。

5項1目、0830住宅管理事業6万5,000円です。住宅耐震診断の委託料になります。当初予算で2件分を計上しておりましたが、3件のお申込みが見込まれましたので、1件分の増額をお願いするものです。この事業の財源は補助金があり、国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1となっております。

おめくりいただき、25ページをお願いいたします。

9款消防費、1項2目、0902非常備消防事務71万円です。18節負担金、補助金及び交付金の消防団員免許・資格取得費補助金が、当初予算時は準中型免許3人を見込んでおりましたが、希望をとった結果、7人で3種類の免許、延べ9人から取得希望がございましたので、補正をお願いするものです。

26ページをお願いします。

10款教育費、1項4目、1005教育振興事務41万2,000円です。8節旅費12万5,000円は、本年度採用した2人の体育専科教員が、南箕輪小学校と南部小学校を授業に合わせて行き来する際に使用する自家用車の交通費です。13節使用料及び賃借料は、体育専科教員の拠点となる準備室を、当面コンテナハウスを設置して対応するための賃借料になります。

2項1目、1010南箕輪村小学校管理事務41万6,000円です。新型コロナウイルス感染症対策として、これまで小中学校各校1台のみの設置だったCO₂センサーを各教室に設置するため、需用費の補正をお願いいたします。1017事業、南部小学校事務22万8,000円。先ほどと同様に、CO₂センサーの各教室への購入費です。

おめくりいただき、27ページをお願いします。

1013給食センター事業、18節負担金、補助金及び交付金640万円です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、小中学校の学校給食の食材費の負担増に対応するため、給食費補助金を一人一食当たり25円増額補助するものです。南箕輪小学校及び中学校、児童生徒1,280人分です。

1014学校給食センター整備事業120万円です。現在建設中の学校給食センターの一般玄関と防災フロアの壁に、大芝のアカマツを使用しますが、この木材に防火塗料の加工が必要になり、その委託料の補正をお願いするものです。

1019南部小学校給食事業です。先ほどの1013事業と同様に、南部小学校の学校給食の食材費の負担増に対応するため、295人分の補助金147万5,000円です。

28ページをお願いします。

1020中学校管理事務27万8,000円、CO₂センサーを各教室に設置する購入費です。

6項2目、1040公民館総務事務3万円です。今年度、大泉区で西部地区館の雨漏り修繕事業を予定しておりますが、物価上昇に伴い、その事業増額分の3分の1を増額補助するものです。

7項2目、1061体育設備管理事業17万6,000円です。12節委託料で、村民体育館は建築基準法で定める特殊建築物で、3年に1回の定期検査及び報告が義務づけられており、その委託料となります。当初予算に計上漏れであり、このたびの補正でお願いするものです。

1062体育施設整備事業37万円です。本年度、村民体育館の柔剣道場のLED化工事を180万円で予定をしておりますが、照明器具等の価格上昇に伴い、補正をお願いするものです。

おめくりいただき、29ページをお願いします。

14款予備費191万1,000円の補正をお願いして、歳入歳出を調整させていただくものでございます。

7ページにお戻りいただきまして、2の歳入をお願いいたします。

16款国庫支出金、1項4目、衛生費国庫負担金3,029万7,000円。これは、新型コロナワクチン接種事業の国庫負担金です。この後出てきます衛生費国庫補助金と合わせて、全額が国庫支出金で賄われます。

2項2目、総務費国庫補助金8,052万7,000円は、地方創生臨時交付金です。令和5年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、先ほど歳出で御説明しました農業振興事業、給食センター事業、南部小学校給食事業、生活支援・企業応援商品券事業、臨時福祉給付金事業の五つの事務事業に充当しているものでございます。

3目、民生費国庫補助金1,787万6,000円の減額です。これは、重度訪問介護等の補助金で、障がい者福祉に全額充当されている事業ですが、当初、国庫補助金で計上しておりましたが、県からの指摘によりまして、17款の県支出金の民生費県補助金へ組み替えるものです。

4目、衛生費国庫補助金724万円です。新型コロナワクチン接種事業の関連費用です。

8目、土木費国庫補助金3万2,000円は、耐震診断1件増加分となります。

10目、教育費国庫補助金45万円は、小中学校のCO₂センサー購入経費の2分の1の補助分です。

8ページをお願いします。

17款県支出金の2項6目、農林水産費県補助金で5,570万円です。歳出の農業振興事業で御説明いたしました産地生産基盤パワーアップ事業補助金で、南箕輪村農業再生協議会へ5,470万円、信州農業生産力強化対策事業補助金としまして、まっくんファームへ100万円、そのまま補助金として交付されます。

8目、土木費県補助金1万6,000円は、耐震診断の1件増加分、県負担分です。

おめくりいただき、9ページをお願いします。

21款繰越金です。村長の冒頭挨拶でも触れましたが、繰越金が5億円と見込んでおります。補正第2号の歳出に充てるため、先行して5,000万円を繰入れします。

10ページをお願いします。

22款諸収入310万円です。地域づくり推進事業で、歳出で申し上げました南殿区と塩ノ井区自主防災会へ、コミュニティ助成事業として交付決定いただいたものになります。

以上で、議案第4号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、山崎議員。

6 番（山崎 文直） 6番、山崎です。お伺いします。

15ページの0301社会福祉総務事務の中に説明がありました需要費で、松寿荘ボイラー修繕費っていうのも載っています。松寿荘、社会福祉協議会の部分につきましては、村の福祉事業を直接現場でやっているという部分でありますから、これに対する村の姿勢も非常に大事なかなというふうに思いますが、昨年も会議室の防災用の窓ガラスが長年なかなか修繕できなくて、その後修繕されたということでもありますけれども、こういうようなケース、今回ボイラーの修繕、これは物ですからいつかは壊れるっていうか、傷むことが考えられますけれど

も、松寿荘とかいう部分につきましての例えば管理、そういう部分を、もう少し丁寧な調査等をしてやる必要もあるんじゃないかなということでもあります。ボイラー修繕そのものについて、私はぜひ早めに実施してほしいということですが、これについて松寿荘の施設、その他について、村としてもう少しこの丁寧な対応をする必要があるんじゃないかということでもありますので、その辺についての考え方をお聞かせいただきたいなというふうに思います。

それから、26ページの教育振興費、教育振興事務で、先ほど村長からもありました体育専科教員、村の独自の事業としてお二人、これ今年からやって既に活躍されていますし、私は昨日南部小学校の運動会も見学させていただきました、体育専科の先生も一生懸命活躍をされているところも拝見したわけでありますけれども、この準備っていうか、その部分の専科の先生を採用するのは割とここ近年、近頃になっての話でありますので、無理もないかなというふうに思いますけれども、体育専科の先生が、今一生懸命活動している事務室が、小学校の体育館のもともとは器具置き場みたいなどころでありましたので、これはぜひ良いところをしますけれども、賃借料というふうになってはいますけれども、将来的に少し専門の教員の部屋というか準備室というか、何かそういう考えがあるのかどうかもお聞かせいただければなというふうに思いますので、お願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 御質問いただいた1点目、15ページの松寿荘の関係であります、ボイラーの件はなかなか予見するってことが難しいところだったので、これは事前にとところは難しいところではありますが、前回、山崎議員からそういった同様の趣旨をこの議会内でいただきまして、その後、私が実際現地に行きまして今回の当初予算にも盛りましたが、各種修繕というところを決定させていただいたところでもあります。

しっかりと議員に御指摘いただいたところはしっかり対応しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 体育専科教員、先ほど山崎議員おっしゃられましたが、本当に昨日運動会、南部小学校に限らず、南箕輪村小学校のほうもいい動きをしているなって、そんなことを思ったところでございます。

活動の拠点といいましょうか、今の体育専科のお二人の部屋については、学校とも相談しながら、どこにしようか、どういう位置づけがいいかって言いましょうか、中学校ですと研究室があるわけですがけれども、小学校ですので、子供たちのよりどころの一つ、それから先生方のよりどころの一つ、それからお二人が動きやすいところ等々のことを描きながらですが、コンテナ的なものとか、今、コンテナも大分良い物があるので、そこら辺を今描いているところがございますけれども、部屋として位置づけるのが、今後例えば南箕輪小学校の空き教室があるなし、いろいろそういう状況もありますので、現時点では今ここに予算を入れてありますが賃借の形、それから今後、先ほど申し上げた動きやすいところっていう点を加味しながら考えていきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（原 源次） ほかに質疑はございませんか。

2番、都志議員。

2番（都志今朝一） 2番、都志です。

23ページ、0805大芝管理総務事務の中に、工事請負でアスレチック設置工事がうたっていますけども、先ほど、寄附で足りない分を足すというような補正でありましたけども、アスレチックの工事の内容、どんなようなものをするか説明をお願いします。

それともう1点、27ページ。1014学校給食センター整備事業の中に、委託料で学校給食センター建設工事木材加工委託料っていうのがあるんですけど、大芝のアカマツを使うというような説明がありましたんですけども、これは最初から使用のあれがあったかどうかをちょっとお伺いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） アスレチックの件、私から回答いたします。

当初、アスレチックについては、大芝の間伐材とか大芝のアカマツを使いたいなという意向はあったんですが、なかなか安全基準に満たないというところで、既製品を今採用するというところで、実際には3種のアスレチックを組み合わせた複合的なアスレチックを設置するところで、今進めておるところであります。

以上です。

議長（原 源次） もう1件。

藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 勇） 2番目の学校給食センターの木材加工の委託料について説明させていただきます。

当初から大芝の木材を使う予定だったんですけども、高さ1.2メートル以上のものだと、防火塗装という防火処理が必要になるということで、今回120万円補正をさせていただくものであります。

以上です。

議長（原 源次） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9番、唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 質問、19ページの農業者の高騰対策支援事業補助金ですけども、50万円に所得を下げたということで、100万円以上それぞれでしたんですけども、50万以上は何件で、100万以上の所得の方は何件か教えてください。

議長（原 源次） 有賀課長。

産業課長（有賀 正浩） 唐澤議員の質問にお答えさせていただきます。

今想定している範囲でございますが、50万円のところが65名、100万円以上が135名を一応想定はしております。

以上です。

議長（原 源次） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

18ページのワクチン接種についてであります。一応、年間通して無料で国がやるということになりましたので、このワクチン接種の該当者についてのお知らせは今までのように通知していくのかどうか、ちょっとその点をお願いしたいと思います。大体、対象者がどのくら

いになってくるのかをお願いしたいと思います。

そして、26ページのCO₂センサーがあるわけであります。学校の中で。それで、先ほど歳入のところで国の補助があってという、2分の1国庫補助ということがあってやるようですけれども、夏場になるとエアコンを、暑い夏になるという予測もされておまして、これを一応、換気するとなるとかなり無駄なことにもなるし、換気が必要ということは変わらずということでセンサーをつけているというふうに思うんですけれども、やはりセンサーがどのくらい有効かっていうことについては、どのくらいの有効度があるのかっていうことについては今疑問符がありまして、できれば空気清浄機のほうが、今優秀なものがかかなりできているということですので、必要などころには空気清浄機をつけていくのが本来かなというふうには思うんですけれども、金額がかなりのしてしまうのでというところがあるんですけれども、その辺の考え方がね。やっぱり国のほうだって、CO₂センサーだけにお金出して、本来本当にどんだけその換気、効果があるのかっていうところも検証もされないままこんな形で補助金を出すだけどもっていうところがあるので、ちょっとその辺の考え方をお聞きしたいと思うんですけれども、ちょっと難しいかな。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） ワクチンはすいません。

議長（原 源次） 武島健康福祉課長。

健康福祉課長（武島 亮子） コロナワクチンについての御質問に対してお答えさせていただきます。

春開始接種につきましては、65歳以上の方は、オミクロン株対応のワクチンが済まれた方について新しく接種券を発行しております。その対象者が3,000人を少し超えるぐらいで、接種日順に順次ただいま発送をしているところでございます。それ以外の基礎疾患をお持ちの方、医療従事者などにつきましては、5月号の広報紙にチラシを挟みまして、申込みが必要であるなどの広報をしております。

以上です。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） よろしいですか。議長、失礼しました。

CO₂のセンサーでございます。5類移行の前、4月の段階において、文科省のほうから通知の中にはセンサーを活用せよと、そういうのが入れ込みがございます。それをも踏まえながらなんですが、当面今夏場、梅雨時から夏場を迎えているわけですが、エアコンは当然使っていくと。当然という言葉がいいか、エアコンを使いながらも換気はしていきます。換気の仕方も、教室の2方向を開けてとかというそういう状況、それから、感染状況がどうなるか非常に不透明でございますが、冬場も当然迎えるわけですので、例えば中学校ですと1年生、今40名というクラスで動いてるんです。きちぎちでなかなか苦しい状況があるんですけれども、そういうようないろんな子供たちの状況を見た中で、センサーの効果的な活用、それをしながらという中での今回の予算でございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

議長（原 源次） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

5番、加藤議員。

5番（加藤 泰久） 5番、加藤です。

先ほど、都志議員が質問しました大芝公園のアスレチックの設置工事、これは不足分で追加しているってことですが、この工事の総額は幾らの工事であるか、それを教えていただきたいと思います。

議長（原 源次） 有賀観光森林課長、お願いします。

観光森林課長（有賀 仁志） それでは、加藤議員の御質問にお答えします。

今回の補正分と当初を合わせて、1,200万円の工事を予定しております。先ほど村長のほうからありましたように三つの部分が抜けておりますので、その合併の関係と修繕の関係も含めて、合わせて1,200万円を予定しております。

以上です。

議長（原 源次） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案第5号「令和5年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第5号「令和5年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の水道事業費用を359万円増額し、支出総額を2億8,128万4,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） それでは、議案第5号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書4ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項2目、配水及び給水費の24節、路面復旧費210万円の増額は、昨年度実施いたしました国道153号への配水管を布設した工事箇所につきまして、今年度、舗装の本復旧を実施する工事ではありますが、国道の舗装工事ということもありまして、当初予算時の設計額の見込みが甘かったことにより工事費が不足することになってしまいましたので、補正をお願いするものでございます。

1款1項5目、総係費の1節給料から30節負担金につきましては、職員の人事異動に伴いまして、149万円の増額補正をするものでございます。

5ページから7ページにつきましては、給与費明細書を記載しておりますので、お目通しいただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を144万6,000円増額して、2,884万3,000円とするものでございます。

以上、議案第5号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第6号「令和5年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第6号「令和5年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入、支出の予定額につきまして、支出の下水道事業費用を20万1,000円増額し、支出総額を5億7,177万9,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第6号の細部説明を申し上げます。補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書4ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項2目、処理場費の21節修繕費90万円の増額は、処理場にあります最終沈殿池の汚泥掻寄機に不具合が生じておりまして、修繕をしなければならぬため、増額補正をお願いするものでございます。

1款1項5目、総係費の1節給料から30節負担金につきましては、職員の人事異動に伴い、69万9,000円減額補正するものでございます。

5ページから7ページは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しいただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を65万7,000円減額して、1,736万3,000円とするものでございます。

以上、議案第6号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案の上程を行います。

議案第7号「南箕輪村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第7号「南箕輪村農業委員会委員の任命につき同意を求める

ことについて」、提案理由を申し上げます。

現在の農業委員会委員の任期が令和5年7月19日で満了となることに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会委員を任命することについて議会の同意を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

有賀産業課長。

産業課長（有賀 正浩） それでは、議案第7号の細部説明を申し上げます。

まず、農業委員会の委員の内訳につきましては、平成28年度の法改正により、村長が任命する11名の農業委員、農業委員会長が任命する4名の農地最適化推進委員、合わせて15名の構成となっており、村長が任命する11名の農業委員につきましては、議会の同意が必要となっております。

農業委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第7項により、農業委員会の所掌事務に関して、利害関係を要しない中立的な立場の委員を含むこと。また、第9条第1項により、農業者が組織する団体等に候補者の推薦を求めること。そして、一般公募することが必要とされております。

このことを踏まえまして、JAと商工会からの推薦、一般公募、そして、区からの推薦により農業委員11名が選出されました。選出された11名につきましては、農業委員会長などで構成される評価委員にて要件審査を行い、全員について適格であると評価結果報告がありましたので、同意を求めるものであります。

それでは、おめくりいただき、名簿を御覧ください。

まず、倉田明彦さんにつきましては、農業者団体としてJAからの推薦。原聡美さんにつきましては、中立的な立場として商工会からの推薦。唐澤喜廣さんにつきましては、一般公募であります。

以降は、地区推薦の委員となります。

久保区の堀敬一さん、塩ノ井区の征矢昌博さん、北殿区の小林美晴さん、南殿区の唐木義秋さん、神子柴区の太田和也さん、沢尻区の唐澤忠さん、南原区の伊藤良夫さん、大芝区の城田忠志さんとなり、合計11名の方を農業委員として同意を求めるものとなります。

なお、11名のうち、唐澤喜廣さん、征矢昌博さん、唐木義秋さん、伊藤良夫さんの4名につきましては、現在も農業委員として活動していただいております、残り7名の方が新規の農業委員となります。

また、認定農業者の意見が農業委員会の運営に的確に反映されるようにするという法律の趣旨から、農業委員の過半数は認定農業者であることが求められています。しかし、当村は認定農業者の数が規定より少ないため、認定農業者過半数要件の例外が適用され、認定農業者に準ずる者を含め、過半数であることが必要となります。

準ずるものとしましては、人・農地プランに位置づけられた農業者や、過去に認定農業者であった者などが該当してきます。また、認定農業者過半数要件の例外を適用する場合には、議会に対して説明することが必要であるとされております。

このことを踏まえまして、名簿の区分欄を御覧ください。

堀敬一さんと城田忠志さんの2名は、認定農業者であります。唐澤喜廣さん、征矢昌博さん、唐木義秋さんの3名につきましては、施行規則第2条第1号へと記載がありますが、人・農地プランに位置づけられた農業者であります。伊藤良夫さんにつきましては、施行規則第2条第1号イと記載がありますが、過去に認定農業者であった農業者であります。

したがって、11名のうち6名が認定農業者、もしくはそれに準ずるものとなり、過半数を超えております。

なお、今回の委員の任期につきましては、7月の20日から3年間となります。

以上、議案第7号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案に対する討論、採決を行います。

議案第7号「南箕輪村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

11人の同意について、一括で採決することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

議案第7号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第7号は同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

散会 午前10時46分

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 5 年 6 月 1 4 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 1 番から)

1 番	西 森 一 博
8 番	太 田 篤 己
7 番	百 瀬 輝 和
6 番	山 崎 文 直
4 番	三 澤 澄 子
2 番	都 志 今朝一

○出席議員（10名）

1番	西	森	一	博	6番	山	崎	文	直
2番	都	志	今	朝一	7番	百	瀬	輝	和
3番	笹	沼	美	保	8番	太	田	篤	己
4番	三	澤	澄	子	9番	唐	澤	由	江
5番	加	藤	泰	久	10番	原		源	次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村	長	藤	城	栄	文	健康福祉課長	武	島	亮	子											
副	村	長	田	中	俊	彦	地域包括支援センター長	山	崎	一											
教	育	長	清	水	閣	成	子育て支援課長	武	井	香	織										
総	務	課	長	清	水	勝	宏	産	業	課	長	有	賀	正	浩						
地	域	づ	くり	推	進	課	長	高	橋	里	江	観	光	森	林	課	長	有	賀	仁	志
会	計	管	理	者	城	取	晴	美	建	設	水	道	課	長	武	井	厚				
財	務	課	長	市	川	美	保	教	育	次	長	藤	澤	勇							
住	民	環	境	課	長	松	澤	さ	ゆ	り	代	表	監	査	委	員	加	藤	篤		

○職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	高	木	謙	治	
議	会	事	務	局	次	長	宮	澤	文	敏

会議のてんまつ

令和5年6月14日

午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

1番、西森一博議員。

1番（西森 一博） 議席番号1番、西森です。通告した5項目について質問をさせていただきます。

昨年度、私は区長をさせていただいておまして、1年間を通じていろいろな思いを持たせていただきました。そういった中から、質問をさせていただきたいなと思っております。

まず初めに、区や組の未加入世帯について質問をさせていただきます。

各地区の役員の担い手不足が大変重要な課題であります。全国的にも、役員の担い手不足や役員の高齢化は課題になっております。総務省が発表した地域コミュニティに関する研究会という自治会加入率の統計を見ますと、当村と同じ区分の人口1万人から5万人未満の区分では、2010年度に80.9%から、2020年度には74.2%まで減少しております。また、内閣府が行った市区町村のアンケートによりますと、役員や運営の担い手不足や役員の高齢化などが課題であると、多くの市区町村で挙げております。

当村の区・組加入世帯数を見ますと、令和5年5月1日時点での一戸建て世帯の区加入率が87.2%、また、アパートを含めた全村の加入率を見ますと、65%と非常に低くなっております。

組未加入世帯への広報紙などの配布を、組長や区の役員が行っております。組未加入世帯が増えますと、区の負担が増えてしまいます。これ以上、組未加入世帯が増えようと、区では対応し切れないというような声もちらほらと聞こえてまいります。

また、区や組に加入してない世帯には、村で広報紙を配布しておりますが、区や組未加入世帯の広報紙の配布委託料を見ますと、5年前と比較して、令和元年度が約110万円、令和5年の予算が約132万円と、区や組の未加入世帯が増えていることが分かります。今後、区や組の未加入世帯が増えますと、村・区も負担が増えるということになります。

そこでお聞きしたいのが、村として、区や組の未加入世帯の増加への対策っていうのがあるのかということをお聞きさせていただきます。答弁をよろしくお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号1番、西森議員の質問にお答えをいたします。

区・組未加入世帯についての中で、まずは区・組未加入世帯の増加への対策はあるかという御質問をいただいております。

まず初めに、未加入世帯の現状であります。西森議員がおっしゃられたとおり、一戸建てに限定した場合は87.2%、アパートを含めると約65%となっております。さらに、地区別の中期的なデータであります。コロナが訪れる前、平成22年から令和3年までの約10年間の傾向を見ても、未加入世帯について増加傾向にあります。塩ノ井・北殿・大泉であります。久保・南殿・田畑・神子柴・北原では、大きな変化はありません。沢尻・南原・大芝では、わずかではありますが、未加入世帯は減っております。中込では大きく減少したというところであります。

しかし、ここに来てコロナの影響もありまして、未加入世帯が増加傾向に大きく転じる可能性が高いと感じております。原因といたしましては、これまでもこれは共通の課題であります。両親が共働きで区の仕事ができないとか、高齢者のみの世帯のため役割を全うできない、一人親世帯なので区の役ももちろんできないし、さらに加入金等、経済的な負担が重い。こういったことが今までもありましたが、これが、コロナの影響により閾値を超えて広がってってしまう。そういったところを大変危惧しているところであります。

区長会でも毎年話題となっております。この区・組未加入世帯への対応は、喫緊の課題として捉えております。

そこで、現状進めてきた対策について申し上げます。

現在、区・組加入を促進するために、地区相談員を各地区2名置いております。また、自治機能の向上、そして住民自治の地域づくり、これらを推進するため、昨年から新たに1名の集落支援員を配置をしております。この集落支援員には、区・組への加入促進のための調査や専用のパンフレットの作成、地区公民館へ出向き開催しているおでかけ村長室のフォロー、役場窓口での実際の区・組加入の促進、区長会との連携、区の業務支援などの業務を担っていただいております。特に力を入れていただいているのは、実際、転入等で役場窓口に来られる方に対して、加入促進に向け、丁寧に説明を行っているところであります。

また、昨年度から今年度にかけて、区ごとの地区紹介のパンフレット制作を進めております。昨年度は、塩ノ井・大泉・南原区の3区で制作をいたしまして、今年度中に、残り9地区のパンフレットの作成を予定をしております。

このパンフレットであります。区の地図を中心に、夏祭りやスポーツ大会などのイベント行事、区費の使い道や区にある名所・環境、また、その区に住んでいる方の実際の声等を掲載してございまして、今まで配っていた書類は、どちらかというと文字だけで文書パンフレットだったんですが、それではいかんということで、写真やイラストなども使いまして、少しキャッチーなパンフレットということで、特に若者の目に留まるように工夫をしております。

さらに、地域コミュニティ活動の一つのきっかけと言われております。子供との関わりのある行事や団体についてを力を入れて紹介してございまして、区の役割の大切さ、地域コミュニティ活動の大切さを理解していただけるよう、併せて窓口で説明をパンフレットを使って行っておるところであります。

また、抜本的な対策といたしまして、令和5年、6年の2年をかけて、区や組の運営を考

える検討会、これは仮称であります、を立ち上げまして、行政協力業務の改善について真正面から取り組んでまいります。

この件につきましては、この後の質問と関連がありますので、そちらで回答をさせていただきます。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） 集落支援員等配置もされて、村としても対策を講じられているということ、あと、パンフレット等配布が始まっているということもありますので、さらに早急に進めていただければと思います。

加入促進も含めてなんです、旧来体制のままですと、なかなか現状としては限界になっているかなと思います。現在の回覧板等、広報紙の配布の仕方等です。あと、隣組の体制などもちょっと1回見直せるような形も含めて、そういったところも検討していただければと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

区や組未加入世帯についてのことにまた引き続きなってしまうますが、区や組未加入世帯の孤立について質問させていただきます。

アパートを含めた区や組の加入世帯が65%と低くなっておりました。一戸建てに比べて、移住しやすいアパート世帯に関しては、区に関わらないという傾向が強いのかなと思われま

す。また一方で、区の作業や役員などを受けられないというような理由で、区や組から離れるケースなども増えております。昨年度、北殿区では数件ほどあった世帯が、一度に組外世帯になったというような事例がございました。区外の世帯になったことで、御近所とのコミュニケーションが減ったと聞いております。

しかし、区としてちょっとお聞きしたんですが、組外世帯の対応を役員が行っているという現状を聞いております。組外世帯が増えますと、区役員の負担が増えてしまうという事情もあって、今以上に組外世帯が増えるということは、区としては対応ができなくなるために、区外にすることにしてお聞きいたしました。このような事例は全国的には珍しいことではないようでして、今後も、当村でもこういった事例が出てくる可能性はあるかなと思われま

す。しかし、地域との関わりが薄れるということは、御近所のコミュニケーションも減ってしまいます。そうしますと、孤立する可能性が高くなるかなと思われま

す。そこで一つ、御質問ではあります。

こういったような、孤立を防ぐような取組というのを村のほうでは行われているかということをお聞きさせていただきます。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 2 番目の御質問といたしまして、孤立を防ぐ取組を行っているかという御質問であります。

まず、現状この区・組未加入世帯に限定して、孤立を防ぐ取組をやっているかと言われま

となっております。

また、未加入世帯に限らず、村全体で孤立を防ぐというところは重要な点でありますので、そういったところの事業、御紹介をさせていただきます。

孤立を防ぐ取組といたしましては、まずは、民生児童委員の皆様による献身的な日頃の訪問活動が挙げられます。また現在、社会福祉協議会が中心となりまして、これは県内でも先駆的な取組になりますが、身寄りのない方が地域で安心して暮らすためのガイドライン、こちらの作成を進めておりまして、村も全面的に協力をしているところであります。

加えて、地域のつながりづくりの観点から、村社会福祉協議会と共同いたしまして、住民向けの地域支え合いセミナーや、交流サロン等の通い場への補助金による支援を行っておりますし、げんきアップクラブ等の介護予防事業にも取り組んでおります。これは、区未加入者の方も参加をしております、それぞれの交流を生み出すきっかけにもなっております。

最近、このげんきアップクラブ、少し論点は変わりますが、少し年齢層の幅が広くて課題を感じておったんですが、先日、VC長野トライデントの選手と一緒に参加をしてやるというところで、若い高身長なまさに健康そのものの方が一緒にやっておりますので、参加者から大変喜ばれておるという現状でございます。

話を戻しますと、また孤立することで心配をされることは、高齢者のみの世帯などが閉じこもりになったり、また災害時に取り残されてしまう、そういったところは大変危惧しておるところであります。

そういったこともありまして、災害を想定して、一人で避難ができない人のための個別避難計画の策定も、これ大変な作業になりますが、新たに始めておるところであります。こういった、平常時から災害時まで含めた支え合いのある地域づくりを進めることで孤立を防ぐ、そういったところも進めておるというところであります。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） げんきアップクラブ等も幅広く年齢層対象にされているということと、あと、またVC長野トライデントさんが参加されてげんきアップクラブ等に呼び込むということは、非常に良い取組だなと感じておりました。

やはり、高齢者等孤立しますと、どうしても家で倒れていたりすると、なかなか気づかないってような事例もあるみたいでして、村長も先ほどおっしゃられてましたが、災害時、安否確認が遅れる等のことも考えられます。やはり、その孤立の予防等プライバシーの関係もありまして、なかなか対策は難しいかなとは思われますが、ぜひとも今後も進めていただければと思っております。

では、次の質問に入らせていただきます。

行政協力業務について質問させていただきます。

村から区には、様々なお願いをされることがございます。委員の推薦、募金集め、広報物の配布、会議への出席など、行政から協力をお願いされることが多々あります。そのことを、行政協力業務と呼ばせていただきます。

こちらの行政協力業務ですが、区の役員を避けたいと思う要因の一つとして、こちらの行政協力業務が負担だと感じている方々もおります。地域コミュニティに関する研究会という資料を見ますと、自治会の負担軽減に取り組んでいると回答した団体の取組として挙げられ

ているのが、活動場所の提供支援、市区町村の担当窓口の一元化、広報物の直接配布などを行っているとなりました。

先ほどの村長の答弁にもありましたが、ある程度負担軽減というか、村でも取り組んでいただいているということがあるんですが、改めてちょっとここでお聞きさせていただきますが、現在の区の負担軽減の取組と、あと行政協力業務というものを減らす予定はあるかということをお聞きさせていただきます。答弁をよろしくお願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 行政協力業務を減らす予定は、取組はあるかという御質問であります。

まず、これまで負担軽減を行ってきたものといしましては、すこやか係にお願いをしておりました検診の取りまとめ作業を、郵送で行う形に変更いたしました。これは、個人情報の関連もありまして、私の判断で進めたところでありまして。また、今まで不法投棄された物の分別を各衛生係の皆様をお願いをしておりましたが、非常に不衛生で危険性もあるというところで、村のほうで、持ってきていただければ一括で処理するという形に変更したところでもあります。

さらに、今後も行政協力業務を減らす必要は私はあると思っております。先ほども申し上げましたが、この行政協力業務が多過ぎるといった御意見、区長会からも毎回いただいております。改革を進めてまいります。今年度から令和6年度までの2年間で、行政協力業務、そして自治会運営の様々な課題を把握・可視化した上で、10年先を見据えた時代に合った形に改善、見直しを行うための、先ほど申し上げましたが、区や組の運営を考える検討会を立ち上げて、こちら進めていきたいと考えております。

進めるに当たって想定される課題も幾つかありまして、先ほど、旧来型のまま続けてきているというところで、このことに関しては、昔の3世代同居、農家中心だったときから大きく変わっておりませんので、要するに今回初めて、これだけ抜本的に変えようというところになります。

そうなるとなると、長年慣例で続けてきたものですので、昔はこうだったんだから今もやるべきだということで、一定程度の反対意見も出てくるのではないかと考えております。そういった中で私が重要だと思うのは、納得感を思っ、なぜこう変えるのか根拠を示して進めていくことだと思っております。

ですので、全てを村のほうで請け負うわけではありません。この負担軽減を行う業務を適切に区分いたしまして、例えば、私の思いであります、豊かな自然環境、これは都会にはありません。これを守る業務や地域コミュニティの醸成、草刈り等で会って徐々に声をかけ合うとか、そういったことは引き続きやっていくことに対してしっかりと説明ができますので、そういったところ、そういう説明ができる、納得感のある業務については継続することも大切だよねと。そういった中、そういったふうにとしっかりと根拠をつくって変えていくというところが、旧来型を今の形に変えるっていう意味でも非常に大切なところだと思っております。

そうして進めていけば、社会環境が大きく変化をしておりますので、南箕輪村であれば受け入れていただけるのではないかと捉えておるところであります。

ただ、もう一つ大きな課題といしましては、これまで共助で実施してきたものを公助で

やる部分も多くなってまいりますので、その部分、公の負担が上昇してしまう。そういったところは覚悟なくしてはいけないと思います。ここも、こういった形でやるかによって公の負担が大きくなったり、あと工夫すれば中くらい程度で済んだりとかありますので、この部分は工夫してやっていきたいと思っておりますし、後ほどの次の質問に関連しておりますので、そこで詳細については答弁をさせていただければと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） 区は村の根幹となる重要な組織ではあるかと思えます。

先ほども説明、お話しさせていただきましたけども、区の役員の担い手が減ってきている中で、各地区でも、担い手不足を減らすためのいわゆる努力をされてきているかと思えます。しかし、区だけではもう変えることが限界に近い状況になっているということもちょっと考慮していただいて、先ほどもお話ししていただいた負担軽減等、行政協力業務を減らすなど、そういったところを対策を早急に進めていただければと思えます。

では、次の質問に入らせていただきます。

区長の負担軽減について、ちょっとお話、質問させていただきます。

私も去年区長をして経験したことなのですが、やはり村から依頼される行政協力業務が多かったというところがあります。さらに、責任が区長にかかり過ぎているなど感じました。ほかの区長経験者の方にお聞きしましたところ、同じような意見を持っておりました。特に、村からお願いされる委員の推薦等、こちらに非常にプレッシャーを感じる区長さんは多かったと思われまます。

私のほうでちょっと調べたんですね。なぜ区長に全ての業務が集まってしまうのかっていうのをちょっと調べたところ、これ地方自治法の第260条の6に、認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体の全ての事務について認可地縁団体を代表するということがありました。これでは、業務の大半が区長を通じて依頼されてしまうというような現状があるかなと思われまます。

しかし、地方自治法第260条の8項に、認可地縁団体の代表者は、規約または総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理人を他人に委任することができるのとあります。区長に集中してしまう業務を、代理人等へ分散することができるのではないかなと考えられます。

今までも、村から区長に業務を分散させようというような動きはなかったかなと思われまます。現在、区長をやってもらうこと、区長を受けてもらう人を探すのが大変な状況になっております。もしかしたら近い将来、区長が出せないというような区も出てくる可能性はあるかなと思われまます。

そういったような事態を招く前に、村と区の間で、区長業務に関して協議をする必要があるのでと思っております。

そこで質問ですが、区長の業務を減らす、または分散するようなことを考えているっていうことはあるかをお聞きいたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 区長の業務を減らす、または分散することは考えているかという御質問であります。

この区長の業務や負担を軽減することも、行政協力業務を減らしていくことで達成をしてまいりたいと考えております。村がお願いしている、いわゆる充て職や出席するイベントや会議についても、この機会に見直しができればと考えておりますし、区長会長は特に負担が集中しておりますので、そちらにも手をつけていかななくてはならないと感じております。

区の役員が、任期が1年となっております。それぞれメリット、デメリットあるかと思いますが、やはり継続的な課題に中長期的に取り組むことができないことは、デメリットではないかと思っております。

これはあくまでも構想であり、こうしますっていうことではありません。こういった解決の仕方もあるのかなというところで御答弁いたしますと、私が最初、東京都江戸川区の職員になったときに、自治係という係に配属をされました。これは、地域の町会業務だとか青年団体の業務だとか、スポーツ団体の業務、そういったことがやる各会議の準備だとかお祭りの準備、そういったところをやるちょっと公務員らしからぬ係でありまして、確かに、東京はこの地方に比べれば地域コミュニティはより希薄化していますので、そういった地域コミュニティを助けるというところで、そういった係が先進的であったというのは、今思うと納得できるところであります。

そういったところを参考にさせていただきますと、例えば、区を補佐していく地域担当職員、集落支援員でもいいと思うんですが、これを最大12人雇用いたしまして、長期的に担当地区の事務業務を担っていただきまして、区長の運営を補佐していただくことにより、区長の負担はかなり軽減するのではないかと思います。

ただ、これだけでは、多分仕事としては成り立たないのかなと思いますので、例えば、先ほど公助で実施する部分、公の負担が増えますよっていう話をいたしましたのが、例えば、全地区の朝の資源ごみの立会いをこの12人で協力して回してやっていただくとか、あとは今、高齢者の足の問題が非常に問題になっておりますので、日中空いてる時間は、福祉移送サービスに代表される熟年者の足の確保のための送迎業務を各地区で行っていただいたり、この辺本当工夫によるんですけど、上手いことその仕組みを整えることができれば、今後10年先の社会を見据えた場合、区の中核として担っていける、そんな人材を育てることができるのではないかと考えております。

ただ、課題といたしましては、今かなり人手不足というところが叫ばれておりますので、こういった業務、雇いたいよといっても、集まってくるかどうかというところは課題であります。これはひとつ、私の構想というところで御理解いただければと思います。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） 村長の答弁にもありましたように、地域係とかそういったような担当者を配属していただくことで、区長の負担はかなり軽減できるかなと思われま。

ぜひ、今のところは構想の一つ、一つの構想としてありましたけども、そういったのを実現できるような体制を整えていただければなと思います。

区長の業務に関してでも、区長を受けていただける方も昔とは違っていまして、仕事をしている方が非常に多いですので、そういったところで負担軽減をお願いできればと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

先ほどから御説明の中にもありました、答弁の中にもありましたように、区や組の運営を

考える検討会について質問させていただきます。

今年度より、区や組の運営を考える検討会が予定されておるとおっしゃっていましたが、村報の4月号に掲載されていた内容を見ますと、時代に合った区や組の運営を考える検討会を立ち上げ、負担軽減や地域のつながりを追求とありました。

また、177万円の予算が計上されておりましたが、この検討会の目標と予算の使い道について答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 検討会の目標と予算の使い道についての御質問であります。

まず、検討会の目標であります。1年目につきましては、行政協力業務や自治会運営等に関する業務、また、他団体から自治会に依頼されている業務、そういったものの洗い出しを行います。その中で、まずは行政協力業務に絞り検討を進め、継続すべき行政協力業務と改善すべき行政協力業務、ここは廃止も含まれますが、その振り分けを行いまして、結果、行政から各区や組に依頼する業務の内容の変更・削減を行っていくことで、区や組の負担を軽減することが最終的な目標となります。

2年目の目標につきましては、洗い出しはいたしました、1年目に検討しなかった自治会運営に関する業務の改善や、他団体から自治会に依頼されている業務の改善・検討を行ってまいりたいと思います。

自治会運営に関する部分に関しましては、目標といたしましては、自治会運営に関するガイドライン、そういったものを作成することを現在のところは考えております。なぜこの強制力のないガイドラインを想定しておるかといいますと、区や組・自治会はあくまで独立した組織でありまして、いうなら、外部である行政がこうしてくださいととやかく言える関係ではありません。

ただ、それでは今まで何も変わってこなかったというところがありますので、そういったところで、例えば、村と区長会で連名でガイドラインをつくって働きかけていくというのは、一案かと考えているところでもあります。ただ、このガイドラインが本当に有効に働くかどうかというのは、この検討会を進める熱量や成果、そういったものが大変重要になってくると思いますので、しっかりと2年間取り組んでいきたいという思いであります。

また、他団体から自治会に依頼されている業務、こちらは1年目の行政協力業務と同様に、業務の変更・削減を進める、そういったところを2年目に進めてまいりたい、そういったところが目標となります。

次に、予算の使い道であります。

まずは、検討会に出席いただく皆様の報償費として30万円余、自治会組織検討会の支援委託料として140万円余を計上しており、合計で177万円となっております。検討会については、現在のところ年5回開催予定でありまして、その30万円は、その出席いただいた方への謝礼というところでもあります。人数は24名を予定しておるところであります。

また、自治会組織検討会の支援委託料、こちらであります、次に述べます5項目の業務支援によるものであります。

一つ目が、検討会立ち上げに伴う企画設定支援というところでありまして、現在、役場内でもそれなりの資料は整っておりますので、それを整理をしていただいて、前提条件として資料化をしていただくということ。また、検討会立ち上げに伴い必要となる課題を、未来を

見据えて企画・設定していただくことが一つの業務となっております。

もう一つは、実際の検討会の運営支援でありまして、住民の皆様による24名による検討会を設立するとともに、庁内でも別に職員検討会というものを立ち上げて、検討してまいります。その会議に出席をいただきまして、資料化また議事録の作成等をしていただくことを予定しております。内部の会議についての回数は、状況に応じて回数を変更してまいります。検討会の開催は、先ほど述べましたが5回を予定しております。

三つ目は、その検討会の資料の作成であります。実際に、恐らくワークショップ形式で行う形になりますので、例えば付箋とかでかなりやっていくと思うんですけど、それを実際にどういった結果になったというところを資料化してもらう、そういったところであります。

4番目といたしましては、それらを取りまとめて、方向性を一緒に考えていくというところでもあります。

最後に、5個目は後方支援でありまして、今回のこの取組は閉じられた空間でやるのではなくて、実際の会議もライブ配信をしたりだとか、会議の結果をいろいろな媒体で広報していく、そういったことで皆さんの関心を高めて、外からも、24名以外の方からも意見をいただくような形で進めることができれば、よりよいと私は思っております。そういったところで、その後方支援の部分も業務の中に入れて実施をするところでもあります。

最後に、成果品といたしまして、検討会取りまとめ資料及び方針検討に関する報告書を提出していただくことになっております。これが自治会組織検討会の支援委託料の中身であります。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） そうですね。この24名の方以外にも、村民に広く見てもらうということをおっしゃっていただきましたので、ぜひ村民の声も聞いていただければなと思っております。やはり、区や組の運営を考える検討会に期待をしている村民も多いかなと思います。私もその一人ではあります。

ライフスタイルの変化、区加入率の低下、高齢化など、区の運営は年々厳しくなっている状況があります。近い将来に、区の運営が立ち行かないようなということも想定されますので、やはり今、村長がおっしゃっていたように、より多くの村民の方に知っていただき、若い村だからと、余裕があると対策を先に延ばすっていうことではなく、村全体で現状を認識して、村全体で検討するっていう必要があるかなと思います。

ぜひ、村民の暮らしやすい村へ変わるように、検討を期待しております。

以上、質問を終わりにいたします。

議長（原 源次） これで、1番、西森一博議員の質問は終わります。

ただいまから、9時50分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時50分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

8番、太田篤己議員。

8 番（太田 篤己） 議席番号8番、太田篤己でございます。

質問の前に、新人議員として一言御挨拶申し上げます。議長はじめ、諸先輩議員の皆様、

村長をはじめ執行部の皆様、事務局の皆さん、皆さんとともにこの南箕輪村のために私は頑張ってまいりたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

今回、最初の一般質問でございますので、お聞き苦しい点などがあるかとは思いますが、何でも、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に基づきまして、大項目二つでございますが、一つ、個人所有の空き家及び所有者不明土地について、それから2として、企業誘致と土地利用構想について、順次質問をさせていただきます。

まず、本村でございますけれども、150周年を迎える令和7年につきましては、超高齢化社会を迎えることによる2025年問題、この問題の幕開けの年でもございます。様々な分野にいろいろな影響を及ぼすことが予想される中で、その一つに大量相続時代の到来というものがあります。既に所有者不明の空き地及び土地は全国的に増加しており、本村においても、大きな問題となることが予想されます。

この南箕輪村は、今現在人口も増加し、高齢化率も県内では一番低いと、若い村ということになっております。これも先人の皆様の努力、それから、この村の持つ様々な魅力、こういったものがそういう形を今、つくってきているんだらうというふうに思っております。こういった村においての問題として、将来に禍根を残すことなく、こういった問題を解決していくことが必要なのではないかと考えています。

そもそも空き家というものが何なのかということですが、所有者不明土地も似たようなものではございますけれども、国によりますと、空き家については空き家対策特別措置法で、法的には1年以上住んでいない、あるいは使われていない家を空き家と定義しています。また、所有者不明土地というものは、法務省では、一つ、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地。二つ目として、所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地のいずれかの状態となっている土地と定義しております。

ここで、まず、この空き家問題について質問をしていきたいと思っております。

この空き家につきましては、今私の家の周りにもやはりぽつぽつとそういった空き家も点在しておりますし、これからも徐々に出てきておると思っています。人口が増える村と言っておりますけれども、いわゆる旧集落、農村集落、もともとの農村集落の中にはそういったところがぽつぽつと出てきていて、なかなかそういうところには新しい家が建つわけではありませんので、歯抜けになっているのが現状というふうに把握しております。

こういったものが、このまま大量相続時代というものに突入していくことになると、ますます増えてくる可能性があるというふうに思っております。

つきましては、村はこの現状について、当村の現況を含めてどのように認識して、これに対してどのように対応しようとしているのか。この点について、村長にまずはお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号8番、太田議員の質問にお答えをいたします。

個人所有の空き家及び所有者不明土地についての中で、まずは空き家について、空き家に関連した御質問であります。

まず、村内の空き家の現状であります。水道の利用状況や住民税の家屋敷課税情報などを基に、今年の5月に行いました最新の調査結果によりますと、現在村が空き家として把握し

ている件数は113戸であります。昨年が127戸でありましたので、14戸減少いたしました。

また、令和3年度に策定をいたしました第2期南箕輪村空き家等対策計画では、村内では117戸の空き家が認められ、村内全体の空き家率は2.3%であるとうたわれております。

目を全国的なところに移しますと、平成30年に全国規模で行われました住宅・土地統計調査の結果を見ますと、全国の空き家件数は848万9,000戸と過去最大となっております。空き家率は13.6%となっております。全国と比較いたしまして、南箕輪村は、先ほど申し上げました空き家率が2.3%でありますので、11%以上低い状況であります。

人の営みにおきまして、空き家が一定数生じてしまうのは仕方のないこととあります。空き家率をゼロ%にするというのは難しいこととあります。その中で2.3%という割合は、現状としては大変優良であると捉えております。ただし、この南箕輪はそれだけでは経済が成り立ちません。目を伊那市や箕輪町に向けてみますと、空き家率は15%かそれ以上となっておりますので、上伊那全体を見ますと、全国と比較して空き家率が高いところになりますので、これは大きな課題として捉えておるところであります。

次に、それぞれの空き家の内容であります。現在、相続放棄や未登記などの理由によりまして、いわゆる所有者不明とされる空き家は、村内で6戸あります。また、先ほど申し上げました最新の113戸の空き家につきまして、危険度判定区分別で申し上げますと、著しく損傷しており、いわゆる特定空き家とされるEランクの空き家は、現状、村にはありません。家屋の損傷が激しく、周辺環境に危険を及ぼす可能性が高いDランクの空き家が4件、管理不全な箇所が見受けられ、現在の状態が継続されると周辺環境に危険を及ぼす可能性があるCランクの空き家が4件、こちらも4件となっております。

それら現状をまとめますと、南箕輪村においては、現在のところ空き家が急増しているという現象はありません。これは人口が増加傾向にあり、空き家を取り壊し、新しい住居を建てる循環がそれなりに継続できていることが理由であるかと思えます。

人口減少時代を迎える中で、南箕輪村は伊那盆地の中心にあり便利な場所にありますので、これからもさらに集積化が進むことが想定されます。そういった現状を見ますと、この空き家を取り壊して新しい住居を建てる循環を支援する取組は、重要であると捉えておるところであります。

そのような背景を受けまして、村が実施している対策についてを申し上げます。

まずは、対策の基本的なこととなります。第2期南箕輪村空き家等対策計画を令和4年4月に策定をいたしました。計画に沿いまして、空き家の適切な管理・利活用に取り組んでいるところでもあります。

具体的には、空き家所有者への定期的な空き家バンクだよりの送付、伊那地域定住自立圏での空き家バンクの運営、そして空き家の総合相談会、こういったところも実施しているところでもあります。

また、空き家の数を増やさない取組といたしまして、今年度から世帯全員で転出をした場合、空き家バンクの利用を個別に呼びかける、そういったところを始めたところでもあります。そのほかにも、専門家や住民の代表の皆様で構成しております空き家等対策検討委員会においても情報共有を図り、協議を行い、適宜専門家の皆様にアドバイスを頂戴しているところでもあります。

空き家の解体につきましても、現在国の制度が変わりまして、危険な空き家の解体に用い

ることができる補助金が増えました。非常に有利な補助金となっておりますので、こちらの広報、利用促進をこれから進めていくよう努めてまいります。

また、改正空き家対策特別措置法が、7日の参議院本会議で可決・成立をいたしました。管理状態の悪い物件を新たに管理不全空き家と規定し、市区町村が指導・勧告できる仕組みが導入されます。

管理不全空き家は、窓の一部が割れているなど特定空き家になるおそれがある物件を想定しておりまして、村から除却や修繕を行うよう勧告を行った場合、住宅用地の固定資産税を最大6分の1軽減する措置が解除されることとなります。これは、空き家を減らしていくための一つのきっかけになりますので、村でも法律に基づき、適切に運用してまいりたいと思います。

また、先ほどの空き家を取り壊されて、新しい家が建つという循環を支援したいという話がありました。これは私の私案なんですけど、やはりあまり狭い土地に家を建てますと、例えば子供が隣に家を建てたいと言ったときに、建てることができません。ある程度広い土地にありますと、特に私の住んでいる南原区は、最近、昔あった家の隣に新しい家ができて、その昔の家を取り壊すというようなことが起きております。そういったことを支援するような取組も、これから考えていかななくてはいけないのかなと考えておるところであります。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございます。

今お聞きして、当村内では全国レベルですとか、そういった他市町村の状況からして、かなりもっとすごい数字が出てくるのかと思いましたが、非常に少なく逆にならなくてびっくりしているぐらいのところですが、非常にそういう面では把握もしっかりされていて、うまくその辺をコントロールされているのかなというふうに思いました。

これから、いろいろただ増えてくるものも予想はされます。そういう中で、ぜひこの村のいろいろな部分で影響が出てこないように、この辺をしっかり管理して対応していただければというふうに思っております。

それでは、続きまして同じような問題にはなりますけれども、所有者不明土地についてでございます。この点について、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

所有者不明土地というものの割合が、国によりますと、平成29年の国交省の調査によりましては、ほぼ22%に達しているというふうになっております。今後の高齢化の進展による死亡者数の増加によってますます深刻化するおそれがあることと、その解決は喫緊の課題となっております。この問題については、これは国がそういう状況ではあるんですけども、これも地域によって結構ばらつきはあるんだろうと思います。

ただ、この所有者不明土地について、私が特にちょっと身近で心配するのは、区の農業団体の関係の西天の水利組合ですとか、環境保全会のほうの役をやったときに感じたことなんですけれども、やはり農地も非常にばらつき、特に所有者不明の土地については、いろいろなケースにちょっと遭遇いたしました。今は大体、兼業農家の農地なんかは特にやり手がなかなかいないものですから、皆さんいろんなところに貸したり、まっくんファームがやったりとかいろいろな形でやっていますし、そうでないところは、耕作放棄地みたいになっているところが多いのかなという印象を持っていますけれども、特に最近、私がやった中で感じ

たのは、借り手側も、借りてやっている方自体がかなり高齢化をやはりして、いろいろ水利費をもらったり、耕作者にいただいたりしていったところからすると、そういった水利費の支払いを、私ももう高齢化なのでもうお返ししましたというふうに、所有者に請求してくれというふうなことを言われたことがあります。

ただ、所有者がよく分からない、地域で確かにあのうちの人だね、あそこが持ち物だよってというのは分かるんですけども、ただその家も空き家になっておりまして、子供さんたちは県外に出てしまっているというようなケースがありました。連絡をしてみて、やはりそこでは、なかなかもうあること自体をちょっと認識してないんじゃないかなって思われるような発言があったり、当然、水利費なんか払う気がないというようなお返事もいただきまして、それも無理もないという部分も確かにあるんですけども、この所有者不明土地っていうもののやっぱり持つ特性というか、そこらへんが非常に出ているものだったと思います。

そういった農地がやっぱり増えてきているということ、管理もできなくなっているということからしますと、これはやはり農地を圃場整備をして、大規模な農地にして専業の方につくっていただくとか、そういった農業行政にも非常に影響は大きいんじゃないかなっていうふうに感じました。

そういう点もありまして、この所有者不明土地のことについてちょっとお聞きをしたいと思って、この質問でしているところでございますけれども、農地については今ちょっとそんなようなことで、私も身近に感じていたところなんですけど、農地に限らず、この辺の実情をちょっとお伺いしたいと思っております。

本村における現状というものの、この所有者不明土地の現状をどのように認識して、またこれにどういうふうに対応していかれるのか、この辺を村長にお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 所有者不明土地に関する課題、村長の問題認識と対策についてというところで御質問をいただいております。

所有者不明土地の定義につきましては、先ほど太田議員から御説明のあったとおりであります。

課題といたしましては、やはり現状相続が発生しても、それに伴って相続登記があまりされてきませんでした。相続登記の申請は任意とされておりまして、その申請をしなくても相続人が不利益を被ることが少なかったことや、実際、土地の価値が低くなっていますので、売却はできないような土地に関しては登記もお金がかかりますので、そういったところをする必要性を感じにくい、そういったところで、かなりこの所有者不明土地の増加というところは全国的に課題となっておるところであります。

そういった中、本村における所有者不明土地の現状と対策であります。今年4月に村内に土地や家屋の所有者、これらに固定資産税納税通知書を発送しております。令和5年度は約6,900件発送しております。その中で企業の倒産や解散等で納税義務者が不明なもの、その不明なため公示送達しているものが4件、そして、相続人調査を現在行っており、送れないものが9件ありまして、この13件については、明確に所有者不明土地として認識しております。面積の割合で申し上げますと、村全体の面積の0.03%となっております。

また、村内で不動産登記簿上の土地や建物の所有者と、現在の実際の所有者が違うケース

は多数存在しております。こちらは、面積や数を詳細まで把握することは困難な状況となっております。

さらに、相続に関してであります。所有者が死亡しても、納税管理人を決めて納税がされていれば村としては問題としておりませんでした。現在425件が、代表相続人が納税管理人となっていておまして、この土地を合計いたしますと0.8平方キロメートル、面積の割合にいたしますと、約2%が該当いたします。

さらに、免税点未満となっている土地、言い換えますと、一定水準に満たない広さの土地を保有している場合がありますが、これを合計すると、村全体で1.36平方キロメートル、面積の割合にしますと約3%ございます。この土地に関しては税金がかかりませんので、固定資産税納税通知書等を発送しておりません。そのため、所有者の実態を把握することは困難な状況であります。

このような背景を踏まえての問題認識であります。所有者不明土地の定義に該当する土地は、今申し上げたように一定数存在いたしますが、正確な数を把握することは難しいことでありまして、この所有者不明の土地の問題を抜本的に解決するよりかは、所有者不明の土地であっても、納税管理人を設定するなど適切に納税につながる、そういったところに人的リソースを投下してきた、投下すべきという判断であります。

結果、実際に納税が今、適正につながっていないケースは、先ほど申し上げました0.03%となっております。

さらに、対策であります。これまでも実は固定資産税の死亡者課税がされていて、未納状態が続くと、役場職員が相続人調査を精力的に行ったこともありました。しかしながら、何代も遡る場合も少なくなく、相続人が増え過ぎておまして、特定が困難な状況も多くあります。言うならば、投資対効果がかなり低い状況でありましたので、先ほど申し上げましたが、10年ほど前からは、死亡後の手続き時に代表相続人の届出の徹底、こちらを可能な限り行い、その際に相続登記を促すことを努めるにとどめているところであります。

しかしながら、今回令和6年4月から相続登記の申請の義務化が始まりますので、ある程度整備が進むと期待をしております。その中で、自治体として懸念しておりますのは、相続土地国庫帰属法というものがありまして、ある程度、10年分の管理費用を払えば、自分の持っている土地、相続した土地を国に返すことができるという法律が成立をしております。ただ、これ実際管理について国が行うのか、自治体にそれが移管されるのかは大変懸念をしております。

これは空き家と同様なんです。村は伊那盆地の中心にありまして人口が増えていること、また土地の価格が現在村は下がっておりませんので、そういったところを継続していくことは、対策としては重要なのかなと捉えておるところであります。

まとめますと、所有者不明土地の解消はすぐに解決が図られるものではなく、中長期的に粘り強く取り組んでいく必要があるため、今後も法律も変わりますので、各関係機関や役場内の関係課と情報共有を図り、一つでも減らせるように努力を重ねてまいります。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございます。

この相続の関係については、やはり法律等が整備されたこともあって、徐々に確かに解消

していくんだらうというふうに思っております。ただ、なかなかもう本当に手のつかないとか、そういったものも国のほうに帰属していくというような仕組みがあるということですので、そういった難しいものが、この村ではやはり空き家と同じように比較的少ないのかなというふうに、今のお答えで理解できました。

心配をする、非常に先を考えると、自分の周りを見ても、やはり自分たちの子供たちも、この村から県外に出てしまっている、そういう状況の中で、自分が死んだらじゃあここはどうなるんだらうなというふうに考えるところもございませうけれども、そういったところにもちょっとつながる部分がある、こういったものはまだまだ先の話にはなるとは思うんですが、つながってくるのかなと思っておりますので、いろんな面を進んで、いろいろ進められてきているということについては少し安心をしたところでもあります。

また、村も非常にしっかり対応している、いっていただいているのかなというふうに、そんなに印象を持ちました。

ただ、これについては、やっぱりそういった状況を村民の皆様にもぜひよく知っていただいて、また一番そういったものがちょっと予備軍みたいなものがある場合でも、その近所の方たちが一番その実情は比較的分かっている方たちが多いと思いますので、そういったところをしっかりと調査も入れながら、できるだけ早いうちにこういった問題に手をつけていけば、そういったものがなくなってくるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、続きまして、企業誘致と土地利用構想について質問をさせていただきます。

第5次総合計画の基本構想の中で、工業用地を確保し、既存企業の増設、新規企業の誘致を行うというふうにしています。この土地利用基本構想の工業ゾーンの中に、こういった工業団地などを新たに村として造成していく考えはあるのか。また、そうした土地がそういったゾーンの中に存在するのか。その辺のところを、いわゆる企業誘致だとかそういったものに絡めて、その土地の状況について、ちょっとお聞きをしたいと思います。そんなことで、村長にお伺いいたします。よろしくお願いをいたします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 企業誘致と土地利用構想についてという大項目の中で、工業用地を確保し、既存企業の増設、新規企業の誘致を行うための工業団地を造る構想はあるか、そういった土地はあるかという御質問をいただいております。

新規企業の村への進出や既存企業の拡大につきましては、相談があった際には、一件一件関係機関と調整をとるなど、企業と丁寧に協議を重ね、村と企業とともに検討する体制を整えております。

近年の実績であります。既存企業につきましては、北原工業団地内と大芝地区で増設の相談がありました。地域未来投資促進法等を活用いたしまして、様々時間をかけて調整を進めた結果、工業用地の拡大が実現をしたところでもあります。

新たな工業団地を造る構想であります。平成18年に村が定めた国土利用計画の中で、工業用地については、環境の保全を第一に考慮しながら、既存企業の増設、新規企業の誘致を行いとうたっております。数値目標は、現在より10ヘクタール増加させた53ヘクタールを目標としているところです。同じ計画の中で、北原区の工業用地周辺は、村内で唯一大規模工業用地の確保ができる余地があるとされておまして、先ほどの既存企業、北原工業内で

増設という話がありましたが、まさにそれは、それが実現したケースとなっております。

しかしながら、この国土利用計画において、工業ゾーンに設定されているその他の工業用地候補の土地であります。実は農業振興地域にも指定されておまして、この工業団地化を含めまして、通常の手続では、工業用地として活用が難しい状況であります。現在、この該当の地権者の皆様には、担当課から説明を始めたところであります。

そのほか見ますと、やはり村はコンパクトシティ、コンパクトヴィレッジでありまして、現状において、その他に候補となる土地がありません。そのため、新たに工業団地を造る構想があるかと言われますと、現状なかなか難しいという回答になります。

ただし、既存企業、大きな土地を持っている既存企業の土地については、利活用について相談を受けている件がありまして、これは新規企業の誘致にもつながってまいりますので、丁寧に対応をしているところであります。

また、土地を確保するというところの誘致は現状難しいと申し上げましたが、村には新規に起業した方たちのための企業振興補助金や空き家工場等活用事業補助金、商工業振興資金等がございます。こちらの実績が伸びておまして、昨年度中に新しく土地を購入し工場を建設した企業や、空き工場を購入するなどして、新しく起業した方々がこの補助金を使っている、非常に増えておるところであります。

このように、今後も企業誘致については積極的に行ってまいります。土地の確保となりますとどうしても弱い部分があります。関係機関と相談の上、そういった補助金を活用して、土地の部分弱いところを把握しながら様々な面で誘致を進め、村の経済発展に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございます。

この土地利用の構想については、やっぱり今ゾーニングというものができていて、工業ゾーンが北原あるいは天竜川沿いのほうですか、そちらのほうでっていうような形になっております。

今ちょっとお話の中では、農業振興地域についても工業用地とするというようなお話も考えていくってことがありましたが、なかなかやはり全体像を村の中で考えていくと、村がどういう方向でやっていくのかっていうことにもつながると思うんですけども、土地の利用については、やはり特に優良農地だとか、そういったものを計画的にやっぱり守る形が必要だと思えますし、工業ゾーンはまた工業ゾーンでしっかりすみ分けをしてしっかり確保していく、そういう中で、企業誘致あるいは既存企業の増設や、新規企業の誘致というところにつなげていただけたらいいと思っております。

ぜひ、新しいこの南箕輪村の将来に向かっての、また2年後には新しい第6次の基本総合計画、こちらのほうが策定されていくというふうになっておりますので、いろんな面でそういった部分をしっかり捉えて、その計画のほうをつくり上げていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（原 源次） これで、8番、太田篤己議員の質問は終わります。

ただいまから、10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前 10時25分

再開 午前 10時45分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

7番、百瀬輝和議員。

7番（百瀬 輝和） 議席番号7番、百瀬輝和です。

核戦争をもたらす破壊的な現実を強く想起した。先進7か国首脳会談、G7広島サミットの際の原爆資料館を視察したバイデンアメリカ大統領はそう語りました。同じ核保有国のマクロンフランス大統領は、被爆者の小倉桂子さんの体験は衝撃的だったと述べ、スナクイギリス首相もここで起きたことを忘れてはならないと断じました。世界の為政者が資料館を訪れ、被爆の実相に触れた歴史的意義は大きいと思います。

一方で、今まさにロシアの核にさらされているウクライナのゼレンスキー大統領の受け止めは違っています。ウクライナから影だけを残して、人がいなくなってしまうとしたら恐ろしいことだ。原爆の熱線で残った人影の石を挙げて語った言葉は、胸に響くものです。国際社会は、結束してウクライナ支援に努めなくてはなりません。また、私たちもできることから始めたいと思います。

最初に、中学部活動の地域移行について伺います。

今年度から、全国の公立中学校を皮切りに、部活動を地域の文化・スポーツ団体の活動に移行していく地域移行が段階的に始まりました。従来の学校単位ではなく、近隣の地域単位で部活動を実施する試みです。部活動と教員の働き方改革を両立させるための公立中学校等における休日の部活動を、2023年度から3年間かけて段階的に地域移行していくことを基本とした検討会議が2021年8月設置され、計8回の会議を経て、提言をまとめています。

公立中学校の部活動で何が問題になっているかを検討した結果、その背景には、少子化による部活動の存続危機や競技経験のない教員による指導、休日の部活に伴う負担増などが挙げられています。

部活動の改革が図られる理由は二つあります。まずは、教員の働き方改革です。教員の長時間労働が長年問題になっており、土日の部活動の引率を行うとなると、休みが取れない状況が続きます。時間外勤務をしても、基本給の4%に相当する教職調整額が支給されるだけで、こうした過酷な状況を改善させる必要が出てきました。

もう一つは、少子化です。子供の数が減ると必然的に教員の数も減り、部活動の部員数や顧問を確保できなくなり、維持が難しくなります。多種の部活を行っていた学校でも、部が減少し、生徒たちがやりたいと思う部がないケースも出てきています。少子化の影響は、今後ますます顕著になっていきます。

こうした厳しい状況の中でも、子供たちの持続可能な部活動の環境を整備し、そして部活動を身近で楽しみ続けられるよう取り組んでいく必要があります。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドラインがあります。アラビア数字で1から4までの中で、学校等の関係者を集めた協議会などの体制整備と、都道府県及び市町村は方針・取組内容・スケジュール等を周知とあります。

村の現状と協議会体制整備がどうなっているか、教育長に伺います。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号7番、百瀬輝和議員、中学校の部活の地域移行に関し

てでございます。村の取組、それから協議会の進捗はについてお答えいたします。少しボリュームがありますが、お時間をいただきたいと思います。

まず、部活動の改革の背景としてですが、と方向性について確認しておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

部活動は、今まで私も携わってまいりましたが、生徒の責任感、それから連帯感を涵養するとともに、自己肯定感の向上等、大きな意義があるというふうに思っております。一方、部活動の課題として、今議員お話しのように、全国的な少子化の関係で、部活動の推進に困難な状況が生まれてくる状況。それから、休日の指導など、教員にとって負担が大きいことが挙げられます。

そんな中、持続可能なスポーツ・文化芸術活動と教員の負担軽減の両方の実現を目指して、スポーツ庁それから文化庁から、休日の部活動を地域へと移行していくことが打ち出されました。地域クラブという言葉を使っておりますけど、村の取組についてでございます。

村では、一昨年より関係者による小委員会を設け、休日部活動の地域移行に関する情報収集と課題の検討を行ってまいりました。まず最初に取り組んだことですが、休日の部活動の地域クラブ活動への移行の趣旨について、関係者に広く理解していただくよう、機会あるごとに説明してまいりました。

今まで学校の教員が中心になって行ってきた休日の部活動を、地域の方々のお力、御協力をいただいて地域で実施していくという、非常に大きな転換というふうに受け止めております。保護者・地域の関係者・中学校の教職員の皆様にその趣旨を御理解いただく、そのための説明会を実施してきております。

この半年間に、中学校のスポーツ・文化活動運営委員会、地域協議会、定例の教育委員会、総合教育会議、南箕輪村PTA役員との懇談会、それから中学校の保護者向けの説明会、PTA総会等で説明をしてまいりました。今後は、小学校の保護者の皆様にも説明をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、国から出ているガイドラインについて触れさせていただきます。学校部活動の環境整備についての取組として、次の2点があります。大きく1点目でございますが、基本的に長野県中学生期のスポーツ活動指針を尊重すること、これを中学校と確認してまいってきております。

具体的には、部活動の活動基準として、次の四つが挙げられます。

一つ目、学期中、1学期・2学期・3学期等の中で、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。二つ目、長期期間中、夏休み等でございますが、休業期間の半分以上の休養日を設定する。三つ目、1日の活動時間は、長くても平日は2時間程度。学校の休業日、土日でございますが、長くても3時間程度とし、できるだけ短時間、合理的かつ効果的な活動を行っていくという。四つ目でございます。放課後の活動時間の確保を基本、朝部活は行わない。以上、四つのことは、生徒にとっても教員にとっても、適切な休養と活動時間を大事にしていくということになると思います。

二つ目ですが、部活動の課題について、前向きに取り組むことを確認してきております。一つ目、休日の指導など、教員にとっての負担という課題に対して、土日は少なくとも1日以上休養日を基本とする。休日の練習は、基本的にひと月の中で4回程度とする。そのことについて、生徒・保護者・顧問・外部指導者に御理解をいただく。教職員が休日の部活動指

導を望まない場合、希望しない場合には、休日の指導に従事しなくてもよいということを周知していくという。

それから二つ目でございますが、休日にスポーツ・文化芸術活動を希望する生徒のために、小学生クラブとの連携、保護者会との連携、地域指導者との連携等を通して、地域クラブ活動を立ち上げていくという点でございます。これらのことを基本として、考え、伝えてまいりました。

それから協議会についてですが、本村の協議会は今年の2月に立ち上げてきました。協議会の趣旨についてでございますが、生徒にとって望ましい、持続可能なスポーツ・文化活動と学校の働き方改革の両立の実現、そのために本村の中学校の部活動の現状と課題、教職員部の活動に関する負担状況、スポーツ推進委員、それから総合型地域スポーツクラブわくわくクラブとの連携等について、関係者が集まって情報交換し、休日の部活動の地域連携、それから地域クラブへの移行に向けた環境整備について協議するものとして動いています。現在、21名の委員で構成されております。

1回目ですが、先ほど申し上げた2月17日でございますが行い、休日の地域クラブに関する共通理解、それから課題等について意見交換をしました。2回目は7月に予定をしております。内容は、地域クラブの運営面での課題、それから今度7月の22日に子供の育ちを考えるフォーラムを予定しているんですが、そこについての打ち合わせ等を考えているところでございます。

以上でございます。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 早くから取り組んでくれているなというふうに今、聞きました。また、連携もしっかり取りながら、協議会も進めていただいているということです。

次に、全国各地で御苦労され、かなりこれ苦労して取り組んでいる、教育長も頭を悩ましているところだと思います。

新聞記事で読んだんですが、東京都は地域連携、地域移行を試行実施すると発表し、内容は生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の教員の働き方改革を実現するため、休日の部活動について外部事業者と学校が連携して行い、検証を行うとしております。また、岡山市では、今年度から学生を指導者として中学校に派遣するモデル事業を始めたという報道がありました。そのモデル事業は、毎週土日の1回4時間計20回で、顧問の補助として指導に当たるものだということです。部活動に対して、保護者からアンケートを取ったそうです。結果は、勝利至上主義というよりは、体力・技術向上、友達と楽しく活動できる、スポーツの楽しみや人間関係を学ぶ等が多く、アンケートの結果だったそうです。

部活動に期待している結果なのかなと思いますが、地域資源を活用し、これから南箕輪村でも取り組んでいかなければいけないことになりますんで、例えば今、わくわくクラブでU-12までのクラブがあります。それをU-15まで持ち上げるということも考えられますし、私もFCジュニアのコーチを今もさせてもらっているんですが、十数年前、南箕輪中学校のサッカー部の指導に入ったことがあります。顧問の先生が資格がなかったりということで、資格者が入らないとなかなかサッカーの場合は試合に行けないもんですから、指導に入らせていただきました。また、FCジュニアのコーチの中でも、ジュニアユースまで教えた子供をみたいということで、3年間見てくれたコーチもあります。

そういうやはり取組がこれから必要になってきますし、また南箕輪村はありがたいことに、プロチームがV C長野、また松本にはJ3の山雅さん、箕輪町にも事務所を出しています。南信にもこれから展開しようというプロチームなのですが、事業委託をしていく検討も進めていかなければいけないと思いますが、その点、教育長いかがでしょうか。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

地域クラブの立ち上げに向けて地域資源の活用、それから先進地地域の取組の情報収集等々を含めてということでございます。

地域クラブの立ち上げについて、今の地域資源の活用、それから先進地の取組、情報というのは非常に大事なことというふうを受け止め、動き出しているところでございます。

一点目ですが、総合型地域スポーツクラブ、NPO法人南箕輪わくわくクラブと地域クラブ活動との関係を大事にしながら構築していきたい。非常に、わくわくクラブがあることというのありがたいっていうか、大事というふうに思っております。

本村では、2002年に地域住民が身近なスポーツ施設で気軽にスポーツができるクラブづくりを進めることを目指して、わくわくクラブが立ち上がりました。地域が学校の教育活動をサポートするという点で、先進的な取組というふうを受け止めております。わくわくクラブが存在する本村の特色を大事にしながら、新たに立ち上げていく地域クラブ活動とわくわくクラブとの連携について、わくわくクラブの事務局と丁寧に連絡・連携をとりながら進めてまいりたいというふうに思っています。

地域クラブは、できる限りわくわくクラブに登録していただければと、そんなことも願っているところでございます。

次に、先進地域の取組を参考としていくという点についてでございます。

スポーツ庁、文化庁から出されている全国のモデル地域の取組から、本村の規模、モデル地域というのは非常に悩ましいという言い方はないですが、村の状況とどういうふうに見ていくか。例えば都市部、先ほど東京のお話がありましたけど、都市部と村の実情は非常に違う点がある、そういうようなことを重ねながらでございますが、本村の規模、それからスポーツクラブ、総合型地域スポーツクラブがある地域等の観点から、岐阜県の羽島市の取組を参考にしていきたいというふうに考えております。できましたら、9月に視察に行かせていただければと思っています。

また、総合型地域クラブとの関係で、わくわくクラブのほうでも6月中に計画を持っているというふうにお聞きしております。地域クラブ活動の立ち上げについては、いろいろなケースが考えられるわけでございます。わくわくクラブの小学生クラブの中学生コース、先ほど議員も触れられましたが、として地域クラブができる競技があると思われれます。保護者会等が中心になって、地域クラブができる競技もあると考えます。わくわくクラブのスクールが地域クラブとなる競技も考えられます。競技によっては、先ほどお話がありましたスポーツ団体との事業委託も想定されてきます。

今後、県内外の先進地域の取組を参考にして、本村の規模、実情に合った運営を構築してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） いろいろ苦労されて、どこが正解なのかっていうのは分かりませんが、これ一番は、教員の働き方改革から出てきた話なんですけど、子供たちの部活動の環境、部活動をよりよいものにしていくっていうのがやはり根本になければいけないし、それが問われているところだと思います。

令和4年6月6日の検討会議の提言の中で、今、南箕輪中学校の部活動は全員が加入して、部活イコールジュニアユースっていうふうには私は理解してるんですが、参加者、全ての希望する生徒、実施主体、地域の実情に応じた実施主体としての多様なスポーツ団体、先ほど教育長が申したように、わくわくクラブ総合型地域スポーツクラブだとか、スポーツ少年団だとか、プロスポーツチーム、民間事業者、大学等が想定されるというふうに言われております。

活動内容については、毎日勝利を目指していくクラブもあるでしょうし、土日だけ楽しむリクエスト的な部活動でもいいよっていうような書き方がされております。

その中で、7章のところで会費の在り方、また第8章のところで、保険の在り方っていうのが書かれております。先ほど言ったように、南箕輪中学校の部活動は、イコールジュニアユースとしてわくわくクラブに加入して、加入金1,000円、これ初年度だけなんですけど、年会費3,000円、保険加入800円です。また、わくわくクラブからは各部へ一応、品物・物品等の補助が、会費以上のものが今返されていると伺っております。会場の使用料は減免されております。

現在、わくわくクラブのジュニアユースの外部指導者は、バレーボール・ソフトテニス・卓球・剣道等で8名の方が指導に入られていて、また、部活動指導員も2名、バスケットとサッカー部に活動されている状況です。今後は、この14部活全てがそういうふうな形で取り組んでいかなければいけないという。

これからの検討事項になるんでしょうけれども、この移行後の指導者への手当っていう部分、今わくわくクラブでは90分以上、1日やっても1,000円でしたっけね、たしか。部活動指導員の先生たちはちょっと高いと思いますけれども、そこら辺もこれから課題になってくる。ここの部活に入った部員さんが、受益者負担としてそれを賄うのか。村としてそこら辺は補助するかっていうところと、保険についてもしっかり考えていかなきゃいけない部分になってくるんですが、そこら辺は教育長としてのお考えは、今持たれていればお聞きしたいと思います。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議員、今最初にお話しされた子供たちのスポーツ環境、文化芸術活動の環境をうんと整えていく。そこはうんと大事な点で、それを踏まえながら。それからもう一点、子供たちの主体性、そこをうんと大事にしたい、これを根底に置いての今回の休日への移行というふうにご考えておりますので、それも踏まえながら今まで答弁してまいりましたけれども、今会費、指導者手当等々、あるいは試行的にというそういうキーワードがあるんですけども、令和6年度から来年度でございますが、休日の地域クラブ活動の体制が整ったスポーツ種目、あるいは文化活動から順次移行することができないかなということをご考えております。

体制を整えるっていうのは、一言で言っても、非常に内容的にはハードルがあるかなと思っております。例えば、各クラブの運営組織を整えていく、代表・副代表・会計等々、それか

ら指導者の確保、これが一番の大きな課題というふうに考えております。それから運営規約、それぞれのクラブごとに規約を整えていく必要が出てくるというふうに思います。

そういった体制づくりについて、先進地の取組を検討しながら地域協議会で協議していく、そんなことを重ねながら進めてまいりたいというふうに思っているんですが、一つ目、今申し上げました指導者の確保、それから、指導者への謝金を含めた運営のための財源確保、国の動きは非常に正直言ってないです。県も国を受けながらという、そういうところでございます。それから三つ目ですが、指導者確保、連絡調整のための地域コーディネーターの確保、これについても、まだ位置づけたいんですけどもね。これを予算も含めて、今後しっかり村でも考えていきたい、そんなことを思っているところです。

指導者につきましては、先ほどお話しいただいたように、ジュニアユースの外部指導者、それから部活動指導員等々という形を引き続きっていう、それをさらに人を大勢増やしたいなって、そんなことを思っているところです。地域の皆様、あるいはスポーツ支援の皆様から広く情報を集めてまいりたいというふうに思っています。

それから、財源に関してなんですが、先ほど不透明という言葉を使いましたが、これから大きな課題ということで、具体的に今ここで答えができない状況でございます。課題があるんですけども、先ほど申し上げました地域の子供たちは地域で育てる、それをみんな支えていく、その主体性を大事にしていく、環境を整えていく、そこを大事にしながら、子供たちの活動機会を保障できるよう、確保できるようしっかり取り組んでまいりたいと思っています。よろしくをお願いします。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） これ、国から下りてきた突然な教員の働き方改革だとか、少子化に対する部活動の在り方だとかいうところで、各地域が今本当に苦労されて悩んで、どういう方法があるのかっていうことで、全国的に取り組んでおられると思います。

南箕輪村は、私もスポーツに関わる人間として、非常に熱い人たちが多い村だなと思います。そういう方たちの地域の力を使って、子供たちに良い、そういう部活動の場が与えられたらいいなと思いますんで、私もしっかりと自分の考えを、また話しながら進めていければと思いますんで、よろしくをお願いします。

次に、不登校児童生徒への支援について伺います。

教育委員会定例会会議録、これ最新が3月の22日に行った議事録しかホームページで見れなかったもんですから、もう少し新しいやつが見たかったなと思いますが、個に応じた指導だとか特別支援教育の充実だとか、不登校支援っていうのが書かれておりました。学校、家庭から外に出るようにと、資料を基に説明とありましたんで、そのときの資料は私の手元にはありませんので、細かいことは分かりません。

文部科学省が初等中等教育局長から、令和5年3月31日付で、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策についてという通知が出されております。これ、令和元年10月25日付でも、不登校児童生徒への支援の在り方についてという通知が出されております。基本的には中身は一緒だと思いますが、今回より具体的なことが書かれているのかなという、基本的には考え方は変更するものではないというふうに書かれております。

今回の内容は、一歩進めるための具体的な取組、COCOLOプランで大臣メッセージでは、小中学校の不登校児童生徒が急増し、約30万人になりました。その背景には、長引く新

型コロナウイルスの影響等が指摘されておりますが、より根底には、子供たち一人一人の人格の完成や、社会的自立を目指すための学校や学びの在り方が問われているのだと考えます。

また、90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談指導を受けていない小中学生が、4万6,000人に上ります。私は不登校により、学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指します。そして、子供たちに大丈夫とだけ思ってもらえるように徹底的に寄り添っていきまると教育行政の責任者としてということで、3点書かれております。

1として、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える。2として、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する。3として、学校風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にする。以上、実現支えるために、COCOLOプランをまとめましたというふうになっております。

これは行政だけでなく、学校、地域社会、各家庭、NPO、フリースクール関係者等が相互に理解し合い、連携して取り組む必要があります。

村の取組について、教育長に伺いたいと思います。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 不登校児童生徒への支援に関してという御質問でございます。村の取組、その中で、まず村の状況をお伝えしたいと思います。

令和4年度ですが、南箕輪小学校全校児童数に対して3.13%の24名、南部小は全校児童数に対して2.33%の6名、中学校は同じく7.58%の40名の子供たちが、30日以上欠席の状況となっております。不登校という言葉がそこに重ねることにも、非常に難しさがあるかなというのが正直なところです。

例えば、週1回休んでいても30日を超えるわけですので、等々個人的な思いはございますけど、3校の状況から、小学校の不登校児童の人数は少ないんですが、中学校になると増加の傾向があるというふうには受け止めております。その要因としてですが、思春期に差しかかり自分に自信が持てなかったり、周囲との距離感に悩んだりして、不登校傾向になる生徒が出ている状況があるのではないかなというふうに思っております。

子供たちの支援としてなんですが、小中学校と連携して学校等での教育相談の継続、定期的な家庭訪問の推奨、校内の中間教室や村の中間教室の利用、オンライン授業等での学びの保障に努めております。また、一人一人の児童が安心して自分のクラス、仲間といられるように、昨年度3校の合同研修会では、多様性を受け止めた温かい学級づくり、そこをテーマにしながら意見交換をしてまいりました。

村の中間教室の利用者、一昨年度が4名、昨年度が4名。主に利用している中学生は徐々に表情がよくなって、自分の持ち味を発揮しながら、学習へ取り組む姿も見られてきていました。それから、昨年度では、中学校で自分らしさをなかなかうまく表現・発揮できない子供たちが外に出ようということで、社会福祉協議会さん、それから村図書等へ行ってフードバンクの箱詰め、あるいは図書館の作業等を行う、そういう動きをしてきています。子供たちは非常に自信を持つということで良い表情になっている、そんな姿も見られます。今後、学びの場を広げていく、あるいは学びをつなぐことを大事にしたいというふうに思っております。

家庭の中だけではなくて、やはり人とつながっていく、それは教員あるいは教員でなくて

もと思うんですが、そこが一番大事なかなというふうに思っているところでございます。

今年度ですが、中1ギャップ、いわゆる中1ギャップの解消に向けて、中学校の進学を控えた6年生、小6の子供たちが2学期にクラスごと中学校の校舎内で生活し、中学校の先生方の中学校の授業を体験、それから先輩、中1の子供が1年生と合同授業をやる、そのようなことも計画しております。6年生が中学校の雰囲気を知る、中学校の先生に慣れる、少しでも中学校生活への不安を緩和できるのではないかなというふうに思っております。

中学校の先生方も、6年生ってこういう子たちなんだ、この子たちなんだなっていう、そういう受け止めができる、そんな魅力も感じているところでございます。

不登校経験者全員が高等学校へ進学しておりますので、だから云々ではないんですが、その状況を受け止めながら、中学校でどういう生活が必要なのか、子供たちの支援が必要なのか改めて検討してまいりたい、そんなことを思っているところであります。

議 長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） COCOLOプラン、すいません、私先にちょっと言っちゃいました。今答えてくれたところも、すいません。1と2をちょっと合わせて今答えてくれたのかなっていうような思いがあります。申し訳ありません。

令和元年の通知の中で書かれている、今回のプランの中でも書かれているんですが、教育支援センターの機能強化っていうのが書かれております。学校教育支援センター、スペシャルサポートルーム等と書かれているんですが、この設置の在り方、このニーズに合った取組だとか、整備指針も策定して進めていきなさいというような書き方がされています。

不登校児童生徒、保護者への指導、支援というのも非常につながっていくのかなと思いますし、少し細かいことをお聞きしますが、不登校児童生徒がいる家庭の方たちにちょっとお伺いしたことがあるんですが、両親の方が二人フルに働けないんですっていう、その子がいるために誰か家にいなければいけない、そんな状態が続く。先ほどの相談窓口の件もありましたが、情報を細かく伝えてあげる必要もあるし、困っていることを聞いてあげる相談窓口っていうのも、やはり必要なんだなって感じました。

90日以上、先ほど30日以上って教育長は答えていましたが、行けない状態で、給食なんかは食べない、食べていないっていうのが事実だと思います。一人だけ行っていけばそんなに負担ではないんでしょうけど、二人お子さんがいたり、三人いたりっていう御家庭の中では、結構給食費って負担に感じるころがありまして、そういう子供の、本当に細かいことを聞いて申し訳ないですが、給食費についての取扱いについてはどんなふうかと、またその保護者へ対する相談窓口等の関係についても、ちょっと教えていただければと思います。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） COCOLOプランの中で、スペシャルサポートルーム等についてでございますね。

まず、村内中間教室を南箕輪小学校とそれから中学校に校内の中間教室、それから村の中間教室があるわけですがけれども、今スペシャルサポートルームを中間教室とどう重ねていくことができるか、今後しっかり検討してまいりたいというふうに思ってます。

もっと言いますと、自分が、私が子供だったら、ここに行ってゆったりできるよね、あるいはその先生とあるいはその担当の人と、何ていうかつながりができるよね、そういう空間的あるいは関係性を持ちながら、そういうことがこのスペシャルサポートルームに求め

られていると思っていますので、検討してまいりたいということが一点。

それから、保護者の方等々の相談の窓口なんですが、学校の体制として、基本的には担任が窓口になる。特に小学校はというふうに思ってますが、ただ、そうではなくて、担任だけで抱えなくて、例えばほかのスタッフ、職員がいますので、相談員とか教頭・校長も含めて、あるいはスクールカウンセラー、あるいは相談員、相談室もあります。いろんな窓口があるので、そこへの相談をいざなっていく、あるいは寄せていただく。寄せていただいたら、COCOLOプランにもありますけども、チーム学校としてしっかり動いていくと。それは今もしっかりできているというふうに思っています。そこを丁寧にやっていく、そんなことを思っています。

それから、給食費についてなんですが、休む見通しがある場合には、欠食届という手続で給食を止めることができるので、それから再開の場合には、すぐ再開するという。子供さん、それから家庭のニーズに応じて、そこは柔軟にやっていけるところがあるかなというふうに、実際には給食の献立を立てたりする計画があるんで、そこをどう重ねるかになるわけですが、いずれにしても柔軟な対応を、丁寧な対応をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 不登校児童、いろいろな事情があつて学校に行けないというお子さんが今増えてきているという状況です。そこを抱えている家庭、家計も苦しいという状況をお聞きしております。国でも、学校給食費無料化の検討も始めるという話でまだ進んでいませんけれども、保護者の少しでも負担を軽くする取組がお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

実効性を高める取組として、4項目書かれております。

1として、不登校の児童生徒が学びや必要な支援につながっているか把握をする。2として、エビデンスに基づき、ケースに応じた効果的な支援方法を確立する。3として、学校における働き方改革を推進する。これは、IT等の活用にもつながっていくと思いますが、4として、文部科学大臣を本部長とする推進本部を設置すると。特に1と2、これ大変重要な取組になってくるのかなと思います。心や体調の変化の早期発見のための連携です。ICTの活用、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭、福祉部局と教育委員会との連携などが非常に大切になって把握をしていく。事前にそこをキャッチしていくという取組が大事だと思いますが、そこについて、教育長のお考えをお伺いします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

今、大きな四つの項目に関して、例えばエビデンスに基づきながらということに関しては、非常にケース・バイ・ケースという言葉がいいかどうか、個々によって状況は違うという、それをベースにしなからですが、先ほど申し上げましたけど卒業生、休みがちだったお子さんが高等学校行ってどうだ、その後どうだとか、そういうことを丁寧にしながら、高等学校から状況を受け止めながら後輩に生かしていく、そんなことも一つ考えているというところがございます。

それから、ICT機器を使いながらということで、3月の同僚議員さんからのRAMPS

についての御質問、御提案もいただいているわけですが、一人一台タブレットを持っているので、そのタブレットを活用しながら困り感を可視化といいたいでしょうか、そういうことによってキャッチできないか、それも今後検討して、RAMP Sについては今検討を始めているところなんですけれども、今年そういうような仕組みが整えられたら、小さなSOSをキャッチできる、困り感をキャッチできる、そんなことになるかなというふうに思っているところでもあります。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 本当にこれも今増えてきている中で、教育現場、先ほどの地域移行もありますし、不登校、これからちょっと質問するGIGAスクール構想、本当に大変な今状況なのかなってところで教育長に伺っているところですが、子供たちの置かれている環境も時代とともに変わってきて、子供たちの考えも変わってきて、子供たち自身も、学び方自体を多様性を求めているという時代になってきています。

GIGAスクール構想に関して伺います。新型コロナウイルスの影響で、前倒しされて整備された一人一台の端末、GIGAスクール構想、今年度で3年目になります。利活用充実等不可欠ですが、令和の教育改革の柱ですし、誰一人取り残さない学びの保障をする上でも、不可欠なインフラになっております。ただ、文部科学省の2022年度の全国学力・学習状況調査結果では、活用頻度に地域差があるということです。

長野県は、ほぼ毎日使用しているのが43.7%、山口県は78.3%、東京都は73.5%でした。地域差がかなり出てきております。ICTは、先ほどの早期発見、健康観察、ICT活用に期待される部分もありますが、不登校、特別支援、病気療養、外国籍等、多様な児童生徒の事情に特性を生かした対応ができていくものだと思いますが、村の今利活用の現状等はどうなってるか、教育長にお伺いしたいと思います。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） GIGAスクール構想に関してでございます。時間の関係がございましたので、端的に申し上げます。

しっかり活用しています、3校では、先ほどの学調の関係のお話がありましたけど、毎日使っていると、使っているんだけど、その活用に関してはまだ課題があるかなって思いますが、環境的に整えながらそれを先生方が使っている、そんな状況がございます。

また、特別な支援が必要な児童については、例えばデジタル録音図書とか、あるいは外国籍のお子さんについては、カスタネットというそういうものがあるようなんです、私は実際使っていないので、その促進等々、翻訳アプリになるわけですけど、そういうものを活用しているという状況がございます。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 活用している中で、この3年目を迎えて、このICT教育の教育長なりに成果と課題っていうのが当然あると思うんですが、そこら辺はどう感じられておりますか。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 3年目ということで、子供たちが3年間学年進行、育っていくあるいは卒業していくというそういう中で、学校の先生方の受けとめは、低学年から積み上

げがあるということです。高学年になると、自分の考えをまとめたことをICTを活用してみんなで共有、あるいは互いに書き込みをしたりということで、情報を共有あるいは意見を共有するのにうんと使えると、またそれは自分の考えを深めることになるという学習効果、そんな先生方の受け止めがございませう。

また、学力向上という言葉がICT機器の活用と重ねるのはなかなか難しいかなと、検証するには難しさがあるというふうに使っているところではございませうけど、学び方の多様性にはつながっているというふうに使っています。

それから課題なんです、やはり教師によって、スキルのなものも含めて活用については、温度差、差があるかなというふうに使っています。今後もしっかり使えるよう、使うといってもICT先にありきではなくて、授業にどう使っていくかってそこなので、そこを授業づくりに向けてのICT活用、そのところをしっかりと研修等を含めてやってまいりたいなというふうに使っています。

それから、子供たちも大分使っていますので、使える中でやはり課題としては、チャットとかYouTube等の学習以外でのどう使っているか、そこまでの把握がなかなかできないということ、情報モラルの醸成というものが大きな課題かなというふうであります。非常にリスクもあるかなというところがあります。丁寧な指導を行っていきなうというふうに使っています。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 非常に南箕輪村では利活用がなされていて、課題もあるし成果も出ているというふうに使っています、今伺いました。

今話題のAI、ChatGPT、これ新聞を読んで私もびっくりしたんですが、揺れる教育現場ということで、先生たちもテスト作成先生いらさずだとか、宿題無駄、AIに丸投げ、教科書開かず5分で終わったとかいうような内容が出ていました。こんな時代、先ほど教育長も話をしていましたが、ICTは必ず今の時代にも必要な時代になってきています。それが進んでいくと、いろいろやはりこういうことが出てくると思うんですが、これについては、教育長の見解はいかがでしょうか。

議長（原 源次） 清水教育長。ちょっと時間が迫っていますので、よろしく願います。

教育長（清水 閣成） 現時点の方向性についてお答えします。

国からガイドラインが出る予定でございませう。夏前にというふうに使っていますが、それを県、それから県から村ということで、それを元にしながら検討したいと考えてございませう。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） ネットでのデマだとかフェイクが氾濫している時代、正しい目を持つこと、これをしっかりと恐ろしさも教えていただきたいと思っています。

次に、特別支援学級についてを伺います。

村の現状、クラス数だとか人数等を教えていただけませうか。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 村の現状の中でございませうが、特別支援学級という非常に大事

な学級という認識を持っていますが、学級数の関係で、少し遡りながらですがお伝えします。

学級数、平成26年は小学校が6学級、中学校が4学級です。今年度、小学校が11学級、中学校が6学級と、支援級が増えている、そういう状況があります。それから、子供たちの人数なんです、この人数は子供たちに不利益なもちろんものではないという受けとめの中で、お伝えします。平成26年、小学校が58名、支援級も種別が幾つかありますので、全部含めた人数でございます。今年度が70名、中学校が平成26年が33名、令和5年が41名、そういう状況がありますので、子供たち、支援級を活用するお子さん、ニーズに応じてですが人数的なもの、あるいは学級数も増加の傾向があるかなというふうに思っています。

特に自閉症・情緒障害学級の子供たち、学級数が増えている、そんな傾向があるかな、これは県でも言えることでございます。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） これ、全国的にも増加傾向があるということで、先ほどは、平成26年と令和5年という形で教えていただきました。やはり南箕輪村も増えているんだなという現状、やはりそういうところも村だけではできないことなんで、やはり国がしっかりと、これは手を入れていかなければいけない部分なのかなと思います。今回私も、議員発議として国のほうに意見書を出させていただきますので、よろしくお願いします。

最後に、著名な哲学者の言葉です。世の中で大事なことは何か。それは平凡であり、常識であり、道理である。

これで質問を終わります。

議長（原 源次） これで、7番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまから、午後1時30分まで休憩とします。

休憩 午前 11時34分

再開 午後 1時30分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

6番、山崎文直議員。

議長（原 源次） 6番、山崎文直です。

いよいよ梅雨入りとなりました。各地で線状降水帯が頻繁に発生して、災害も規模の大きいものになってきているわけであります。災害に対して、常に準備するという心構えが必要だと感じる今日この頃でございます。

今回の私の一般質問、1件だけではありますが、大芝高原に関する問題でございます。これは私、いわゆる長いものになりました。半世紀前に大芝高原のいろんな事業に関わりを持ちながら、それから半世紀たってきたと。こういう観点からも、新たな目でこれから大芝高原が日本中に発信できるような大芝高原になってほしいなという気持ちも込めまして、今回の質問に至ったわけであります。

今回の質問については、大芝高原でマレットゴルフに近頃通い始めた御夫婦との会話から出てきた要望等が含まれておりますので、そういう意味での質問になるかと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

まず最初に、大芝高原のユニバーサルデザインの推進についてという質問事項でございます。私の考えているユニバーサルデザインというのは、そういう意味でかなり古い認識もあ

るのかなというふうに思います。最初買った本は、既に20年も前の本を参考にしたユニバーサルデザインというものの捉え方であります。

当時、バリアフリーという言葉があり、そのいわゆる高齢の方だとか、障がい者の方に対する優しい施策だとか施設だとか、そういうものを追求するっていうことから、みんなにとって良いものを考えていこうじゃないかという考え方のユニバーサルだというふうに、私はずっとこのまんま考えてまいりました。基本的には間違っていないかというふうに思いますけど、近頃のユニバーサルデザインに対する考え方っていうのは、さらに新しい考え方っていうのが入っているのかなというふうにも思いますので、その辺に欠けた部分については容赦いただいて、それに対する良い答弁がいただければ、私としてはもっとうれしいなというふうに思います。

私のこのユニバーサルデザインに対するには、七つの原則であるというふうに教わってまいりました。その中には幾つかありますけれども、誰にでも使えるっていうことだとか柔軟な考え方、それから、使いたい人に対する情報が容易に得られるというような、いろんなことがあります。柔軟な気持ちで使える、そういったものを求めるっていうのがユニバーサルデザインの一つの考え方なのかなということの中から、今日の質問をしていきたいと思えます。

今議会の冒頭の村長の挨拶にもありました。令和5年から観光推進課ができて、観光を中心に大芝高原のPRをしていくという前向きな意見がございました。その関係で、6月12日の全員協議会で大芝高原の施設整備計画の案を示されまして、このきめ細かな計画、ぜひ計画的に前向きに進んでいくことをお願いをし、私どもも、それに対してできるだけ協力をしていきたいなというふうに思っているところであります。まさに、このときに合った姿勢であるというものだというふうに思っております。

そういう点の中で、その計画の中にもいろいろ示されております。その中で私は、この今回3点の点について先ほど申し上げましたけれども、近頃、大芝高原のマレットゴルフ場や何かを利用している利用者の皆さんからお聞きした要望事項だということでもあります。私どもは長い間関わっていますので、時としては見落としてしまう部分が新しい視点の中で要望されているということもあると思えますので、この辺のところをぜひ御検討いただければというような気持ちも含めております。

1番目の質問であります。

高原内のトイレの設置の状態であります。この整備計画にもありました大芝高原内にも、幾つものトイレが設置をされております。新しいトイレとしては、味工房のところにあたり、マレットゴルフ場の南のところにあるトイレ、こういうところは新しく設置をされて、そういうところについては多目的トイレも整備をされてきているということでもあります。中には、かなり古いトイレも見受けられるというふうに思います。

これから、大芝高原が多くの人に愛されているんな人に利用される、先ほども言ったように、高齢の方や障がいのある方も使いやすいトイレを整備していくっていうのは、この設置者である村も責任のある立場かなというふうに思います。

そういう意味で、この現在の高原のトイレの設置の実態、多目的トイレの数だとか、今現在計画を立てていく、これから推進していく段階でのトイレがある位置の部分は適切かどうかという、そういう基本的な考えについてまずお聞きしたいなというふうに思います。よ

ろしくお願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号6番、山崎議員の質問にお答えをいたします。

大芝高原のユニバーサルデザインの推進についてという中で、まずは高原内のトイレ設置の実態は、多目的トイレの数・位置は適切かという御質問をいただいております。

まず、このユニバーサルデザインの推進についてであります。現在大芝高原を管轄する観光森林課、そして一緒に仕事をしております観光協会の職員に、長野県ユニバーサルツーリズム実務人材養成講座、こちらに今年から参加をするようにしております、知識等を学んでいっているところであります。

大芝高原内のトイレの設置の実態と多目的トイレについてであります。現在、屋外から利用できるトイレは大芝高原内に14ございます。昭和60年代に建てられたトイレも多くあります。そのため、計画的に更新をしていく必要があります。

現在、パブリックコメントを実施しております大芝高原施設整備計画（案）の中では、令和8年度までにトイレ6か所の更新と1か所の新設、こちらを予定しているところであります。

次に、多目的トイレに関してであります。現在中央園路に一つ、味工場の西側に一つ、マレットゴルフ場南に一つ、合計三つございます。数と位置が適切かどうか、適切であるかという御指摘であります。位置については集中しないよう配慮はしておりますが、数については不足をしていると捉えております。また、多目的トイレの設備についても、トイレ内に大型のベッドがあるものがないので、障がいを抱える方が利用できないという意見もいただいたところです。

そこで、現在衛生的な多機能トイレを車両に搭載し、牽引により自由に移動して設置できるモバイルトイレの導入の研究をしております。現在、モバイルトイレを開発している企業と複数回打ち合わせを行った状況でありまして、今年度のどこかで、実際1日、大芝高原に車両でありますので持ってきていただき、仮設置を試みる予定であります。

このモバイルトイレは、車両の前後に遠くから認識できるよう大きな多機能トイレマークを配置しており、超低床車体の設計で、出入口の動線はなだらかなスロープとなっております。そして、大型ベッドも付属をしております。何より移動が可能となっておりますので、災害時の活用が見込まれるほか、そうなりますと、有利な事業債の活用も視野に入るところであります。こちら、見学会の期日が決定しましたら議員の皆様にもお知らせしてまいりますので、ぜひ御見学をお願いいたします。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） そうですね。大型ベッドがないという部分もありますし、車両用のモバイルトイレ、お話を承りました。かつての東日本大震災の現場へ行ったときにも、トイレの問題で非常に困っている部分が今記憶に戻ってきたところでもあります。大芝高原も避難エリアになっていきますので、こういう部分の着眼点はすばらしいものだというふうに思います。ぜひ、早めの実現を期待するところでございます。

それでは、2番目の問題です。

マレットゴルフ場の北の方面、また南のセラピーロードにトイレの増設を望む声が聞かれ

るが、計画があるかということで質問をしたいというふうに思います。

先ほど申し上げたように、近頃マレットゴルフに通い始めた御夫婦からの話も参考にして
いるわけでありまして。ということは、まだ大芝高原の実態がよく分かってない方々だとい
うわけでありまして。そういう意味でいくと、セラピーロードも中心の辺りにあります。しかし
ながら、あの広い範囲の中で一つ、1か所だけでいいのかどうかという問題もありますし、
その場所が、新しく利用し始めた皆さんに認識性があるかどうかという部分もあります。

そういう点でのこれからの増設だとかそういう考え、それから、先日ありました私どもも、
この間の5団体のマレットゴルフに参加させていただきました。駐車場の南側と陸上競技場
の真ん中あたりの東のところに既設のトイレがございまして、その方も高齢になるとやはり
トイレが近いという部分もあって、具体的には、マレットゴルフ場の北の西の辺りでもう1
か所あればいいかなというような意見が言われましたので、そういう点での計画等をお聞き
したいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 新たなトイレの増設に関する御質問であります。

大芝高原施設整備計画を示したばかりでありますので、その内容に沿った今回は回答とい
うこととなりますが、トイレについては、現在芝生広場、こちらに新設の予定を大芝高原施
設整備計画の中で示したところでありまして。となりますので、それ以外については、現状計
画がないというところでありまして。しかしながら、先ほど御説明いたしましたモバイルトイ
レの利便性が高いようでありましたら、費用等を勘案した上で、2台目の設置についても検
討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 大芝高原も久しぶりに行ってみますと、利用者の範囲が非常に広
がったなというふうな思いがあります。私自身もそうですけれども、若いうちから使って
いますけれども、高齢者の利用が非常に増えてきている。そういう意味では、トイレが適
当な位置に配置をされて設けられてるっていうことは非常に大事なことかなというふう
に思いますので、この辺についても、特に今ありましたモバイルトイレ、非常に興味があり
ますので、ぜひこういうのも含めて検討をしていただきたいなというふうに思います。

それから、3番目のマレットゴルフ場東の通路があります。いわゆる砂利道であります。
古くからその状態であります。その南北のところの通路の入り口っていうか、そこには鉄
のガードパイプが埋められております。チェーン等がたしかついたりしていたのかなとい
う意味で、我々が通っても、ちょっとそこを通過するのに、難儀がするような感じの
ところを以前から持っていたわけでありまして。

そのほかにも、公園内のところに、所々コンクリートの進入ができないようなものがあ
たりするところがあります。この辺のいわゆる使いやすいという立場で行くと、あの辺は
少し舗装にするかどうかというのは別として、大芝高原に来た人たちが使いやすい状態に
しておくということは大事なことかなというふうに思います。

この整備計画の中にも、バリアフリー園路の新設また改修の検討という項目がありました。
この辺について、今のところの基本的な考え等がありましたらお答えをいただきたいな
いうふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） マレットゴルフ場東の通路について、整備の考えはという御質問をいただいております。

このマレットゴルフ場東の通路であります、幅員も狭く砂利道でありまして、歩行においては不便さを感じる通路となっております。現在、村といたしましては、作業車両用の道としてがメインということで位置づけておりまして、議員御指摘のとおり、一般車両が進入できないようゲートを設定しておるところであります。そんな状況でありますので、これまでも大きなわだちや陥没などが生じた場合にのみ、最低限の整備を行ってきたという背景がございます。

しかしながら、通行しやすい園路や通路を造っていく、そういったことは私も議員と同じ思いでありまして、今回、施設整備計画の中でも、バリアフリー園路を造っていくというところをお示したところでもあります。

後は、どこを優先して整備していくかということになりますが、現在、御指摘のあの道は、あそこを整備した場合、何かどこかに行くのに便利になるかと申しますと、なかなかあの先にあるものといいますと、グラウンドはグラウンドのほうから行けばよくなりますし、マレットゴルフはマレットゴルフ場の中に行くところになりますので、なかなか現在も通行量が非常に少ない道でありますので、優先的には下がってきってしまうのかなと思います。

現在予定しているバリアフリー園路は、どちらかという、遊具の方に通じる園路のほうをバリアフリーにしていきたいというところで計画では示しておりますので、今後優先順位をつけて、バリアフリー園路も広げられるようにしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 私が質問したマレットゴルフ場東の園路、これについては古くから砂利道であります。私どもとしては、通るのにそんなに支障はないわけでありましてけれども、やはりつえをついた方、そういうような皆さんにしてみると、お年寄りの方にとしてみると歩きづらくなっていう部分はあると思いますが、かといって、例えばそれを舗装にするということも、まあどうなのかなっていう気持ちもあります。

そういう点では、公園内の未舗装の道路は何箇所もありますから、その辺で総合的に検討をした上で、この場所については優先順位が低いというお話でありますけれども、目立つところでもありますので、少し考えを改めるとかいう形で、歩きやすい道路に改修をしてもらえたらなというふうに思いますけれども、そういう点での優先順位が入れ替わるっていう考えはあり得ることなんでしょうか。分かりましたらお願いしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大芝高原施設整備計画をつくるに当たって、コンサルタント事業者に意見をいただいております。そういった中で、優先順位であればあそこの遊具、上のある遊具につながる道路をまずは整備すべきだということで、御指摘をいただいたところでもあります。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 計画はもちろんあるわけでありまして、そういう点で、あとこ

の公園の整備計画にもありました、パブリックコメントを求める部分があります。それから、いろいろな検討をする会議等もございますので、そういう皆さんからの意見を幅広く取り入れていただき、今後の事業の推進等に生かしていただきたいなということをお願いをしながら、短い時間でありましたけど、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（原 源次） これで、6番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから、午後2時まで休憩といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時00分

議長（原 源次） 休憩前に続き会議を開きます。一般質問を続けます。

4番、三澤澄子議員。

4番（三澤 澄子） 議長、すみません。外してやります。

議席番号4番、三澤澄子です。あらかじめ通告した2項目について質問します。

3月定例会で通告し、家庭の事情によりできなかった質問を再度上げさせていただいています。既に進んでいる施策もあるとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1として、150年のひとときを未来へつなぐ大芝高原森林整備についてであります。

1月19日の新聞に、大芝高原森林再生へ、アカマツ伐採の斧入れ式の記事が掲載されました。村や次代を担う地元の児童生徒約60人が参加、伐採後は住民も関わりながら植樹して、様々な樹種に転換させる森林再生のスタートにと書いてあります。藤城村長は、伐採木は材としてしっかり使い、成長していく木はみんなで見守ってほしいと呼びかけたとあります。議会は、この儀式を全く知らされていません。報道で初めて知りました。

また、記事によれば、100ヘクタールに広がる大芝高原の森の6割を占めるのがアカマツで、植林により約1万3,000本に達している。2017年に確認されて以降、松くい虫被害が深刻であり、今後10年間で、毎年区域を定めてほぼ全てのアカマツを伐採し、植林と公共施設の木材利用を進めると説明しています。樹種転換の必要性は以前から指摘をされていましたが、このときの報道はあまりにも唐突でありました。

参考資料として、新聞を新聞資料1としてつけてありますので、また御覧いただきたいと思ひます。

多くの村民に、斧入れ式を起点に森林再生計画を進めていくというふうな説明がされたと考えているかお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号4番、三澤議員の質問にお答えをいたします。

大芝高原森林整備についての大項目の中で、まずは斧入れ式をスタートに整備計画を進める説明はされたかという御質問であります。

結論から申し上げますと、議会全員協議会でも御説明申し上げたとおり、斧入れ式は整備計画を進める説明のために実施したものではありません。斧入れ式を実施した経緯につきましては、南箕輪小学校で当時4年生のクラスの児童たちは、1年間総合学習の中で、木材で秘密基地を造る学習や森林学習を実施しておりまして、学習や制作を進めていく中で、木の伐採や伐採直後の木を間近で見たり、触れてみたいという子供たちの希望があったことによるものであります。

また、長野県伊那養護学校では、森林環境教育の一つとして、中高等部を中心に木工づくりなどの学習活動を進めておりまして、今回高等部の生徒たちに、森林や林業学習を深める機会の一つとして開催したというのが経緯となります。

大芝高原の森林整備は、これまでも毎年議会の皆様に予算を承認いただきまして実施している事業でありまして、ここ数年は毎年1ヘクタールから2ヘクタール程度を整備しております。この整備につきましては、私が村長になる前、令和2年に策定されました大芝村有林整備基本計画に基づき、進めている状況であります。

今回、議員御発言の整備を進める説明、こちらにつきましては、4項目めで御質問をいただいておりますので、そちらでお答えをさせていただきますので、今回ここでは省略をさせていただきます。

斧入れ式に参加した子供たちの姿を見て気づいたことですが、やはり、木を切ることを見たり、森林を感じることを直接体験することで森林の理解が深まったり、またアカマツ伐採についてだとか、先人の方々がどういった思いで大芝高原のことを考えていたのか、そういったことを知る良いきっかけになったと感じましたので、今後このような取組はより広げていきたいと思っております。

以上です。

議 長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 一応、村長のほうでは、斧入れ式っていうのは、私たちはかなり大事な儀式だというふうに今までは捉えておりましたので、小学生や養護学校の生徒たちの学習への一環ということでやったということでありまして、しかしながら、この記事によれば、やはり森林再生へというきっかけと、それからこれからやっていく森林の整備についてしっかりと説明をされているわけでありまして、村民にしてみれば、学習の一環というふうには捉えられないわけでありまして。

そういうふうな何ていうか自分の説明された内容、もちろんそういうふうに進めていくことは大きな枠では決まっていたけれども、あくまでも学習の一環というふうに言うのはやはり、説明としては不十分だなというふうに思います。村長としての立場できちんと説明しているわけでありまして。そのことは、やっぱりきちんと認識していただきたいというふうには私は思っております。

次に、斧入れ式についてお聞きします。

斧入れ式は、事業を請け負う薪一の指導で行っているとありました。請負契約の内容はどうなっているのかをお聞きします。

職員や子供も、ヘルメットもつけずに本物のおのを使っています。こういう写真を見たときに、本当に村民はどう思ったのかな、安全性に本当にきちんと確保し、考慮しながら学習の一環としてやるにしても、行ってきたのかということが疑問に思うわけでありまして、その点についてお聞きをしたいと思っております。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 斧入れ式事業を請け負う契約の内容は。経過、安全性に問題を残したのではという御質問であります。

まず、この安全性の問題につきましては、議会全員協議会でも反省の弁を申し上げたところでありますが、準備していたヘルメットの着用が徹底されておりました。改めまし

ておわび申し上げます。申し訳ありませんでした。今後は、安全確保の徹底を指示しておるところであります。

この請負契約であります。少し勘違いされている部分もあると思いますので、修正の面も含めまして説明をさせていただきます。

まず、請負に関してであります。令和4年度大芝村有林森林整備事業を株式会社薪一様が落札をしております。この斧入れ式自体は村担当課が主催した事業でありますので、どこの企業とも請負契約を結んだという経緯はございません。薪一さんには、当日はオブザーバーとして御協力をいただいたところです。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） じゃあオブザーバーとしてやったということは、具体的なこの指導については、薪一さんは実際には指導されているわけでありませぬ。木の切り方とかどういふふうにやっていくことで、多分具体的に進めるのは全部薪一さんのほうでやったと思いますが、契約したものではないということの理解は分かります。

じゃあ、令和4年度の落札については、ちょっと具体的にもう一回教えていただきたいと思うんですけど、どのような経過で、どのぐらいの金額で落札したのか。

議長（原 源次） 有賀観光森林課長。

観光森林課長（有賀 仁志） 三澤議員の令和4年度の大芝村有林の整備事業の関係ですけども、入札が12月の4日に指名競争入札で8者指名されまして、うち3者辞退だったんですけども、伐採の関係で施業面積が2.5ヘクタール、薪一さんに落ちました。請負金額が594万円という形の中で、工期が12月6日から3月20日までの工期で、整備の大芝村有林、みんなの森の中の森林整備の関係をやっていただくというような契約となっています。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） そうすると、今森林整備については薪一さんが正当に落札されたというふうと思うんですけど、この実際の斧入れ式そのものの儀式は、責任はどこにあるわけですか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 当時の産業課が実施した内容になりますので、責任は南箕輪村役場にあります。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） やはり実際には、役場でこういうふうな企画したということになるわけでありませぬけども、やはりそれにしても、こういう本当に森林整備に関わる大芝のことについて、学習を進めるのはもちろん賛成なんですけども、少なくとも議会には、こういう形でやりますよということは事前にお知らせいただくべきではなかったかと思えます。

本当に、斧入れ式が私たちにとっては衝撃的な記事でありましたので、また他県におります私の息子も、こういう森林とか環境整備とか公園整備の仕事をしておるものがありまして、インターネットで見た途端に報告というか質問がありまして、こんなふうな木を切るのはどうやって、どこをどういふふうにするんだってというふうな質問があったわけでありませぬけども、多くの村民はそういうことに疑問を思うやり方であったと思えますので、ぜひそういう

点では、安全性にも考慮しないような学習については、やはりきちんと議会、また住民の皆さんにしっかりとお知らせするということが大事じゃないかというふうに思います。

それでは、3番目として質問をさせていただきます。

大芝の森は、130年にわたって植林しつくり上げてきた村の宝であり、間伐や下草刈り等、専門の作業員がいてずっと管理してきました。松くい虫の被害に遭わないよう、毎年樹幹注入をしてきた経過もあります。この数年は行っておらず、急速に松枯れが広がっている状況は見てとれます。この間、500本以上あると報道されております。

村では、整備基本計画を基に、実施計画は令和5年度に策定となっています。アカマツを10年間で主伐する計画は、どのようにして決めてきたのかをお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） アカマツの主伐に関する御質問であります。

アカマツを主伐していく方針とした経緯であります。まず背景から申し上げますと、現在大芝村有林整備基本計画に沿った森林整備を進めており、従来どおり、松枯れなどの被害木につきましては、発見次第早急に伐倒駆除をしておるところであります。この大芝村有林整備基本計画では、大芝高原のアカマツは松枯れや遷移が進行しており、最悪の場合は10年間にアカマツが衰退し、消滅するおそれがあることが示されております。

この大芝村有林整備基本計画であります。先ほど申しましたが、これは私が村長になる前の令和2年に作成されたものでありまして、令和3年7月の議会全員協議会でも御説明した内容のものであります。ここには、整備の基本方針というのが示されてありまして、4項目あります。申し上げますと、森林資源、資源を有効かつ最大限に活用した森林空間利用のさらなる充実、衰退が危惧されるアカマツ林から他樹種への転換、50年後を見据えた森林づくり、利用者のニーズを反映させた整備、木材の有効利用、これが令和2年の計画の時点で示されております。

そんな状況でありまして、現在、大芝高原全体に松枯れの被害が急拡大しております。これまで行ってまいりました枯損木処理や間伐等による森林整備だけでは被害が拡大、また、蔓延することによって、類を見ない大芝高原のアカマツが全て枯れてしまう、そんな可能性も高まっておるところであります。枯れるまで放置をして、アカマツが材として一切利用できなくなるのは、先人の思いにも反することになると思います。

そういった中、これまでの説明の経過であります。令和3年7月に議会全員協議会で大芝村有林整備基本計画の説明を実施した際に、樹種転換を進めていく旨、御説明を差し上げました。また、令和4年2月号の広報では、アカマツを用材として伐採し植林をしていく旨、また、令和4年6月議会では、加藤議員への答弁で主伐を進めていかねばならないと御説明をしてまいりました。

また、同時に村の森林協議会、こちらにおいても協議を進めていただいております。令和3年11月から、現地調査や委員の意見集約を開始いたしまして、令和4年3月23日に実施した令和3年度第3回森林協議会において、次の三つの方向性が示されたところです。大芝高原において、アカマツを伐採していくことへの理解と実施を進めること、アカマツの利活用を推進すること、そして、森林循環を目的とした大芝高原森林づくり実施計画を策定すること、この三つが方向性として森林協議会で示されました。

森林協議会の検討の内容をもう少し詳しく申し上げますと、当初は、現状の大径木を保存

してほしいという意見もありました。ただ、枯れてしまうと何の価値も生まなくなってしまうので、大規模な松枯れが発生する最悪の事態は回避すべきといったところと、また、利用者の安全面の確保、こちらを優先する必要がある。そのため、アカマツの主伐をすることはやむを得ない、そういった結論に森林協議会では至っております。

また別の観点から、この枯損木処理は森林伐採などを何度も何度も分けて行いますと、重機が入りますので、森林内の土壌や環境が重機によって荒れてしまう。そうなりますと、いつまでたっても新たな樹木が育たない、そんなことも近年の施業で明らかになっているという意見が出ました。ですので、伐採エリアを拡大し効率的に主伐を進めることにより、費用を抑えた方法で森林づくりを行ってほしい、こういった意見もいただいております。そのような背景・経緯を経て、主伐をしていく方針を決定をしたところであります。

ただし、この10年という具体の期間については曖昧な部分がありますので、今年度に策定する大芝高原森林づくり計画で、より具体的にしていきたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 具体的には、もう今の方針がきちんと示されたのは、今村長がおっしゃったように令和4年3月という認識でよろしいんですね。森林協議会の協議の結果が令和4年3月ということで、方向性としては正しいと。私たち、その森林協議会のこういう方針は議会で説明されたっていうのは、最初に示したのが令和3年の7月っていうふうに言っておりますが、この令和4年3月の方針は、そのままもう一度報告されていますか。その点、ちょっとお聞きしたい。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） すみません。説明した時期についてはちょっと今調べますが、議会全員協議会でA3の横長の資料を提出、それこそ、この斧入れ式があった次の議会全員協議会だったと思いますが、その場で説明をしたというところですか。ちょっと詳細を調べたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） その資料は、多分斧入れ式の後にいただいております。説明は詳しくはしていただいておりますが、資料はもらったという記憶があるわけでありまして。

私はやっぱり、これだけのことを進めるについてのやっぱり説明責任というか、説明が不十分だったというふうに今、思っています。このアカマツがこういう状況にあるっていうのは、私たち自身も今見ながら日々危機感を感じているところでありまして。

実は私、もっと10年ぐらい前から、この森林に携わってる方から、あそこは早く主伐して樹種転換をしないと大変なことになるって何回も言われていたんですよ。でも、私自身は、やはりああやって130年前に福沢先生が、本当に農業の皆さんの牧草地を村の子供たちの学校を建てたりに使うために植林しようって言って、毎年毎年村民が植え続けてできた森でありますので、そんな思い入れが村の皆さんにはあります。私自身もある中で、本当にそうなのかなっていう疑問を感じつつ、具体的な提案はちょっとスルーしてきたっていう経過があるわけでありまして。

4番として、私はまた今までの経過、やっぱり村としては十分な説明が、こういうことの大芝高原については説明が不十分だったということを、まず私は指摘しておきたいと思いま

す。今、令和4年3月ということを知り、その中に具体的に書いてあるということは今確認しましたが、そういう説明も受けた記憶はないなというふうに私は思っております。

引き続き4に移りますが、大芝高原は人工林でありまして、これだけの規模で美しい複層林が形成されている森は、全国でも貴重なものと今までも言われてきましたし、実際そうだというふうに思います。ここ大芝へ来た人たち、外から来た人たちは、本当に感激する森が広がっているというふうにいつも言われております。うちの孫たちも東京から来ると、大好きでここへいつも行きたがります。それだけに、再整備については、村民全体への丁寧な説明が求められています。

現在の松枯れの状況、10年で全く違った森になる状況、その進め方等、かつて合併の論議のときのように、各区ごとの住民説明会が必要なくらい大事な作業じゃないかというふうに思います。

同じような状況で、里山整備に取り組む箕輪町の状況を、私はちょっと調査してきました。資料2としてつけてあります。これは、令和3年に上伊那地域振興局林務課で出しているインターネットで出てくる資料であります。みんなで支える森林づくり上伊那地域会議現地視察資料というものであります。

まず、箕輪町のみどりの戦略課っていうところが箕輪町にはありまして、そこにお聞きしました。この事業は平成28年に計画をスタートし、平成30年から令和3年で12ヘクタールの山を、里山でありますけれども、アカマツは主伐ですね、全部伐採し新たに植林し、70%県補助事業で整備をしてきました。始める前には、地権者や地元合意をもう本当に繰り返しやっております。住民参加でこれに取り組んできています。今後も、急速に進む松枯れに対して、山を守るベストな方法だというふうにおっしゃってございました。でも、いずれにしても地元合意がなければ進まない事業でありますので、この100ヘクタールに及ぶ大芝の森を進めるについては、本当にしっかりした合意がまず必要ではないかというふうに思います。

大芝林の整備も今後の全体像を村民に知らせ、合意形成できた上で財政計画・伐採方法・費用・材利用計画・植林方法等を示していく必要があるのではないかと思います。

特に業者選定は、透明性・公平性・安全性が求められます。その方法はどのように行うのかお聞きします。毎年1,300本から1,500本切るということですので、冬期間しか切れないわけでありまして、冬期間とはいえ周辺への影響も大きいと思います。合意説明が必要だと思います。

私自身、先日福与の整備したという現地を見てまいりました。本当にアカマツは1本もありませんで、里山ですのでかなり急な山が広い範囲に広がって、ここから見たらあの辺じゃないかと思うんですけども見てきて、小さい苗木を植えてある状況も見てきました。アカマツはもちろん切っているんですけど、ほかの木がかなり残っているので、森の形態はある程度残っておりますが、これを大芝の村有林でやるとしたらどういうイメージになるのかなっていうこともちょっとイメージしてみましたが、なかなか実際に進めていく上での困難がかなりあるのかなということもありますし、全てのことについて、しっかりと説明を村民にした上で進めるということが大事かと思っております。その点についてお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 合意形成に関する件、また業者選定の件、そういったところを御質問いただいております。

箕輪町の福与で行っている里山整備であります。議員御指摘のとおり、萱野高原の自然財産を地元の皆さんが中心となり、行政と連携を図り、里山の樹種転換事業の取組をしてきたというところで伺っております。

地域の皆さんと連携する具体的な事例で、大変有益な資料をありがとうございます。これを今回の大芝高原に当てはめると、私はこの大芝高原は、村全体の人々が愛している土地、そして植林をしてきたという経緯もありますので、もちろんこれは三澤議員もだと思っておりますが、大芝区だけでとか、そういうことではないと思います。非常に、対象についてはこの福与区に比べますと、非常に広い全村的な話になってくるのかなと考えております。

議員から御指摘をいただいている、全体像を示し合意形成できた上で、財政計画・伐採方法・費用・材利用計画・植林方法等について示していく必要があるという御提案をいただいております。私個人的には、財政計画や伐採方法、費用、その他植林方法等、詳細を具体的に示していかないと、合意形成は困難ではないかと捉えております。

理由といたしまして、先ほども御説明いたしました。私が村長になる前の令和2年に、大芝村有林整備基本計画が既にできておりました。ここに整備基本方針というのが既に定まっております。先ほど4項目申し上げましたの中で、衰退が危惧されるアカマツ林から、他樹種への転換というのもうたわっております。

まさにこれが全体像と捉えてもいいのかと思うんですが、やはりこの令和3年7月に皆様に説明した後の皆様の考え方でありまして、議員の皆様でも伐採をするべきとおっしゃられる議員もいらっしゃれば、より詳細な内容を求める方もいらっしゃいます。そういったところ、意見が分かれているというのを感じているのが正直なところであります。これは悪い意味ではなく、大芝高原の森林は、やはり皆さんが植林をして育ててこられた、本当に愛着がある森ですので、こういった様々な考え方が出てきてしまうのは仕方のないことだと捉えております。

そのため、繰り返しになりますが、もう少し詳細をしっかりと大芝高原森林づくり計画で具体的に示した上で、合意形成につなげていくというところが不可欠ではないかなというところで判断をしたところであります。

実際に、この大芝高原森林づくり実施計画の策定に当たっては、村民へのアンケート調査ももちろん実施いたしますし、森林協議会との協議、さらには必要に応じて協議会に専門部会を設置をして、より詳細な協議を重ねていきたいという思いであります。

次に業者選定であります。この大芝高原森林づくり実施計画をつくりましますので、しっかりと村が目指す方向性等を共通認識しながら、官民連携で進めていければと思っております。その中で大量のアカマツを伐採することになれば、安全性等についても綿密に打ち合わせをして進めていく必要があると感じておるところであります。

また、私もできることはやっていきたいというところでありまして、ただこの合意形成を図るといふところ、正直言うとなかなか難しいところであります。その取組の一つといたしましては、一つは150周年のメインテーマ、何を設定してもいいわけでありまして、私もこの部分、住民の皆様に関心を持って進めてほしいという思いがありまして、150周年のテーマをこの森と関連づけたところであります。大芝高原の森林は130年の本当に重い、長い深い歴史があります。私たちが、そこにある価値に気づくことは非常に大事なことだと思います。

今後も、この時代とともに村を見守ってきた大芝高原のアカマツを最大限有効利用しつつ、大芝高原とともに歩んできた村民の皆様と協働して、大芝高原50年後の森林づくり、そういったところをつくってまいりたいという思いであります。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 今年予算の中でも、もう既に大芝村有林整備委託料が3,340万円入っております。こういう中で、実際には具体的に進むところもあると思います。一方で、松くい虫予防対策事業とか、そこら辺が入ってるわけでありまして、現状でかなり見苦しいというか危険なところが見受けられる、大芝林の中は一刻も早くそういうところはきちんと処理していただくとともに、今村長が言われるような観点で、私自身もやはりいろいろ聞いたけれども、やはり主伐してきちっと樹種転換していくということが、あそこを守る一番良いことだというふうに、ちょっと今のところは理解しております。

村長の今思いもお聞きしましたが、50年、100年先は今の私たちは見ることはできませんが、次の世代が村の誇りとして集える森となっていることを願っております。

2番目として、150年記念事業に郷土館建設をということでお聞きします。

150周年の記念事業に郷土館建設をということであります。議会だよりきらきら村の仲間の特集で、多くの貴重な文化財資料が危機的状況にあることをお聞きしました。30年前に、私は郷土館建設委員というのになりまして、県内の各地を視察したことがあります。その後、立ち消えになったままの郷土館・博物館建設について質問します。

1として、現在の文化財の保管・修理・展示について、現状と課題をどう捉えているかお聞きします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 三澤議員、150周年記念事業に郷土館の建設をの中で、郷土館・博物館の建設についてという御質問でございます。

現在村では、南箕輪村文化財資料保管庫、旧いずみ苑になりますけどもいずみ苑、それから郷土館、そして、村民体育館の地下倉庫及び役場職員駐車場横のそのところになります。横の文化財収蔵庫の4か所に分けて文化財を収蔵しております。4か所の収蔵庫のうち、村民体育館地下倉庫と文化財収蔵庫には、主に民具の類を、それから郷土館には村内の遺跡、例えば塩ノ井の天伯遺跡・山ノ神遺跡、久保上ノ平遺跡などで出土しました遺跡を中心に、修復が完了している土器類や村指定文化財、大宗館の資料、蔵骨器等々、それから、江戸時代から昭和にかけての民具類や、神子柴遺跡から出土した神子柴型石器のレプリカ等を展示・保管しております。

また、南箕輪村文化財資料保管庫いずみ苑でございますが、県宝指定の土器4点、宝物でございますけれどもや、村内の遺跡から出土した出土品及び調査時に作成した関係書類、公文書・古文書をはじめとした書類、レコードやフィルムの記憶媒体、民具など、幅広い分野の文化財を収蔵しております。

ただし、いずれの収蔵施設も、本当にスペースに限りがあるという現状でございます。住民の皆様から資料、これ、こういうのがあるよということで、文化財専門委員あるいは教育委員会に連絡をいただいたりする、その資料の受け入れになかなか難しさがあるかな、そんな現状がございます。なので、現在新しい新規の受け入れができない状況があるというこ

ろでございます。

現在でございますが、文化財専門委員7名の方のうち1名を会計年度任用職員としてお願いして、週に1回、収蔵している文化財の保存・整理等を行ってきております。最近では、植物の標本、書類、それからレコードや16ミリフィルム、16ミリフィルムは、昨年の村の日に村の歴史の中でNHKの番組だったと思うんですが、それを紹介というような形ができたところですけども、あるいは土器片の整理を行っています。保存や修復の専門知識を持つ職員が平成27年度から不在の状況であるため、保存・修復については、滞ってしまっているのが現状でございます。

展示についてですが、郷土館では村内の遺跡から出土しました土器類を中心とした遺物、それから県宝4点のレプリカ、神子柴型石器のレプリカや大宗館文庫の書が、民具類や戦時下の国民服などを展示しております。毎月第一木曜日を開館日として、地域の方に見学をいただいております。遠方からおいでになる方もいらっしゃるというふうにお聞きしています。

令和4年度は、3月の当初時点、初旬で169名の方が来館されております。コロナ禍の影響もあり来館者数は減少しておりますが、村外から訪れる方々も、今申し上げたようにおられます。開館日以外、木曜日以外でも問い合わせをいただければ、随時見学等を行うことができる状況でございます。

また、子供たちの学習ということで、小学校3年生が授業の一環で民具の見学に郷土館のほうに訪れたり、南部小学校の子供たちは、民具の貸し出しをということで、郷土館に依頼を受けて学習を進めています。なお、南箕輪村文化財資料保管庫においても、整理が進んだ収蔵品の一部を希望者に応じながら見学することは可能ですので、そんな準備も進めているところでございます。

最後に、保護事業等における課題なんですけど、第一に収蔵庫が点在している。先ほど申し上げました4か所ということで、点在しています。それから、集約が難しいということがあるわけですけども、そのものがスペース的に不足しているということ。収蔵スペースを確保するためには資料の整理を進めることも大事なんですけども、重要な専門知識を持った方や担い手が不足しているため、整理がなかなか進まないというのが現状であります。

次に、経年劣化等によって、保存や修復が必要な文化財が多くあるという点であります。今後は職員が研修等に参加して知識を深め、文化財専門委員と協力しながら、保存や修復を進めていきたいというふうにお聞きしております。

地域の大切な宝でもある文化財を保護していくためには、保存・整理・修復など、地道な作業を担うためのやはり専門知識を持った方、学芸員等々の人材の育成、あるいは確保が重要というふうにお聞きしております。現状と課題をお伝えいたしました。

以上でございます。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 今、現状と課題をお聞きしたところであります。

やはり、編さん委員の先生方にお聞きした話でありますけれども、やはり本当に南箕輪の文化財に置かれている現状っていうのは、とっても厳しい状況にあるというふうに思います。この間取材をした経過の中で、100年の村誌の記念誌ですよ。これについてもちょうどそのときにお聞きして、100周年の記念事業として、10年間かけてあれだけのものをつくり上げています。それは膨大な労力と、その結果すばらしい100年村誌ができていくわけであり

ますけれども、それもなかなか宝の持ち腐れというか、村の中でもなかなかそれをちゃんと見ていただける方もなく、編さん委員の先生方も、これちゃんと見てもらいたいっていう一つの希望があったわけでありまして、やはりこういう歴史を積み重ねてきたものがきちんと保存され、整理され、きちんと次の世代に伝えていく、活用していくっていうことがされない自治体ってのは、やはり貧しいというか、貧弱な自治体じゃないかというふうに私は思っております。

2番として、近隣自治体の調査で調査したんですけども、簡単な調査であります、箕輪町であります、博物館事業事業費約450万円、会計年度任用職員を置き、特別展等を含めて開館日は290日ということですので、毎日基本的には開けて、町民の皆さんに見ていただいているというふうに思っています。

箕輪町は、また新しく郷土館・博物館を整備するというお話も聞いておりますが、伊那市創造館の管理運営などは4,700万円余。これ令和5年度の予算だと思いますが、文化財保護・保存・調査等3,400万円余、人件費は正規2名、ほかに会計年度職員数名を置いて、今きちんとやっております。

中川村の資料だけちょっとつけておきましたが、中川村は今年の令和4年9月、何か今年の新聞紙上にちょっと発表されていましたが、中川村は、歴史民俗資料館増改築を発表しております。生涯学習や学校教育との連携で、村の文化財を大事に伝えていくということが分かります。村の文化財にかかる予算はあまりにも低く、残念の位置づけであると思います。

ここの中川村の暮らし感じる資料館っていうのを見ますと、本当に生涯学習に活用できる資料館、学校教育、公民館、村民参加型の調査研究、新しい発見の提供など、本当にしっかりとこれを伝えていくことができるような施設にしようということの意気込みも感じますし、増改築でも総工費が1億、新築1億2,300万円というふうに、小さな村でも合計金額は増改築費用は3億5,300万円っていうふうにちょっと書いてあるわけでありまして。これを進めるという報道があったところではありますが、うちの村の予算はあまりにも低く、きちんとしたやっぱり管理ができない。

今もおっしゃいますように、専門の学芸員もいない中で、やっぱり経年劣化していくものがどんどん出ている中、やっぱりきちんと人を置くということがまず大事だと思います。保存・整理・修復のみでなく、新しくきちんとやっぱり100年誌を作ったときのよう、やはり今度150年の記念として村の郷土館・博物館を、100年誌は10年かけてやっておりますけれども、やはりそこら辺のところは南箕輪村でありますので、本当にやはりきちんと150年、これだけの歴史を積み重ねる村っていうのはやはり少ないと思います。合併もせず分離せずというか、そういう中できちんと村を守ってきた、この村がこれだけの規模になったということの中で、やはりきちんと次の150年からその次に向けて、村が何を村の人に残していくかっていうことを見据えた計画をしっかりとつくっていただきたいというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） きらきら村の仲間たちという議員の皆様が作られたこの中に、何もしなければ、歴史も文化財もだんだんと消滅してしまうんだよ。それから、残されている文化財の発見、消滅の危機に気づいたら文化財専門委員へ連絡してほしいとか、大事な言葉、思いがいっぱい入っている。もっと言うと専門委員の方々、それから今補遺編を作って

いますが、編集されてる方々、非常に熱い思いを持ってこのお仕事に携わっている、そのことをいろんな集まり、あるいはその人から伝えていただく言葉を通して感じているところでもあります。

今議員さんおっしゃったことなんですけども、特に村の文化財保護事業の予算額につきましては、令和元年度が235万1,000円、令和2年度が県宝にされた土器がありましたので、4点でございますが、そのレプリカ及び展示ケースということで838万9,000円、令和3年度からは、先ほど申し上げました村誌の補遺編の作成支援業務委託ということで、これは令和3年から令和6年度まで継続しているものでございますが、始まったため505万3,000円、令和4年度が709万3,000円、令和5年度、本年度は615万8,000円となっています。

予算のうち、委員の方々への報酬や施設の維持管理に必要な経費が全体の5割を占めているということでもあります。先ほども、議員もおっしゃられましたけど、本当専門的な知識を持つ人材不足ということで、その人たちで要する予算というのも、今後大事にしながら見ていく必要があるかなというふうに思っておるところでありますけど、施設面、それから人の面、そちらのほうを大事にしながらということで、考えていく必要があるかなと思っております。

郷土館の移転、それから新築についてなんですけど、以前から検討されてきているというのは、私も重々承知しているところでもあります。将来的に郷土館を新設するということは望ましいし、本当必要だというふうに思うんですが、まず既存の施設の例えば空調設備とか、それから文化財の保護に適した環境を整えていくこと、今日まで多くの方々が見守り、あるいは保存・整備してきた文化財を後世にきちんと伝えて、きちんとした形で残していくこと、そこをしっかりと考えながら動きたいなとそんなことを思っております。よろしく願います。

議 長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 教育長さん、なかなかそこまでははっきりと、方向についてははっきりと伝えるべく努力はされるということでもありますけれども、やはり150年の歴史を刻んだ村であります。村長さんにお聞きしたいと思えます。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） まず初めに、先ほどすいません、日時があやふやなところがありました。説明をした議会全員協議会ですが、令和5年2月13日であります。

次に、この郷土館の件であります。私もこの文化財保護専門委員の方々と、それこそ本当に村長になった後すぐに何度か打ち合わせをさせていただきまして、その頃のお話では、やはり現状、南箕輪村の文化財の整理ができてない、保有量がどれだけあって、文化財のそれぞれのサイズがどれだけ、例えば郷土館を造るに当たっても、それが分からないと展示ケースとかそういうのも作れませんので、そういったところをまず整えなきゃいけないという話をいただいています。

優先すべき事項は、まずは学芸員の配置、これは私が村長になった後に配置をしたところでもあります。ただ、十分とは考えておりません。また、学芸員を配置した上で、学芸員また文化財保護専門員の皆様で、現状の文化財の整理と適切な保管が必要だということでもあります。この保管の部分につきましても、必要な予算については講じたところでもあります。

ただそれが、ちょっと事前の調整があまりうまくいかなかったもので、その予算は執行さ

れませんでした。文化財保護専門委員の皆様はしっかりと応えていたつもりです。その文化財の整理と可視化、また学芸員の配置、そういったことがまず優先といただいておりますので、逆にそれが整わないと、文化財専門委員の方からも郷土館を建設できないとはっきりと言われておりますので、まずはそちらのほうにリソースを集中すべきと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 編さん委員の皆さんからの切なる願いは、きちんともちろん大きな努力をして、いろんな整理もされているところでもあります。ただ、人数がいかんせん少ないということの中で、御苦労されているということは承知しておりますし、議会だよりのきらきらのアンケートの皆さん、アンケートにもお答えいただいておりますけど、こうやって守ってくださってる方がいるということに感謝するっていうアンケートの答えもありましたけれども、やはりそのことをしっかりとやはり村の皆さんにもお伝えして、一定のやっぱり形としては四つに分散していて、本当にいずみ苑なんかは前の処理場の跡なんかですけども、やっぱりきちんとした空調や何かもできていない中で、保存そのものもやはりかなり大変な状況だということをお聞きしているところでありまして、しっかりとした建物は、方向性としてあるときにはやっぱり出していただきたいなというふうに思っております。

そこをしっかりと、今やるべきことは優先はそうでありますけれども、方向としてはしっかりと出していくことがやっぱり役目かなというふうに思っておりますので、ぜひしっかりとした方向をまた出していただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問は終わります。

議長（原 源次） これで、4番、三澤澄子議員の質問は終わります。

ただいまから、午後3時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時10分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

2番、都志今朝一議員。

2 番（都志今朝一） 議席番号2番、都志今朝一です。改選後、初めての定例会一般質問となります。今後4年間、議員活動をしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

それでは、今定例会、5項目について村長並びに教育長にお伺いいたします。的確なる答弁をお願いいたします。

質問1 項目めの循環バス運行事業についての1件目、まっくんバス運行、今後の運行に対しての村の考えはどのようなものであるかをお伺いいたします。村民の足として運行しているまっくんバスの乗車人数が、直近4か年を比べると、コロナ感染症の影響もあると思いますが、令和1年と令和4年の乗車人数は、令和1年が年間合計で1万3,220名であり、令和4年の乗車人数は1万322名で、2,898名が減少しています。

この循環バス運行事業は、平成21年度より運行を開始、平成23年10月より現在と同様の2台体制の運行となっております。平成24年度の月平均乗車人数が1,293人。平成25年度が最も月平均乗車人数が多く1,315人がピークで、令和4年度の月平均乗車人数は860人でありました。令和3年度と比べると、7人減少している。

また、1便当たりの乗車人数は2.4人である。また、運行回数の第5便の乗車人数が435名と少なく、運行を考え直すことも考える必要があると思われる。5便には養護学校の生徒の利用もあるようで、生徒への対策も必要と思われる。

令和5年度当初予算では、まっくんバス運行業務委託料として4,000万円を計上しており、国よりの交付金が運行業務委託料の66%が交付され、運賃利益で100万円くらいがあり、村よりの持ち出しが1,300万円くらいとなっている。今後は、国よりの交付金の率も少なくなる可能性もあり、このようなことも鑑み、今後、村の対応はどのような考えであるかをお聞きし、1件目の質問といたします。

答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号2番、都志議員の質問にお答えをいたします。

循環バス運行事業についての中で、まずはまっくんバス運行、今後の運行に対しての考えはという御質問であります。

村のバス路線には、一般路線といたしまして、伊那本線、西箕輪線、そして巡回コミュニティバスとしてまっくんバスがあります。まっくんバスは、利用者の利便性向上のために、議員御指摘のとおり、平成23年度からは2台で運行しております。運行経路やバス停の設置場所等につきましては、地区の要望や村地域公共交通会議において継続的に検討しております。

最近では、平成30年度に大泉地区の医療機関の閉鎖に伴うバス停の廃止、また経路の変更、そして利用者が少なかった南コース及び南原沢尻コースの最終便を減便したところであります。令和元年度には、住宅が急激に増えました県道吹上北殿線に大泉東バス停を新たに新設をいたしました。

令和3年度及び4年度の利用状況は、議員御指摘のとおり、こちら年間1万人程度と低調であります。1便当たりも2.4人、そのとおりであります。

長野県が長野県地域公共交通計画を策定するために、地域公共交通に関わるカルテというものをつくっております。その中で、南箕輪村のまっくんバスにつきましては、遠回りである、またルートが複雑である、そういった課題が明らかにされたところであります。

まっくんバスの運行から20年たちまして、地域公共交通を取り巻く環境の変化によって、当時はスタンダードであった巡回バスも、今は一部利用者ニーズに合わなくなってきている、そういったところも感じるところであります。

そのため、村はこの4月に南箕輪村地域公共交通協議会を立ち上げ、村の地域公共交通計画の新たな策定に向けまして動き始めたところであります。具体的には、今年度は村地域公共交通計画基礎調査を行ってまいります。交通施策の状況把握、地域住民の利用実態調査、地域住民アンケート調査、それらを基に、今後の地域公共交通について課題を整理しながら協議し、改善を進めていく予定であります。

熟年者などのいわゆる交通弱者の暮らしと直結をしているまっくんバスですが、議員御指摘のとおり、国の交付金の対象であるといいたしましても、費用対効果の面も含め、その今後については慎重に、今回の調査結果を踏まえて判断していく必要があると考えております。

伊那地域定住自立圏連携、また上伊那広域連携も視野に入れまして、村における総合的な地域公共交通の在り方の検証を今年度から始めており、適宜こちらは議員の皆様にも報告を

し、御意見をいただきながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志今朝一） 村民にとっては、買い物・病院・大芝の湯・役場などに移動の手段となっています。乗車人数の増員に向けての対策をお願いし、長い間存続することを願いながら、2件目の質問に移ります。

昨年より、沢尻・南原区で運行が始まったぐるっとタクシーの費用対効果はどのようなかをお伺いいたします。

事業主体は伊那市です。令和5年度南箕輪村一般会計当初予算に、ぐるっとタクシー運行負担金が420万円予算計上されています。令和4年の利用回数は約140回ほどを利用されていたと思います。令和4年の利用回数があれば、費用対効果は十分に効果も出ていると思われます。令和5年度に入って2か月ほどがたっていますが、利用頻度の様子と2か月ほどでは費用対効果についての評価は難しいと思われませんが、見通しとしてはどのようなか考えをお聞きし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） ぐるっとタクシーの運行の費用対効果はという御質問をいただいております。

ぐるっとタクシー、御存じのことと思いますが、AIを活用した自動配車乗り合いタクシーでありまして、自宅から目的地までドア・ツー・ドアで移動できる新たな公共交通と位置づけられております。乗車予約に対してAIが自動で配車、最適な乗り合いや運行経路を計算する仕組みとなっております。65歳以上の方や障がい者の方などが利用できる環境です。

ただし、利用可能エリアは沢尻、南原、そして神子柴の一部となっております。村の南部小学校の通学区に限定をされております。現在限定されております、その限定された利用可能エリアの65歳以上の方は661名おられますが、そのうち約9%に当たる59の方が利用登録をさせていただいております。令和4年度、昨年度であります。その中で59人登録しております。実際に使っていただいたのは20人とどまっております。そして、年間の利用回数は延べで145回です。

ひとつ、利用が伸びない要因といたしましては、やはり例えばこの村役場等には来れないということと、あとはぐるっとタクシー導入以前から、村社会福祉協議会に委託して実施しております福祉移送サービス、こちらがしっかりと定着していることも挙げられると思います。

費用対効果の面、御質問いただいております。先にこの福祉移送サービスのほうを申し上げますと、委託料は年間約585万円。年間の利用回数は往復で6,071回、片道換算で1万2,142回となっております。ですので、1回当たりの負担額は約482円となっております。

対して、ぐるっとタクシーは約388万円の運行負担金が生じております。その利用が145回ありますので、1回の利用につき2万6,759円を負担している形となっており、福祉移送サービスと比較しますと、非常に費用対効果が悪いと、低いという状況であります。

また、大変割高な状況でありまして、加えて、村内の一部の地域でしか利用できないというデメリットもあります。このサービスを継続することは、私の感覚では、常識的には大変難しいのではないかと考えておりますが、こちらは議員の皆様にご意見を伺って、今

後の方向性を決めていくべきものと考えております。

今後は、地域間格差などを考慮しながら、福祉移送サービスなどを含めまして、まずはドア・ツー・ドアを基本とし、様々組み合わせ、公共交通全体が利便性が向上するように、協議会の検討を通じて考えてまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志今朝一） 移動手段の方法としては、各市町村それぞれの考えで試行錯誤しながら運行していると思います。村民の皆さんに喜ばれる移動手段を模索していただくことをお願いし、2項目目の村管理の菜園についての1件目、南箕輪村ふれあい農園の農園利用期間についてをお伺いいたします。

村管理の菜園が村道6号線沿いに35区画あります。現在は非農家の方、移住し農地を持っていない方などに人気があり、35区画全部耕作されています。利用については、応募により、多数の場合は抽せんで決めているようであります。また、使用期間が以前は3年の更新であったようです。現在は更新が変更になり、1年の使用期間になりました。応募者が多く、抽せんに外れた人は耕作ができなくなり、人によっては小型の耕運機などを取得し、耕作を行っている方も見受けられます。

1年間の更新の場合、次年度の抽せんに漏れると、これらの機械が遊んでしまいます。人気があって多くの方に利用していただくには、1年間の更新も仕方がないと思いますが、以前のような3年更新も必要と思われれます。利用者にも、このような考えを持っている方もおります。

村としての更新時期についての考えをお聞きし、耕作期間延長の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村管理の菜園事業運営についての中で、まずは南箕輪村ふれあい農園利用期間の延長の考えはという御質問であります。

ふれあい農園の契約期間であります。議員御指摘のとおり、令和3年度までは1年契約、もしくは3年契約、利用者がどちらかを選択できる形で運営をしておりました。しかしながら、このふれあい農園を規定します南箕輪村ふれあい農園貸付規程においては、貸付期間は1年間としていることもありまして、今回規定に沿った形に、令和4年度から切り替えをお願いしたところであります。

また、併せてこれは現場の中の話になりますが、トラクターによる耕運作業を行っておりますが、契約期間が混在しているとその作業が大変複雑になるというところも、ひとつ契約期間を1年に統一した理由というところではお聞きをしておるところです。

しかしながら、議員御指摘のとおり3年を希望する方もいらっしゃる、また機械等を購入されている方が使えなくなるというのは非常に不利益となりますので、まずはこの規定の改定、それに合わせまして3年契約の区画をまとめるなどして、耕運作業もスムーズにできるよう工夫した上で、今後利用者のニーズに合わせて対応する、そういったところを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志今朝一） 村管理のふれあい農園は、家庭菜園としては耕作もしやすく、管理もしやすい大きさであると思われます。自分で栽培した作物を消費ができ、収穫の喜びも味わえる場所になると思います。今後も、この事業を続けていただきたいと思います。

続いて、2件目の、今後村管理の菜園の増設についてはどのようなようであるかをお聞きいたします。

先ほども述べましたが、現在ある区画は35区画で人気もあり、全区画で耕作されています。村は移住人口も多く、住宅の敷地内での家庭菜園などを多く見かけます。また、会社勤めを定年退職後に野菜づくりを行う方などを見かけます。人によっては、耕作者が年をとって耕作できない農地を借り、菜園として利用している方も見受けられます。

先ほども述べましたが、村管理の菜園は1年更新で、抽せんに漏れると1年間耕作ができなくなります。このようなこと解消のために、村管理の菜園の増園についての考えはどうかをお聞きし、2件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 2項目めといたしまして、今後村管理の菜園を増やす考えはという御質問であります。

まず、これまでのふれあい農園の申込み状況について申し上げます。令和4年度は、募集に対して申込者が同数でありました。令和5年度は25人の申込みで、抽せんの結果、2の方が残念ながら落選となっております。以前は、この区画数に対して申込者のほうが少ないといったときもありまして、利用されない区画が出たときもありました。その際は、役場の職員が草刈り等の管理を行っております。

現状、多くの方が落選しているという状況ではありませんので、現在の区画数でこの場所のふれあい農園については需要に合っているのではないかと、村としては捉えているところです。

なお、現在のこのふれあい農園、村のほぼ中心に位置しまして、幅の広い道にも接しております。アクセスもよく駐車場も十分あり、関係する水利組合の協力をいただく中で、水利も確保しやすい、とても恵まれた場所となっております。こういった新しい適したふれあい農園に適した場所、そういったところを見つければ、ある程度離れているのであれば、それなりの需要が見込めるのではないかと私も考えます。

私も毎朝、最近トマトの世話をしております、やはり日々大きくなっていく植物を見るとですね、何となく幸せな気持ちになりますので、本当に人の心を豊かにするのにもつながってまいりと思います。ですので、現状の場所のふれあい農園をこれ以上増やすというところは必要ないと思いますが、ほかの地区でよい場所があれば、住民の調査をしながら検討していくというところは必要なのかなと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志今朝一） 先ほども述べましたが、農業を職業とするのではなく、日曜日などに家族での土いじりなどができ、子供たちにも作物のできることが体験をすることができ、貴重な経験になると思われます。

今後、需要があれば考えていただくことをお願いし、続いて、3項目めの村管理の墓地公園機能整備についての南箕輪村北部墓地公園の駐車場整備についてをお伺いいたします。

現在、村で管理している墓地公園は、久保墓地公園、南箕輪村北部墓地公園、南箕輪村中央墓地公園、泉の森墓地公園、南箕輪村南部墓地公園には、上段と下段の2か所があります。このほかに、大泉墓地公園と大芝墓地公園の8か所の墓地公園を村で管理し、現在の区画数が717区画を管理しています。

昨今の状況は、墓の維持ができず永代供養にして墓じまいなどを行い、区画の返納も見受けられます。墓地公園8か所のうち、駐車場の完備のない墓地公園が北部墓地公園であります。村道4号線に南面が隣接し、西側は農道に面しています。墓参りなどの場合には、車の駐車スペースがなく、村道4号線に駐車するか、西側の農道に車を止めなければ墓参りができません。

また、村道4号線は、塩ノ井の部落より西に向かうと上り坂でカーブがあり、路上駐車の確認が難しい場所でもあります。公園西側の農道は幅員が狭く、車1台を止めると後の通行ができなくなり、お盆のときなど混雑し、使いづらい墓地公園となっています。車の駐車スペースがなく、現在の車社会には合わない墓地公園であるような気がします。墓地公園の権利者も駐車場の必要性を持っているようであります。

駐車スペースを新設するには、墓地公園の北側の畑の買取りか賃借が必要になると思われまます。相手方もいることでありますが、墓地公園を利用する権利者の利便性などを考えていただき、村管理の墓地公園機能整備についての質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。
村 長（藤城 栄文） 村管理の墓地公園機能整備についてという中で、南箕輪村北部墓地公園の駐車場整備の考えはというところで、御質問をいただいております。

議員御指摘のとおり、現在村で管理している墓地公園は8か所717区画でありまして、そのうち現在11区画空きがございます。駐車場につきましては、墓地公園により駐車できる台数に違いがありまして、ゼロ台から最大15台となっております。

その中で、御指摘のとおり、塩ノ井にあるこの北部墓地公園については、現在駐車場がございません。利用者の方から駐車場の整備をしてほしいという声は、昨年1名の方からいただいております。議員御指摘のとおり、墓地の周りに今空いている土地はありませんので、土地を借りたり買ったりしないと、すぐ駐車場の整備をすることは難しいというところがあります。

これ今後、まだ具体にはなっていますが、長期的な予算計画の中では、合葬式墓地の計画を予定しておるところです。こちらのほうは、かなり要望を住民の方からいただいております。そうなりますと、今後空きがもっと増えてくる可能性もあります。時代の流れでお墓をあまり必要としない、特に今の若い世代はあまりお墓を重要視しておりませんので、空きが増えてくる可能性もありますので、そういった場合その区画を減らして、その状況にもよるんですけど、いいところが続けて開けば、そこを駐車場として整備することも一つの案として考えておるところであります。

どちらにしても、駐車場がない施設というのは、この車社会においてなかなか不便であるというところは御指摘のとおりでありますので、引き続き担当課のほうで、土地の買取りも含めて何かいい案がないかというところは検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志今朝一） 先にも述べましたが、駐車場確保には住民の皆さんの協力が必要です。今日、明日には難しいと思いますが、利用者が便利に使用できる方向に考えていただくことをお願いし、4項目めの消防団員確保の対策についてをお伺いいたします。

南箕輪村消防団組織表、令和5年4月1日現在の団員数が、条例定数230名に対して部人数が185名で、過不足数がマイナス45人であります。過不足は以前から問題視されてきています。各分団の過不足数は、第1分団、条例定数49名に対して2名減の47名。第2分団、条例定数57に対して21名の減の36名、第3分団、条例定数51名に対して12名減の39名、第4分団、条例定数36名に対して2名減の34名、第5分団、条例定数34名に対して8名減の26名であります。

また、部人数では、第1分団第2部の塩ノ井が条例定数13名に対して、部人数18名で5名増、第4分団第1部の沢尻が条例定数17名に対して、部人数で19名で2名増と条例定数を満たしています。特に、第2分団第1部、私の地元である北殿では条例定数の半分であり、私自身反省をしているところであります。

団員確保の一環として、現在11名いる協力隊員にも団員に協力いただくことを提案したいと思うところであります。現在も2名の方は入団されており、活躍しているようであります。入団すれば、現在住んでいる地区のことも身近に感じられると思います。また、若者同士の交流の場として、よい機会になるとも思われます。協力隊員の仕事と畑違いだとは思いますが、あくまでも強制するのではなく、個人の意思を第一に考え、団員確保の一端を担ってもらい、消防団員確保対策について、協力隊員の団員加入への考えはどのようなかをお聞きし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 消防団員確保対策について、地域おこし協力隊員への団員加入に対する考えはという御質問であります。

現在、村の地域おこし協力隊は11名おりますが、そのうち2名、議員御指摘のとおり、消防団に加入をして活躍しております。卒業した協力隊を含めると、これまで4名の方が消防団に入団しております。消防団に加入を勧める要件というのが固まってはおりませんが、例えば私、37歳で子供を4人連れてきましたので、そうなるとなかなか該当しないというところでお誘いもありませんでしたが、その該当する方に関しましては、およそ半分が今協力隊としては加入してもらって、要するに今まで協力隊何人もおりますが、そのうち消防団に入るのが8名は加入を勧める者がおったんですけど、そのうち4名は加入をしていただいているというところで、50%ですので、加入率は悪くないのかなと思っております。

議員御指摘のとおり、消防団は地元の若者同士の交流や地元のことを知る機会にもつながりまして、村職員にも多くの消防団員がおりますので、協力隊員と一緒に働いておりますので、消防団のことも適宜話していただいているとお聞きをしておるところであります。

消防団の件も含めまして、地域おこし協力隊にとって、地域との関わりをどう持っていくかというのは非常に重要なテーマであります。ですので、引き続き協力隊員の意思を尊重しながらではありますが、加入について積極的に検討いただけるよう、村からも改めてお願いをしてみたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志今朝一） 以前は協力隊員の数も少なく、コミュニティの一員として参加していた時期もあります。消防団員にも入団していた経過もあり、協力できる隊員の方は積極的に参加をお願いし、5項目めの南箕輪村の自然災害に対して対策の1件目、降雨・台風・地震に対しての村の対策はどのようなものであるかをお伺いいたします。

今年に入り、5月5日に石川県で震度6強の地震が発生して以来、列島各地で地震が頻発しています。幸い、我々の住む地域の近所では地震の発生はないものの、近い将来、30年以内に起こると言われている南海トラフ巨大地震をはじめとし、列島各地の活断層の動きにも注視していきたいと思えます。

また、今月の2日午後から3日午前にかけて、長野県南部を中心に大雨となり、交通にも乱れが発生した。1日午後7時から2日午後3時までの総降水量は、王滝村御嶽山で215ミリ、上伊那の飯島町でも178ミリ。全45観測地点のうち、南部を中心とした15地点で6月の観測史上最大を更新した。

村でも、2日11時過ぎに大雨警報を発表。洪水注意報も継続され、洪水警報が発表された。2日午後6時時点で、伊那市・駒ヶ根市など18市町村で、避難指示や高齢者など避難が発令され、21市町村が避難所を開設した。この大雨も、台風2号からの暖かく湿った空気が前線に流れ込んだ影響で、台風の直接の影響はなかったものの、降雨などによる影響が大きい。

今回の降雨による大きな災害は村では発生せず、安堵しているところであります。これからの出水時期になり、より一層の警戒が必要と思われまます。村の自然災害に対しての対策はどのようなものであるかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村の自然災害に対しての対策についての中で、降雨・台風・地震に対する村の対策はという御質問をいただいております。

まず先日、6月2日から3日にかけて発生した前線による大雨の際の本村の状況であります。村内数箇所水路からの越水などの連絡があり、その都度土のうを置くなどして対応いたしました。人的被害や家屋への大きな被害は入っていない状況であります。村の降水量であります。今回総雨量は南殿で108.6ミリ、南原で141ミリ、大芝で165.6ミリでありました。

状況であります。村では、2日の午前11時15分に大雨警報が発表され、午後0時9分には洪水警報が発表されました。そのため、午後1時10分に災害警戒本部を設置し、状況の確認・収集・情報共有を行いまして、避難情報の発令や各地区への避難所開設等の要請等を検討し、実際に要請することになった場合を想定して準備を進めたところであります。その後、午後4時30分に2回目の災害警戒本部を開催いたしました。そこで、最新の気象状況や今後の予測を鑑みまして、これであれば大丈夫だろうというところで、避難情報の発令や避難所開設の要請は行わない判断をいたしました。警報はまだ続いておりましたので、警報が解除されるまでの間、担当職員は役場におりまして警戒態勢を敷くとともに、職員については自宅待機というところで対応を進めたところであります。

村の対策であります。やはり今回のような風水害では、気象情報や土砂災害のリスク情報、今後の予報など、様々な情報を得る中で総合的に判断し、まずは避難情報を発令するかどうかの判断を行います。避難情報を発令する判断となった場合は、住民に知らせる前に、

まずは各地区の自主防災会また区長に連絡をいたしまして、事前に避難所開設の要請を行っております。その後は、各地区の自主防災会が中心となりまして避難所の運営を行っていただき、村は自主防災会と連携を図りながら、被害への対応や避難所での要望に適宜対応しているところであります。

次に、地震についてであります。こちらは非常に突発的な災害でありますので、初動が大変重要になってくると考えております。5月には南箕輪村職員災害初動対応マニュアル必携版を新たに策定いたしまして、各部署で災害発生時の初動体制等の確認を行ったところであります。震度3から4で担当職員が、5弱で全課長と各課の半数が、5強以上で全職員が配備となります。こちら、基本的には風水害と同様に、各地区の自主防災会と連携を図りながら活動をしてまいります。

いずれにいたしましても、事前の準備、備えが非常に重要となってまいりますので、職員については、非常時での業務内容や手順など、初動対応の確認や備蓄資材の確認など、ふだんから定期的に行うよう取り組んでいるところであります。

また、災害自体が、特に自然災害がどんどん増えておりますので、災害対応に特化した課をつくるべきかどうかという検討を、今総務課の方で進めておるところであります。今回の災害、大雨のときも私個人のアカウントで今の状況等を適宜発信をしておりましたが、そういった新しい課ができれば、そこでそういったSNSの運用もできてくることとなりますので、これはかなり前向きに考えておるところであります。

どちらにいたしましても、災害時の対応を行政や消防団、それだけで全て行えるわけではありません。災害対応については、行政サービスではなく行政サポートである、そういった概念をこれから広く周知していくことも重要であると捉えております。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志今朝一） 自然災害はいつどこで起きるか分かりません。特に地震においては、ほとんど事前の予知が難しいと特に思われます。災害に対して、日頃からの事前対策が必要だと思っております。いつ起きるか分からない災害に対しての対策で大変と思われませんが、対応をお願いし、2件目の質問、南部小学校雨水対策の検証の結果はどのようなかをお伺いいたします。

令和3年7月13日午後8時半頃、校舎の一部分の5教室に黒く濁った泥水が床上浸水した。この日、梅雨前線と上空の寒気の影響で、午後6時から9時の3時間で約50ミリの大雨が降った。翌14日は、消毒・清掃のため休校となった。学びの場を止めたことの重大性は大きいと思われる。

村も、この事案に対して対策として、令和4年の一般会計当初予算に、4,200万円で南部小学校雨水対策工事費を盛り、昨年秋に竣工した。竣工して検証ができるような豪雨も少なく、検証の機会もなかったと思われます。6月2日の大雨の降り方は、床上浸水のときのよう短時間の豪雨とは違っていたが、100ミリを超える雨量はあったと思われる。

6月2日から3日にかけての南部小学校雨水対策工事の検証の結果はどのようなかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 都志議員、南部小学校雨水対策の検証はについてお答えいたし

ます。

議員お話しのように、本当に一昨年7月の13日でございますが、梅雨前線と上空の寒気の影響というふうに聞いておりますが、大芝高原の雨量計で3時間で約50ミリ、1時間最大33ミリの村内で最大値を計測した大雨が降り、南部小学校は校舎棟1階の普通教室・多目的ホール・廊下などが床上浸水し、大きな被害となりました。

これを受けまして、令和3年12月に現地調査と工事設計業務を測量会社に委託着手し、想定雨量42ミリメートル毎時、1時間に42ミリの雨が降っても大丈夫というそういう想定を考えてきました。災害は、20ミリを超えると災害になるというふうに言われて、その倍の数字を描いてるわけですが、それを基に昨年4月から工事着手、10月にかけて工事が完了したところであります。

なお、7月の大雨の翌日に応急措置として土のうを設置、それから信州大学の農場と学校のアスレチックの間に土のう、大きな土側溝といいたしでしょうか、そこを掘って、それは南の道路のところにも掘ったわけですが、工事が完了するまで大雨が降る可能性があるというところで、備えた対策をしてまいりました。

工事ですが、施工延長が369メートル、600から700ミリの高密度のポリエチレン管布設や幅500から600ミリメートル、高さ800から1100の自由勾配側溝という、すみません、私詳しく分からないものですが、自由勾配側溝、それから集水柵19基などを設置いたしました。

校舎西側から南側へ迂回し、グラウンドの地下を通る形で正門の脇にある調整池へ流すようになっております。また、当時の床上浸水のときに、校舎西側のせせらぎのところは雨水がずっとということで、あの西側のせせらぎ、今の工事と合わせながらですが排水溝も新しくして、抜ける水が多くできるようにということで工事をいたしてきております。

今年の6月1日から3日までの雨量に関しては、村長が先ほど申し上げましたので、省かせてください。

今回降り続いた雨なんですけれども、1時間の最大雨量では、一昨年の半分程度というふうに受け止めています。ただ総雨量では、2年前の大雨と比較すると3倍程度かなというふうに思っております。特に今回、災害がなく過ごしてきています。確実に効果はある。今後は、安全安心な学校生活を送ることができるものと考えております。

ただ、南部小学校は、御存じのように非常に木々がいっぱいあって、環境に恵まれている状況がございます。それゆえ雨が強いとき、多いときなどは、西のせせらぎのところは葉っぱが詰まるってということもあったり、この間は葉っぱが詰まって、グレーチングのところからちょっと水があふれたり、下のほうなんですけれどもあったりしてるので、せせらぎに落ち葉が詰まらないか等々は、しっかり学校管理者、私ども見ていく必要があるかなというふうに思っております。このことは、学校とも共有してるところでございます。

以上でございます。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志今朝一） これからもどんな災害が起こるか分かりません。その場その場の対処になると思いますが、的確な対応をお願いいたします。

村長におかれましては、任期が2年を切りました。公約実現のために全力で村政運営に当たっていただくことをお願いし、以上で今定例会の私の質問を終わります。

議長（原 源次） これで、2番、都志今朝一議員の質問は終わります。

なお、3名の議員の質問が残っていますが、明日15日の午前9時から一般質問を続けることといたしまして、本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

散会 午後3時55分

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 5 年 6 月 1 5 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

9 番 唐 澤 由 江

3 番 笹 沼 美 保

5 番 加 藤 泰 久

○出席議員（10名）

1番	西森一博	6番	山崎文直
2番	都志今朝一	7番	百瀬輝和
3番	笹沼美保	8番	太田篤己
4番	三澤澄子	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原源次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城栄文	地域包括支援センター長	山崎一
副村長	田中俊彦	子育て支援課長	武井香織
教育長	清水閣成	産業課長	有賀正浩
総務課長	清水勝宏	観光森林課長	有賀仁志
地域づくり推進課長	高橋里江	建設水道課長	武井厚
会計管理者	城取晴美	教育次長	藤澤勇
財務課長	市川美保	代表監査委員	加藤篤
住民環境課長	松澤さゆり	選挙管理委員長職務代理	禰津行弘
健康福祉課長	武島亮子		

○職務のため出席した者

議会事務局長	高木謙治
議会事務局次長	宮澤文敏

会議のてんまつ

令和5年6月15日

午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議に入る前に御報告いたします。

本日、地方自治法第121条第1項の規定により、竹村登選挙管理委員長が出席をすることになっていましたが、病気療養のため欠席する旨の届出がありました。代わって、禰津行弘選挙管理委員長職務代理者が出席をします。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順に発言を許可します。それぞれの的確な質問、答弁をお願いします。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） おはようございます。9番、唐澤です。一般質問をさせていただきます。

コロナ5類移行、入学式、運動会など4年ぶりに参加できまして、大変、孫6人の成長が楽しみだなど、また皆さん、子供の真つすぐな目を大事にしていきたいと思っております。さて、一般質問を始めます。

6月10日の信濃毎日新聞の記事。松本市内田の住宅で、灯油とみられる油類がしみ込んだ布団の上に2歳男児が放置され、男児の皮膚がただれて発見されたという記事。悲惨な目を覆いたくなる事件。抵抗できず、保護の必要な子供に対して、親から、保育士からという虐待が後を絶たないと思っております。

まず1番、こどもまんなか政策、村の方針は。

こども家庭庁は2023年4月に設置され、複数の組織にまたがっていた子供の政策の縦割りをなくすためにつくられました。少子化対策や子育て支援、虐待など、子供や若者を取り巻く課題を解決するため、子供の利益を第一に考えるこどもまんなか社会をスローガンに、自立した個人としての子供の権利を守ることを目指します。これまでの子供政策は保育所、虐待防止は厚生労働省、認定こども園や貧困は内閣府、幼稚園や小学校、いじめは文科省と取組がバラバラ。

一方、1年間に生まれる子供の数が過去最低になった上、小中高生の自殺者数が最多になるなど、子供を取り巻く課題は一層深刻になります。幼稚園と保育所の指針について、文科省と考える。虐待・貧困・いじめ・不登校への対策・障がい児への支援、子供の意見を聞いて計画を立て調整するこども基本法が制定され、そのほか、塾やインターネット、いじめ、スマホの転売などいろんな事件が起きております。

1番に移ります。

昨年の子ども家庭庁は、5月12日、脅迫的な言動や配慮に欠ける対応など、不適切な保育が2022年4月から12月に、保育所で914件確認されたとする実態調査をまとめた。うち90件

は、激しく揺さぶるなどの虐待と判断した。子供の安全を脅かす実態が浮き彫りになった。全市区町村を対象とした初めての調査。自治体の対策強化に加え、保育所職員の教育や環境改善も求められる。

保育士に腕を引っ張られ、痛みを訴えて受診したら、肘が脱臼していた。2月下旬、東京都江戸川区の認可保育園に園児を通わせる保護者から区に連絡が入った。区は、児童福祉法に基づいて立入検査を実施し、事実を確認した。聞き取りなどの結果、給食を食べるのが遅い園児を壁に向かって一人残した状態で食べさせたり、運動会の練習で泣いた園児の腕をつかんで廊下に出したりするなど、ほかに4件の不適切な保育が判明。区は園を運営する社会福祉法人に改善、指導した。国は、児童相談所への家庭などにおける虐待件数は毎年把握していたが、保育の現場における不適切保育の実態は網羅的につかめていなかった。

今回こども家庭庁は、22年に発覚した静岡県裾野市の私立保育園での園児虐待事件をきっかけに、実態調査に着手。その内容については、不適切な保育は保育所で914件、認定こども園で227件、認可外保育施設で112件、地域型保育事業で63件で、計1,316件だったと言われております。

この関係で、村の回答はどうだったかお聞きします。また、不適切保育があったのかお伺いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号9番、唐澤議員の御質問にお答えをいたします。

こどもまんなか政策、村の方針はという大項目の中で、まずは不適切な保育について、村の回答は、不適切な保育はあったのかという御質問であります。

静岡県裾野市の保育施設で虐待が疑われる不適切な保育が相次いだ問題を受け、議員御指摘のとおり、こども家庭庁は昨年12月に全国的な調査を行いました。この調査・目的であります。個別事案を行政指導につなげることに主眼を置いてはおらず、調査結果を踏まえて、早い段階で不適切な保育の改善が促進され、虐待を未然に防止できる環境体制づくりにつなげていくことを目的に行われたものであります。

さて、今回の調査では、虐待等を除きまして、不適切な保育というものの定義がはっきりとしておりませんでした。そこで、少しでも該当すると思われる、疑われる行為等は不適切な保育に当たると考え、多くの不適切な保育の事例を報告した保育所もあれば、虐待のみと捉え、該当なしとして報告した保育所もあるなど、保育所・自治体によって捉え方に大きく差が見られる結果となりました。結果、長野県内で不適切保育と確認されたのは55件でありまして、これは500万人以上の大都市であります大阪・兵庫・千葉・埼玉より多い数字となっております。

本村におきましては、少しでも該当すると疑われる行為等は、不適切保育に当たるとしたところでありまして、内容といたしましては、園児に対して大きな声で注意をしまったり、強めに引っ張ったりしてしまうなど、子供一人一人の人格を尊重しない関わりや、園児の名前を呼び捨てにしてしまうなど、子供一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わりが主な内容となっております。

なお、虐待等の不適切な保育が疑われた案件は、本村ではありませんでした。

この調査後に、子ども家庭庁が、保育所等における虐待等の防止及び発生時の対策等に関するガイドラインを策定いたしました。虐待等と不適切な保育の考え方や不適切な保育につ

いて等が改めて定義をされまして、虐待等発生時のフローチャートを示し、保育所や市町村での対応がうたわれております。既にこのガイドラインにつきましては、南箕輪村各保育園で周知を行ってございまして、今後の不適切保育が起きないように防止に役立てております。

さらに、今後不適切な保育が起きないように施策といたしましては、保育士の業務負担を改善することも必要であると考えてございまして、現在、業務のIT化や勤務時間の見直し、そういった保育現場の処遇改善にも取り組んでおるところであります。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 不適切保育に対してどういうものかとか、たしかガイドラインも大事だと思いますし、深刻な案件がなかったということは大変ありがたいと思います。

それでは、次に移ります。

保育士の配置基準は見直しの機会が少なく、特に4・5歳児は70年以上変わっていないということですが、政府は、国の基準により保育士を増やした保育所に対する運営費を加算し、支援を強化する方針を決めて、保育士の業務負担を軽くする狙いがあるということだそうです。子供6人に対して保育士1人というものを、子供5人に対して保育士1人とか、4・5歳児30人から25人に減らした場合に同様に公定価格を加算するなど、国としても今後、業務負担軽減を狙っているとされております。

こういった70年間も基準が変わらないということも原因があるかと思いますが、村としてはどのように加配等をつけて対応しているか、お聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 保育士の加配、また増員配置の計画はというところで御質問をいただいております。

現在、村の保育園では、国の配置基準を基本といたしまして、保育士を配置をしております。さらに支援が必要な園児へは、支援保育士を独自に配置をしておりますし、1歳児については、国の基準以上である5人に1人の保育士を既に配置をして対応しておるところであります。全国的な保育士不足であります。国の基準を基本としながらも、今後もきめ細やかな保育が行えるよう体制を整えてまいります。

また、加配を進めることにもつながりますが、今後の保育士の増員配置の計画であります。これまでの背景といたしまして、過去、たけのこ園が新しく創設された際に、各園から保育士を数名たけのこ園に異動させましたが、その分、各園からいなくなった保育士の人員補填をしてこなかったという背景がございます。

また、さらにこれは一般的な話になりますが、これまで南箕輪村は、基本的には保育士は毎年採用を継続してまいりました。一度採用をやめてしまいますと、保育士不足が叫ばれる中で、保育士の応募が、会計年度も含めて減少してしまうことが想定をされます。さらに、現在政府のほうで、岸田内閣が異次元の子育て対策の中で、こども誰でも通園制度の実施というところをうたっておる、そんな背景もございます。

さらに、これは私の感覚で申し上げているので確かではありませんが、今の若い世代の話を見ると、一昔前は、3歳ぐらいまでは自分の家で見ることができれば見たいというのがスタンダードの考えだったんですが、最近お話しするとやはり、もう1歳ぐらいで子供を預けてすぐ仕事に復帰する、そういったことを通常、スタンダードと考える考えがかなり広がっ

てきたという印象を受けています。

そういったこともあるのか、村の特に1歳児、保育園に通う子ども大変増えております。それぞれ申し上げましたが、それらを総合的に判断いたしますと、今後も継続的に保育士を村として採用していくことは重要であると考えております。ただ、今の保育士の構成を見ますと、これから退職される方、定年退職で退職される方が数年おられません。そういった中、継続して保育士を採用していくと、これは増員ということになってまいります。今申し上げた時代背景、様々な要因から継続して保育士を採用していくことは行ってまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 確かに大量に保育士さんが辞めて、60歳前に辞めたときがありまして穴が開いているところもあるし、継続的にやっぱり保育士を採用していくということは大事なことかなと思いますので、よろしく願います。ありがとうございます。

次に、明石市の無料化のことなんですが、ここに政治はケンカだという、泉房穂さんという明石市長の5月1日に発刊された本がありまして、これ図書館にありますので、またぜひ村長さんにも読んでもらいたいと思いますが、泉房穂さんは1963年生まれで、明石西高から東大教育学部に行き、弁護士資格もあり衆議院議員もやって、2011年5月から2023年4月まで明石市長を歴任して、この5月1日に政治はケンカだという本が執筆した後、もう明石市長を辞めました。

その中で、いろいろやってきた少子高齢化で人口減少に悩む自治体が多い中、9年連続人口増、8年連続税収増。本当に人口30万人、出生率1.7%、子供の描くとしたまちづくりの子供たちを町のみんなで一人一人に寄り添って本気で応援したいということで、負担の軽減を図るために、明石市独自の五つの無料化を考えて、医療費は高校生18歳まで無料化、これはうちの村でもやっています。第2子以降、全員保育料無料。3番、オムツ満1歳まで無料、宅配サービスも行うということ。給食費、中学生まで無料。遊び場、親子共に無料というふうなことをやったり、その他、様々な体制づくりをしておりまして、優しい社会を明石から広げる。明石でできたことは、他の自治体でもできる。まして国なら簡単にできると言い続け、明石市長としての3期12年を終えた今、とてもすがすがしい気持ちだ。名残惜しい気持ちややり残した感はなく、次のステージに行くぞとやる気満々。

こどもまんなか社会推進のために、明石方式を村で実施する考えはあるかどうかを村長にお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 明石市の前市長の方針を参考に、村の方針も変えてはという御質問であります。

この明石市の市長、特にインターネット上でもかなり注目をされておりまして、私もツイッターのほうはフォローさせていただいておりまして、情報をしっかりとくみ取るにはしております。この市長、もう4期やって辞められたというところでもあります。やはりこういった成果を出すには、それなりに長い間やらなくては、こういったすごい市長でもできないんだなというところ、改めて感じたところでもあります。

現在、この明石市の五つの無料化がございます。議員御指摘のとおり、子供医療費の無料

化は村でも実施しておりますが、その他の部分は、明石市よりは比較すると劣っているという状況であります。具体的に、この明石市の施策をまねてやってみた場合、村の負担がどの程度あるかというところをまずは試算をしてみました。概算となりますので、御了承ください。

まず、オムツの無料配布、こちらを実施した場合、家庭へ届ける分も含めまして、年間約500万円。第2子以降の保育料を無料化いたしますと、副食費も含めまして、年間約3,400万円。中学校の給食費の無償化であります。これは小学校は入っておりません。中学校のみでありますので、年間約3,300万円となります。文化博物館、親子の遊び場などの無料化については、それほど金額は高くないと思いますので、今回算出はしておりません。オムツと第2子以降の保育料と中学校の給食費の無償化、これを足し合わせますと、毎年7,200万円ほどの予算が村でかかってくることになります。

この金額は、村の年間予算の1%を占めることとなります。こういった多額の予算が関わってまいります。今、教育委員会のほうで給付型奨学金、貸与型奨学金等も検討を重ねていただいている背景もあります。私の一存で決定するというよりかは、今後庁議に諮って検討を進めていくというところで、今後の参考にさせていただければと思います。

また、この明石市の施策については良いところもありますが、少し心配なところといたしましては、やはり公共事業に投資していた600億円を150億円に減らすという抜本的な削減をしたというところであります。この部分が、長期的に見てどういった影響があるのかというところは、しっかりと考えて取り組んでいかなければいけないと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） しっかり試算をしていただいて、さすが村長だなと思いました。私はお金のことはあんまり興味がなくて分からないので、また皆さんで検討してみてください。ありがとうございます。

次に移ります。

経ヶ岳トレイルラン、経済効果は。

ようこそ南箕輪へ、全力で最後まで諦めないでゴールを目指して頑張れなど、4合目まで30か所ほどにパーティカルリミットに出演する選手らを歓迎し、応援しようと横断幕を完成させた南中の3年3組の皆さんが応援したパーティカルリミットでしたが、659人がエントリーし、21キロのロングが370人、4合目までの12キロのショートに214人、高原内のセラピーロードをはかる小学生というようなことで、多くのお客様でにぎわい、皆さんがそれぞれ体力と気力を発揮したことと思います。

そんな中で、3年ぶりの実施でしたが、結果の総括についてお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 経ヶ岳トレイルラン、経済効果はという大項目の中で、結果総括はという御質問であります。

本年5月20日に、4年ぶりに経ヶ岳パーティカルリミットを開催することができ、585名の方に選手として参加をいただきました。村で行われる久しぶりの大型イベントでありまして、イベント経験の少ないスタッフも多く、準備や運営など手探りの実施となりましたが、結果多くの人が集い、皆の気持ちが明るくなるそんな1日となりました。

大会結果であります、ロングコース21キロメートルであります、出走者・参加者が332名であります。ショートコースにつきましては186名、キッズ・小学生であります、67名であります。

この大会、コロナが訪れる前は、例年1,000人近い方が参加をされていた大会でありまして、人数で見ますと、6割程度に減少してしまっております。ほかのトレイルラン大会も同日にあったようでありまして、現在お話をお聞きしますと、このトレイルランニング大会そのものについて、供給が需要を大きく上回っているというところをお聞きしております。そういった背景がありますので、今後新コースの検討も進めるなど、より魅力的な大会となるよう取り組んでいく必要があると感じております。

大芝高原が徐々に活気にあふれた1日となりました。議員の皆様もお元気な方が多いですので、ぜひショートコースへの参加を御検討いただければと思います。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 元気にいつまでも若くいられることはいいと思いますが、なかなか難しいと思います。4年前と比べて、アフターコロナの経済効果はどうだったのでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 次に、大芝高原での経済効果はという御質問であります。

一般的に、大会の開催等がその地域の経済に与える影響を直接効果、一次波及効果、二次波及効果の三つの要素から算出した金額を経済効果とイベントでは呼んでおりますが、今回の経ヶ岳パーティカルリミットにつきましては、参加者にアンケート調査を実施したり、また追跡調査をしているわけではありませんので、申し上げた三つの要素のうち、一次波及効果や二次波及効果を算出することは困難であります。

そこで、イベントが開催された際、会場に訪れた選手や観客が、大芝高原でグッズや飲食費等に使った金額、いわゆる直接効果についてのみ算出をさせていただきまして、大芝高原の経済効果として申し上げたいと思います。

大芝の湯及び味工房であります、昨年度の第三土曜日の状況と比較した数字であります。利用者については、大芝の湯が昨年度501人だったのに対して、今年度は801人で、ちょうど300人の増加。味工房は昨年度が271人だったのに対して、今年度は667人で、こちらは396人の増加となっております。

売上げであります。昨年度と比較いたしまして、大芝の湯で約20万円、味工房で約53万円の増加となっております。また、当日テント等を出して販売も行いました。その金額は約10万円弱とお聞きをしておりますので、合計で約80万円ほど、前年度に比べまして、大芝高原内での消費額が上昇したというところは言えるかと思えます。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 家族連れで来るわけではないので、一人で来たわけですから、あんまり大したあれでもないかもしれませんが、これだけの効果が出たということは、やはり継続していただきたいなと思います。

次に、農業対策支援をお願いいたします。

生産資材高騰への支援と花育の推進をということで、不安定な国際情勢の中、原材料の高

騰や円安などによる燃油・肥料などの価格が高騰・急騰し、農家は大きな打撃を受けました。この肥料高騰対策の陳情を受け、継続審査・趣旨採択の後に村への要望書を委員会から出しました。村からは、100万円以上の所得の農家にしか出ていない。しかし、もっと多くの農家を支援してほしい。先祖代々守ってきた農地、赤字を出しても、荒廃農地にさせないために頑張っている。毎年減らされている年金から、肥料や水利費を払っている。小規模農家への支援をという意見が多く出てます。

今回、50万円以上の所得への支援を含めて、1件10万円の補助は大変ありがたく受け止めるとともに、住民の皆さんと一緒に大変喜ばしいことだと思いますが、村の考えをお聞きます。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 農業対策支援をという中で、まずは生産資材高騰への支援と、通告では花育の推進をというところをいただいたんですが、後ですか。大変失礼いたしました。

まず、生産資材高騰への支援についてであります。農家の方を支援するため、本議会に800万円の補正予算を提出させていただいております。また、議員の皆様の意見を反映いたしまして、補助対象者は、年間の農業販売金額を50万円以上の方と設定をさせていただきました。

今後は制度周知の広報などを行い、対象となり得る方への案内を丁寧に行ってまいります。また、今後も物価高騰は続いてまいります。農家の皆様の経営を圧迫することは明確でありますので、皆様からの意見も集めて、必要に応じて今後の対策は検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

花育について質問いたします。食農教育、花育事業は、将来を担う子供たちが体験を通して、農業や食料に興味を持って農村景観を生かしていくことが必須です。伊那市・飯島町・宮田村の小学校18校にアルストロメリアを送るもの。今では参加自治体も増大しているようです。今年は23校全295クラスに、一束10本ずつ3,000本送るもので、JA花卉部会との連携で、村でも子供たちを楽しませてはどうか。

花があるとわくわくし、心が和む。花育の効果を村の小学生にも味わってもらいたいと思います。花卉農家の販売促進を望むものです。お願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 花育についてであります。

現在、議員御説明のとおり、JA上伊那が中心となって、小学校の児童を対象に行っている事業であります。具体的には花束のプレゼント、PR用のDVD、プリントの配布などを行っておりまして、花に実際に親しむことにより感情や情緒を育て、心の動きを豊かにするための体験活動と位置づけておられます。

実際、今南箕輪村も含めて郡下の市町村で実施をしております。当村でも南箕輪小学校で実施をしております。南箕輪村内でも、花卉農家がアルストロメリア、トルコキキョウ、カーネーションなどを栽培しております。令和4年度のJAの販売金額は2,300万円にも

達しております。

そういった背景もありますので、今後も花を通じて、児童に対して教育の推進を図るとともに、村内の花生産の振興にもつなげてまいりたいというところで、JAと連携をして花育の事業推進を進めてまいります。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 小学校でもやっているということですので、また村長と一緒に花束を贈呈するなど、そういったPRをよろしくお願いします。

次に移ります。

風の村米だよりの生産拡大と米粉の消費を。令和4年度産の風の村米だよりのまっくんファームの資料によりますと、村全体で51.3ヘクタール、前年度作付で前年より3.2%増加したが、消費先は学校給食の利用が中心で、通年店頭販売に回る十分な量が確保されていないと言われています。反収がコシヒカリに比べやや落ちることから敬遠されますが、化学肥料の高騰によるコスト上昇などにより、所得比較が大分改善されたと言われております。

令和5年度計画でも生産拡大をうたっておりますが、6月6日の泉大津市の給食に提供するという。まっくんファームでは、58ヘクタール280トンの中からどうやって10トンの提供を図るのか、お聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 米粉はいいですか。

議長（原 源次） 米粉は一緒にあれですか。

9 番（唐澤 由江） 先日、もちもち米粉ミルクロール生地というものが、米粉で作った地元産米100%、地元の牛乳、生地はおもてなし牛乳、生クリームにはすずらん牛乳が使用しており、まだ試作品とのこと。また、保育園、学校給食に御活用をお願いしたいと思います。

ごめんなさい、追加して、東洋ライスの埼玉工場へ行って研修したわけですが、この社長が精米機メーカーでその機械設計技術が優れ、米ぬかを残して金芽米ができた。そのとき、和歌山工場の副社長に連絡し、データや成果などを聞くことができました。精米機から出たもみ殻を鶏ふんを混ぜるという商法や、血液などの分析結果から村でも妊婦さんにも提供し、泉大津市にも10トンをとということで、委員会で研修した成果もあるのではと思ったところです。どんどんお米を食べてほしいと思います。

あじ～なに行けば、金芽米5キロと言えばその場で、すって買うこともできます。すみません、その実態をお願いします。

議長（原 源次） 基本的にはあれですかね、通告した部分だけ答弁していただければいいですかね。

9 番（唐澤 由江） いいです。説明しただけですから、金芽米に対して。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 風の村米だよりの生産拡大と米粉の消費をというところでありませぬ。

まず、風の村米だよりの生産の近年の状況であります。令和4年度は約58ヘクタールでありましたが、まっくんファームやJA上伊那の御尽力によりまして、令和5年度は約67ヘ

クタールを見込んでおまして、9ヘクタールほど大きく拡大となる予定であります。

現在、議員からも御紹介ありましたが、需要のさらなる増加と生産者の栽培意欲を少しでも高めるための事業として、幾つかの事業を推進をしております。一つ目は、村とJA上伊那と東洋ライス株式会社の3社による包括連携協定により実現した事業でありまして、妊婦さんに対して、村の風の村米だよりの無償提供を行います。

また、一定の条件に御同意いただいた妊婦さんを対象に、継続的に風の村米だよりを、JAの宅配サービスを用いることによって家にお届けするというサービスを行ってまいります。このサービスは無償提供期間が数か月続いてまいります。子供が生まれた後もぜひ風の村米だよりを継続して、宅配サービスを利用して購入してもらいたい。そういったところにつながっていくという狙いもございます。また、このことで、胎児のときから中学生まで、子供に関しては風の村米だよりを、本当に良いお米を食していただける環境整備が整うことになります。

二つ目は、こちらも議員から御指摘ありましたが、大阪府泉大津市との自治体間農業連携協定であります。泉大津市が掲げる安心・安全な食糧の安定的確保に関する構想に賛同して、プロポーザルに参加をいたしまして、協定候補自治体の一つとして決定を受けたところであります。令和5年度産、今年の秋から風の村米だよりを年間約10トンの提供を行います。泉大津市の学校、そして保育園でもこの風の村米だよりが提供されることとなります。村の農家の皆さんから見ても、手塩にかけて育てたお米が誰の口に入るかというところが分かるというところは、大切な観点として捉えております。

どうやってというところがありましたが、この部分、現在村のお米280トンについては、東洋ライスを経由して販売をしておりますので、東洋ライスのほうで分配をしていくというところであります。

また、お米だけでなく、せっかくのこういった交流の機会ですので、他の農産物の販路拡大や農業体験交流、関係人口の創出など、そういった連携にもつなげてまいりたいと思っております。

次に米粉の消費であります。米の需要拡大を図るために、JA上伊那が中心となりまして商品開発をしています。最近フラワーパレスで懇親会を開催するケースが非常に多いのですが、フラワーパレスで出ているパスタは全て米粉でできているというところでもありますので、皆様も御利用の際はぜひ、そういったところを意識して食していただければと思います。

ただ、JA上伊那の皆さんにお聞きをいたしますと、やはり米粉にする過程でコストがそれなりにかかっておりますので、その部分が課題というところはお聞きをしております。

米粉の消費拡大は米の需要拡大につながります。小麦アレルギーの方の代替食品としても期待できます。村といたしましても、大芝高原味工房で南箕輪村産のお米を使った商品を、今製造販売しておりますので、そういったところも併せて、今後も米粉の消費拡大に村としても協力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 米のケーキっていうのはすごく食感がとてもよくて、普通のケーキよりよっぽど美味しいなと思って食べさせていただきました。ありがとうございます。

4番に移ります。

選挙投票率の拡大を。現在、大泉・北原が大泉で実施しております。北原に投票所を。北原なら、歩いて車椅子でも行けます。4月23日執行の村議会議員一般議員選挙速報を見ますと、大泉と北原は慣例的に以前からずっと一緒に行っていたと思いますが、今回私の支援者が当日どうしても一票を投じたいと、上田にいる息子さんに大泉西部地区館まで、車椅子で車に乗せて行ってもらったという話を聞いたのです。また、新築アパートに住んでいるナースが、てっきり北原公民館が投票所だと思っていたが、夜遅くまで仕事して行ってみたら真っ暗だったという。なぜ北原に投票所がないのかと疑問に思ったそうです。何度も村長にお願いしたそうです。

人口の50%が投票したとして、大泉は有権者数1,257人のうち710人、56.48%、北原は有権者数239人のうち81人、33.89%だということで、50%投票としても、北原ではほぼ30人が上乗せされたのではないかと思った次第です。

北原地区公民館に投票所があれば、住民の利便性は上がると思います。選挙管理委員会職務代理さんのお考えをお聞きします。

議長（原 源次） 禰津選挙管理委員長。

選挙管理委員長職務代理（禰津行弘） 唐澤議員の北原区に投票所をについてお答えいたします。

御質問のとおり、北原区については、村の12行政区で唯一投票所を設けておらず、ほかの11区については、各区の公民館またはコミュニティセンターに投票所を設置しています。北原区につきましては、以前から第11投票所として、大泉区の西部地区館を使用しています。西部地区館は大泉区と北原区の両区の投票所となっています。これは、北原区の人口が少なかったことや、大泉区の投票所までの距離も著しく遠くなかったことが原因ではないかと考えています。

現在、北原区は宅地化が進み、一戸建ての住宅だけでなく、アパートや会社もできるなど、人口も増えてきています。また、福祉施設もでき、唐澤議員御指摘の徒歩や車椅子でも行けるは、利便性の向上の面で重要となっているとも感じているところです。

この利便性の向上のため投票所を増やすことについては、投票率向上にもつながると考えられますが、投票所設置に伴う立会人など、投票事務に関わる従事者の負担増や経費の面も考慮しなければなりません。よって、区の意見も聞きながら、慎重に検討する必要があると考えています。

投票所を増やしていく以外にも、高齢者を含む交通弱者の投票支援策の取組として、集会所や施設などに出向く移動投票所の設置などが考えられますので、各地区の公民館を投票所とする従来の考えにとらわれず、有権者の利便性の向上につながる最善の方法について、選挙管理委員会としても検討を進め、取り組んでいきたいと思っています。

以上、よろしく申し上げます。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9番（唐澤 由江） やっぱり投票所に長時間座って立ち会っている方、それからいろんな利便性を考えて、どういう方式にしたほうがいいのかっていうことは、やっぱり考えたほうがいいかなと私も思います。

やっぱり塩ノ井も143人、有権者数が143人、中込も157人、大芝が107人というように、わ

ずかなあの有権者数は北原は239人ですから、しっかり上回ってるんですが、いろいろなことを考えれば、昨日言われたモバイル投票所というように、伊那市がモバイル投票所みたいなものやって、移動投票所をやったことが表彰されていますので、しっかりと検討していただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（原 源次） 唐澤議員、質問。

9 番（唐澤 由江） 次に移ります。

5 番目です。公共施設管理を適切にということで、あちこちにトイレがありますが、和式を順次洋式化を。大芝野球場、役場の2階、村民センターなど。

大芝高原施設整備計画にもありましたように、芝生ゾーンに多目的トイレの新設がうたわれております。30年以上経過したトイレの改修について、順次検討していただきたいと思います。お願いします。

議長（原 源次） 清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） 公共施設全般における和式トイレを順次洋式化への御質問でございますので、総務課のほうからお答えをさせていただきます。

まず、現状の村施設における和式トイレの設置状況についてであります。役場庁舎におきましては、令和3年度に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、一部洋式化を実施したことによりまして、男性用トイレ・女性用トイレ合わせて全13基中4基、保健センターにつきましては、全7基中3基。村民センターにつきましては、全21基中12基が和式トイレとなっております。

また、大芝高原の屋外トイレについては、大芝ミニグラウンド西側トイレや、中央園路東側のトイレ、大芝湖西側トイレ、野球場北側トイレ等、男女とも大半が和式トイレとなっております。これらのトイレにつきましては、下水道に接続されていないトイレがほとんどでありまして、洋式化については、下水道接続も含めて検討していく必要があると考えております。

また、大芝の湯や防災研修センター、森の学び舎、道の駅のトイレといった施設内のトイレにつきましては、ほぼ洋式化トイレとなっており、こども館や村施設の多目的トイレにつきましては、基本的に洋式トイレとなっております。

現状では、トイレの洋式化については、各所管課において、トイレの老朽化や住民要望等により順次進めてきているところでありますが、村公民館では、利用者から和式トイレを残してほしいといった要望をいただき、残した経過もございます。

また、役場庁舎等、幅広い年代の方が来庁される施設におきましては、一定程度、和式トイレを利用するニーズが見込まれることや、洋式化するに当たっては、和式トイレよりも個室スペースの確保が必要となるため、現状のトイレの広さのまま全てを洋式化することは、トイレ内の通路の確保が難しくなるといった事情もございます。

今後の洋式トイレ化につきましても、引き続き各施設のトイレの状況や費用対効果、洋式トイレ化の必要性等を検証していく中で、住民要望等のニーズを踏まえ、計画的に進めてまいります。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 丁寧な説明ありがとうございました。担当課でそれぞれ分担して

やっていただきたいと思います。

次に、経ヶ岳に登山ガイド導入はという質問です。

木祖村水木沢天然木ハイキング、木曾川源流の里、原始の森、太古の森へ、JA上伊那生活部会でバス研修を行いました。健脚コース、ゆったりコース、登山ガイド4班に分かれて熊よけの鈴と上松町の油井機械のお香を焚いて、熊を避けての研修だった。イヤホン付きガイドで身近に感じました。経ヶ岳にもガイドを導入してはということで、本当に恵まれた日に行ったんですが、その後、6月の2日でしたか、木曾川が本当に水があふれているというようなことがあって、大変だったなと思います。

とても古いところなんです、その辺りに神社で鳴らす大きな鈴があちこちに置いてあって、鈴を鳴らしながら熊を意識してやりました。だから、お香を焚いて鈴をつけているのは、そのガイドさんがイヤホンをして、皆さんここ歩いてください、滑りますから気をつけてくださいってというようなことでやってきましたが、経ヶ岳にそういった導入をされてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 経ヶ岳に登山ガイドを導入してはというところで、イヤホン付きのガイド等をガイドの方が使われて、非常にスマートな仕組みが整っているというところであるかと思います。

現在村では、公民館事業で経ヶ岳登山の実施をしております、この際はガイドとまではいきませんが、経ヶ岳の自然や植物、眺望等、経ヶ岳に詳しい村内の方が説明しながら行うというところで、毎年人気の講座となっております。参加者が今後増えてくれば、こういった機会を増やしていければよりよいと思いますし、まずはもう少し、この経ヶ岳の魅力を広げるところから始めていくことが重要ななと思います。

ここら辺ですと、南信州山岳ガイド協会というのがありまして、そこのおすすめコースでは、駒ヶ根の山とか西駒とかが上がっております。そういったところに加われるように、経ヶ岳も今後は魅力アップをするところも大切ななと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） いろんな工夫をしながら、南箕輪の観光産業が発展していただければと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（原 源次） これで、9番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ただいまから、10時10分まで休憩いたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 10時10分

議長（原 源次） 予定では10時にJアラートが鳴る予定なんです、鳴りません。質問が始まってから鳴るかもしれませんが、鳴ったときに放送施設がストップするようなんです、一時休止でもよろしいですか。

ではそういうことで、休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

3番、笹沼美保議員。

3 番（笹沼 美保） 議席番号3番、笹沼美保です。通告書に基づいて質問させていた

できます。的確な答弁をお願いします。

まず1項目め、村内の環境美化活動についてお尋ねします。

昨年11月に南箕輪中学校の3年生が登壇した中学生模擬議会で、ごみ拾い活動の充実の必要性が挙げられていました。また、昨年度議員が各地区に出向いて実施した村民の声を聴く会においても、ごみのポイ捨てや不法投棄に困っているとの声が寄せられました。5月30日はごみゼロの日ということで、毎年5月には村内でも、各区において統一美化キャンペーンとしてごみゼロ運動が行われていますが、ごみ問題に対する関心をより多くの住民に持ってもらうために、より積極的な活動を展開できないでしょうか。

県内の代表的な環境美化イベントとしては、毎年行われる天竜川水系環境ピクニックがあります。全国的には様々なイベントがあり、先週10日には、ジョギングしながらごみを拾うプロギングが長野市で行われ、またごみ拾いをスポーツと銘打ったスポGOMIや、ゲーム感覚ごみ拾いイベント清走中など、ごみ拾いに楽しく取り組めるイベントが全国各地で実施されています。

清走中は、県内でこれまで長野市・上田市・松本市・諏訪市・飯田市の5か所で実施され、スポGOMIもワールドカップ2023の県予選が長野市で行われるなど、県内での関心も高まっていると感じます。村内のごみ問題解決の糸口とするため、このようなイベントを実施することができないかお尋ねします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号3番、笹沼議員の質問にお答えをいたします。

村内の環境美化活動について、全国各地でごみ拾いイベントが行われているというところで、ごみ拾いイベントに関する御提案であります。

現在、統一美化キャンペーン、長野県が県内で統一して活動する期間を設定し、環境美化活動を実施することで、空き缶等ごみの散乱防止意識の高揚を図ることを目的に、年2回環境月間と3R推進月間に実施をしております。本年のごみゼロの日統一美化キャンペーン期間は5月28日から6月30日までとなっており、一斉行動日が5月28日が設定をされております。

本村でも、この県の環境月間キャンペーンに合わせて地区ごとで日程を決めていただきまして、実施をしております。実施状況はまだ整っておりませんが、推計の部分を含めると、4月16日に行った区が1地区、5月28日に11地区が行っておりまして、参加人数の合計は約2,800人となっております。当日収集したごみは、可燃ごみ約330キロ、不燃ごみ約180キロで、非常にたくさんのごみが捨てられていることが分かります。

議員御提案のゲーム感覚のごみ拾いイベントではありますが、私はどちらかというとごみ拾いが好きなほうで、普通にごみ拾いをしても楽しいと思うんですが、こういったゲーム感覚でごみ拾いイベントとなれば、より多くの方が楽しんでごみ拾いをして、自分の住んでる地域の環境美化に努めることができるというのは、非常に優れた取組であると思います。

私も自分でごみ拾いをしておりますと、やはり、その拾ったごみを自分のごみ袋に入れて捨てるというのは一定程度負担にもなりますし、何となく気持ちの悪い状況になりますので、まずは行政としては、こういったイベント開催時に、その処分については村で引き受けますよという姿勢を示していくことは、非常に重要だと思っております。

ただ一つ、こういったゲーム感覚ごみ拾いイベントが持続的・継続的に行われること、ま

た村民の皆様から自発的に行われることも重要だと考えております。どうしても行政がやっ
てしまいますと、少し堅苦しいつまらないイベントになります。そういったところもありま
すので、このイベントが自発的・継続的に行われるためには、全区的に実施するのではなく、
まずこういった取組を幾つか紹介をして、興味のある区もしくは団体等に働きかけて実施を
していくというところも、一つの方法かなと思っております。

そういったところをどうやって進めていけばいいかということにつきましては、議員、
豊かな発想と知識をお持ちでありますので、そういったところもぜひ担当課のほうに御助言
をいただきまして、近いうちに実施ができるようこれから協議を重ねていければと思います。
以上です。

議 長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 村長は、ごみ拾いなかなか楽しいっていうふうにおっしゃって
いました。ネガティブな話になりがちなごみ問題を大人も子供も楽しみながら考えることが
でき、村内の環境美化につながるよい活動だと思いますので、私も協力を惜しみませんので、
検討してぜひ実施していただきたいと思います。

2 項目め、再生エネルギーの地産地消についてお尋ねします。

本村では、今年1月から丸紅伊那みらいでんき株式会社との間で、村内9施設の太陽光発
電設備の余剰電力を活用し、村内の別の公共施設に電力供給を受ける契約を締結しました。
具体的には、村保育園6園と小中学校3校の太陽光余剰電力を伊那みらいでんきに売電し、
同社からすくすくハウスに実質CO₂フリー電力の供給を受け、村内における再生エネルギ
ーの地産地消を実現したというものです。

本村では、2020年6月に南箕輪村気候非常事態宣言を決議し、2050年には、CO₂排出量
を実質ゼロにすることを目指すとしました。脱炭素化に向けて、力強く取り組んでいく必要
があります。現在、建設が進んでいる学校給食センターにも太陽光発電設備が導入されるこ
ととなりましたが、今後、再生エネルギーの地産地消をどのように進めていく考えかをお尋
ねします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 再生エネルギーの地産地消について、今後どのように進めてい
くのかという御質問であります。

議員から説明がありましたが、令和5年1月に村内9施設の太陽光発電設備の余剰電力を
丸紅伊那みらいでんき株式会社に売電をし、同社からすくすくハウスに実質CO₂フリー電
力の供給を受け、村内において再生可能エネルギーの循環を図る地産地消の取組を始めた
ところあります。

地産地消のメリットといたしましては、地域内での富の循環が生まれる、停電リスクの低
減、送電ロスの低減、再生可能エネルギーの利用促進等が期待できると考えられております。
ただし、村の現在の太陽光発電設備の余剰電力は大変少なく、すくすくハウス以外の施設に
供給できるというところではありません。

再生エネルギーの生産についてであります。私はこの上伊那地域は急峻な地形でありま
すので、小水力発電の推進が最も優れていると思っております。これは、ダム等よりもさ
らに少ない土地改良区が持っている水路とか、そういったところへの小水力発電でありまし
て、これは諸外国では、この上伊那地域より適切でない地域なんです。うちより発電量が

全然多いというところもありますので、そういったところを参考に、この上伊那地域でも地形の特徴を生かして進めることができれば、もっとも水力、きれいな電気になりますので、重要なことと思っております。

また、屋根への太陽光発電設備の設置や蓄電設備の補助なども県のほうが進めておりますが、村で上乗せをするなども検討が必要かと思っております。もしくは発想を変えて、この上伊那地域の寒暖差の大きい気候から考えますと、再生可能エネルギーの地産地消も重要な取組ではありますが、省エネにつながる住宅の高気密・高断熱化、こちらを推進したほうが効率的という判断もございます。

これら、かなり専門的な知識が必要になってまいります。そういったこともありまして、今年度、村全域における温室効果ガスの排出削減を目指す地球温暖化対策実行計画の区域施策編の策定が既に予算をお認めいただきまして、決定をしております。その中には、詳しい専門家の方も交えて進めていきますので、専門家の意見もいただきながら、実際の実施については、現在、令和4年度から7年度にかけまして公共施設のLED化に予算を投じておりますので、それにめどが立つ令和7年度から実施できるよう、再生エネルギーの地産地消、もしくは省エネに関するそういったところを事業化をしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 再生エネルギーへの転換を図ることは脱炭素化の取組としても必要ですが、自然災害時の停電への対策としても有効です。今村長がおっしゃられた小水力発電、あとは省エネ住宅、また村民への啓発も含めて、村を挙げて積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

3項目め、福祉の窓口一元化についてお尋ねします。

昨年の6月定例会の一般質問で、福祉部門の人事に関して質問をし、村長からの答弁で、つながり続ける支援を実現するために、相談窓口の一元化を進めるとのお考えをお聞きして、また、福祉に関わる人事異動に関しては、異動が少ない専門職を配置することで配慮したいとのことでした。

昨年度新たに社会福祉士を3名採用し、窓口一元化に向けて検討していることと思っておりますが、その見通しと、社会福祉士の異動に関して、極力異動を少なくする中での昇任についてなど、具体的なお考えをお尋ねします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 福祉の窓口一元化という大項目の中で、窓口一元化の現在の見通しは、また社会福祉士の異動、昇任に関する考えはという御質問であります。

現代社会におきましては、福祉の分野、特に多様な課題を有しておりまして、組織横断的な対応が必要な事例が増えております。制度も複雑化をしておりますので、村では令和6年度の機構改革に合わせ、総合的にそして継続的に相談を受けることができる、いわゆる窓口の一元化というところの機構改革を行ってまいります。

機構改革に向けまして、これまで実施してまいりました調整会議では、窓口機能だけでなく、初回相談以降も、継続して支援を行う機能を併せ持つ部署として位置づけております。対象範囲といたしましては、現在のところ、高齢者・障がい者・生活保護・地域包括支援センター・介護予防事業の分野を考えておるところであります。

人員体制も具体になっておりまして、社会福祉士をはじめ保健師、介護支援専門員といった専門職を配置し、高度な知識やスキルを必要とする案件にも対応できるよう配慮をしております。

次に、社会福祉士の異動に関する考えであります。議員御指摘のとおり、社会福祉士を令和3年度に3名採用をいたしました。この3名のほか、庁内の事務職員で資格を取得した者が3名おります。現在のところ、この社会福祉士として実働しておりますのは、現在の健康福祉課に4名、子育て相談部門に1名となっております。あと1名はもともと事務職で採用したものでありますので、現在は資格は持っておりますが、事務部門で活躍をいただいております。また、保育士にも1名社会福祉士を持っている者がおりますが、この者も保育士として活躍をいただいているところであります。

先日の答弁でも申し上げましたが、継続して伴走型の支援を行う機能を併せ持つことが重要と考えておりますので、現状の保健師と同様、基本的には社会福祉士のスキルを生かせる職場のみでの異動を考えております。そのため、事務職と比較いたしまして、異動の機会は少なくなるというところであります。

ただ、もともと事務職で採用した職員、新たに社会福祉士の資格を取得した者もおります。彼らについては、それぞれの意向を聞きながら適切に配置をして、その思いと専門性を大いに発揮できる体制としていきたいというところで、今まさに来年度4月ですので、準備に向けて加速度的に準備をしているところであります。

また、昇任については、ほかの職員と比較して不利にならないように努める予定であります。また、現在総務課のほうで、新たに管理職選考試験の導入についての検討も進めております。そういったことを進めることで、その専門職として今後活躍したいという方は、管理職に上がらず現場で活躍するという道も出てまいりますので、そういったところでもしっかりと昇任に対して選択肢が増えるところを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 具体的に進められているようなので、そこはよろしく願いいたします。

次の質問です。

社会福祉士など福祉に関わる職員についてですが、福祉事業所からは、現場に来て実情を知ってほしいとの声を聞いております。県が行う職員研修や庁内研修、職員連携会議だけではなく、村内の福祉事業所などに研修に入り、当事者や関係者の声を聞き、関わる必要だと思えます。

福祉事業所との密な連携を図るための関係性を構築するためにも、現場研修は必須と思われませんが、いかがでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 現場研修を行ってはという御提案であります。

やはり、現場でないと気づかない部分もあります。現場に行くことで知識や経験も増して、それは本人の成長にもつながりますし、今後仕事をする上で行ってよかったなというところは多く出てくると思いますので、基本的には現場研修を進めていったほうが良いという考え方であります。

ただ一つ、今それぞれ福祉の分野はかなり残業もかさんでおりまして、日々の事例対応に追われているというのが実情であります。研修時間の確保というところは課題であります。また、受け入れていただける福祉事務所との調整も必要となります。ですので、実施していきたい意向ではありますが、それぞれ福祉事務所のほうの負担にもなってくるかなと思いますので、実施するに当たっては、担当したことのない分野の事業所を選択したり、確実にそのやったことが成果につながるよう、その辺をしっかりと整えた上で、現場研修については前向きにやっていくというところで進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 福祉関係だけではなく、あらゆる部署においても、現場の状況を知ることは大切です。日々の業務に追われている部分もあるかと思っておりますけれども、村民一人一人に寄り添った支援施策を考えるためにも、役場から出て肌で感じることも積極的にしていってほしいと思っております。

4 項目め、橋についての質問の中で、まずは老朽化への対応についてお尋ねします。

2012年に中央自動車道笹子トンネルで天井板が崩落した事故を受けて、国土交通省は橋やトンネルについて、5年に一度の点検を自治体などに義務づけ、必要な対応の緊急度合いに応じて4段階で判定をしています。全国的に橋の老朽化は深刻で、人手とお金がかかるため、修繕がなかなか進まない状況もあるということです。

本村には村が管理する橋が90あまりありますが、その点検状況と今後の修繕の見通しをお尋ねします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 橋に関する御質問でありまして、本村の調査状況と今後の修繕の見通しはという御質問であります。

村では、現在91橋の道路橋を管理しており、毎年定期点検を実施しております。橋梁の定期点検制度につきましては、平成24年12月に起きました中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故の教訓を下に、平成25年6月の道路法改正により、平成26年3月31日に定期点検が法律で義務化され、近接目視による5年に1回の頻度を基本として、健全性の診断が4段階の判定区分により分類されることになっております。

そういったことを踏まえまして、本村の点検状況であります。平成25年度から点検を始めておりまして、平成30年度までに1巡目の点検を終えております。令和元年度から令和5年度までに、2巡目の点検が終わる計画で進めております。点検の方法であります。職員による点検と上伊那広域連合、こちらに依頼をいたしまして、ほかの市町村とまとめて一括発注といたしまして、点検をしているというところであります。

具体的な診断結果であります。令和5年6月現在の結果であります。緊急に措置を講ずべき状態である健全度Ⅳと判定された橋梁はありませんでした。5年以内に補修しなければならない、早期に措置を講ずべき状態である健全度Ⅲ、こちらの判定橋梁が8、予防保全の状態である健全度Ⅱ判定の橋梁が62、道路橋として支障がない状態である健全度Ⅰ判定の橋梁が21、そういった分類となっております。

令和3年度の統計を見ますと、健全度Ⅳ及びⅢの長野県平均が14.3%に対しまして、当村は約8%でありましたので、県内で比較すると、機能に支障がある橋梁は少ないという状況

でございます。

次に、補修工事の状況であります。定期点検による健全性の診断結果に基づきまして、健全度Ⅲ判定の橋梁から着手し、令和4年度末までに12橋を補修を行ったところであります。残りの健全度Ⅲ判定の橋梁については、今の計画では、令和7年度までに計画的に補修工事を行う予定となっております。

全体を見ますと、村が管理する橋梁の約3割が架設から50年以上が経過している現状もあり、老朽化対策が今後重要になってまいります。国の道路メンテナンス事業補助事業、補助制度などを積極的に活用し、今後も定期点検とその結果に基づき計画的な補修工事を実施し、橋梁の安全確保、長寿命化に努めてまいります。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 村が管理する橋のほとんどが判定区分Ⅰ、健全あるいは判定区分Ⅱの予防保全段階であり、おおむね維持管理できているということでありましてけれども、判定区分Ⅲ早期措置段階、すなわち橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態である橋もまだあるということなので、可能な限り早期に修繕に着手していただきたいと思っております。

次に、天竜川を渡る橋の新設についてお尋ねをいたします。

昨年度の村民の声を聴く会でも要望があったのですが、長年村民から声が上がっている天竜川を渡る橋についてです。明神橋はJR田畑駅に近接するため、伊那市からの通勤・通学にも大事な役割がありますが、幅が狭いため、朝の一定時間は村側からの通行はできなくなっています。村からの要望もあり、通行できない時間が短縮された経緯もあるようですが、村の重要道路である村道6号線から南、あるいは北に回らなければ天竜川を渡ることができません。

そこに不便を感じる村民は多く、村道6号線から真っすぐに天竜川を東にわたる橋を架けられないかとの声が聞かれます。その昔、伊那市側からもそのような動きがあったような話も聞きましたが、現在伊那市にその動きは見られますか。

また、本村から伊那市に働きかけて、実現に向けて動く考えはあるかお尋ねします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村道6号線から天竜川を東へ渡る新しい橋の要望について、伊那市の動向はどうか、村の動きはどうかという御質問であります。

議員御指摘のとおり、その橋がもし実現するとなると、豊富な商業施設が村側から見ますと伊那市側にありますので、買い物等かなり便利になるというところは確かなところであります。

まず、伊那市の動向であります。伊那市は将来市の発展に適應するため、地域内全体のバランスのとれた交通体系を計画的・効率的な幹線道路整備により、渋滞の解消や道路沿線の良好な土地利用に資することを目的といたしまして、平成22年3月に伊那市幹線道路網整備計画を策定しております。この計画における道路網の考え方として、伊那市内に点在する工業団地や商業集積地、公共施設を有効的につなぐ環状網構想の一つとして、外環状線構想というものがございます。

笹沼議員から御質問をいただいたこの橋の部分であります、この外環状構想のルート

一部となっております。南箕輪村都市計画道路の田畑大芝線、いわゆる村道6号線、国道153号から天竜川までは村道3号線となりますが、その先に天竜川へ橋を新設し、国道153号伊那バイパスへ接続するということでもあります。環状線でありますので、その後、三峰川を渡りまして南へ進み、春近大橋で天竜川を渡って西へ向かい広域農道へ接続させ、大芝高原前へぐるっと回ってくる、そういった環状網を構想されております。今は構想段階にとどまっているということが実際であります。

また、そのほかにも、これは伊那市ではありませんが、この橋の新設計画につきましては、上伊那広域連合が中心となって策定いたしました上伊那地域幹線道路網構想計画書というものがああります。ここでは、上伊那地域の道路整備の課題に対し、関係市町村で広域的な幹線道路網構想及び計画に基づく道路網の整備を行うこととしております。

この構想計画書の課題箇所の一つとして、今話題としております村道6号、3号線からの伊那市福島間へ橋へ新設する構想ルートが挙げられております。そこには、現在田畑から伊那市野底へかかっております明神橋、これの架け替えとしてというところの長期構想というところでもあります。

その中には、令和6年度以降の整備予定とされておりますが、現段階においては、実際整備に向けた話し合い等現実的な動きはなく、将来的な路線にとどまっているかなと村長としては感じております。

このように、伊那市だけでなく、広域連合においても橋の新設計画や構想はありますが、現状は構想段階にとどまっているというところでもあります。実際、この橋を設置するとなりますと、設置を予定する箇所は伊那市地籍となります。そのため、現在南箕輪村の都市計画に、この橋の整備計画については記載をしてございません。

この橋となりますので、基本的には伊那市の意向が第一に尊重されるということになり、伊那市地籍でありますので、村側といたしましても、この橋ができることに対して深くは考えていませんが、そこまでデメリットはないのかなと。メリットの方が大きいのではないかなという捉え方をしておりますので、今後、伊那市のほうでそういった動きが盛んになるようであれば、本村といたしましても協議を進めて、一緒に便利な道路網になるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 伊那市や広域でも動きが構想段階でありますけれども、見られるということで、ちょっと希望が持てたのかなというふうに思います。一口に橋といっても、予算ですとか用地の問題もあり、簡単ではありません。明神橋が洪水で倒壊でもない限り無理だと言われたこともあって、諦めるしかないのかと思っはいました。でも、動かなければ何も変わりません。諦めずに動くことを大切にしていきたいと思ひます。

これで質問を終わります。

議長（原 源次） これで、3番、笹沼美保議員の質問は終わります。

ただいまから、10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時41分

再開 午前 10時50分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 議席番号5番、加藤泰久です。通告どおり、2件について質問をいたします。

村で直面している大きな問題は、大芝高原であると思います。質問を大芝高原に絞り、質問をいたしたいと思います。昨日の同僚議員、以前の質問等、重複するところがあるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

松枯れの進行、大芝荘の取扱いの動向など、大芝高原についての問題や課題が注視されているところでありますので、細部にわたり質問をいたします。

まず第一に、大芝高原について質問をして、第一に森林づくり実施計画策定中とありますが、議会に発表されておりませんが、進捗状況について質問をいたします。

3月の議会の一般質問の説明では策定中であり、具体的な計画は示されておりませんでした。しかし、新聞報道によりますと、新年度から従来の1ヘクタールほどから、最低でも5ないし6ヘクタールほどの伐採面積に拡大すると報じられております。これが森林づくり実施計画で策定と報じられております。

ただいまの状況についてはどうなっているのか、計画の発表はいつになるのかというようなことで質問したいと思います。答弁をよろしくお願ひします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号5番、加藤議員の御質問にお答えをいたします。

大芝高原についての中で、まずは森林づくり実施計画策定の状況はという御質問であります。

まず、今新聞報道で森林づくり実施計画が既に策定され、それに基づいて伐採をしていくというお話がありましたが、この森林づくり実施計画、まだ策定しておりませんので、そういったところは内容の確認が必要かと思ひます。

さて、令和2年6月に大芝村有林整備基本計画が策定され、今後の大芝高原森林づくりの整備基本方針がこの計画の中に示されております。そして、これから策定する大芝高原森林づくり実施計画は、この整備基本方針に沿って、今後の具体的な森林づくりの進め方、伐採方法、費用、材の利活用、植林方法などを定めてまいります。

現在の状況であります。現在、担当課のほうで、先進地の事例や信州大学農学部の教授、長野県林業総合センターから、この計画を進めるに当たってどのような会議体を組織し、こういった方々に参加していただくことが望ましいのかなど、御助言をいただいております。また、加えまして、大芝高原の森林に適した植生は何か、伐採後のアカマツの利活用はどうしていくべきか、今後、数十年先の森林づくりに携わる人材の確保はどう進めていくか、そういったところも御助言をいただいております。策定作業に向けて、今事前に材料をそろえさせていただいている、そういった状況でございます。

これら、一定程度材料がそろったところで案をつくりまして、まずは森林協議会にお諮りをして、方向性を定めてまいりたいと思ひます。その後、コンサルタント業者に発注をして、村民へのアンケート調査、森林協議会を中心とした議論の場を設定し、大芝高原森林づくり計画を策定してまいりたいと思ひます。

昨日、三澤議員の答弁でも申し上げました、やはり丁寧な住民への説明が必要という御指摘をいただいておりますので、この出来上がりしました大芝高原森林づくり実施計画を、例え

ば、実際に各地区の公民館に赴いて説明する、そういった機会をつくって、合意形成まで進めることができればと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） この説明に至った状況としましては、1月19日に大芝再生のこの新聞が出て、この中に5から6ヘクタールずつというようなことが書いてありまして、森林づくり実施計画も策定というように書かれております。それで村民から、おい、この話は議会はどういうふうに討議したかというようなふうに聞かれまして、私も急ぎ担当課へ行って、この森林づくり実施計画書をちょっと見せてくれといったところが、今策定中でありましてということで、この新聞報道には、一部計画を策定というふうに決定的な文章で書いてありますので、そこらのところで、村民も誤解を招いた部分があるかと思えます。

そして昨日、一昨日の全員協議会によりますと、村長が2月の13日の全員協議会で森林づくりの報告はしているということでありまして、それぞれの資料をちょっと調べてみたところが、これがそのときにいただいた資料であります。大芝高原森林づくり歩みと今後の展望ということで、計画資料ということで提供されてありまして、この中にも、令和5年には1,500本という見込みというふうに書かれております。

そういうことで、予算書を見ますと、大芝高原森林づくり実施計画策定業務委託料として600万円を計上されている中で、ちょっと順序がこの新聞報道やそういうのと前後して、順序がおかしいんじゃないかと、こんなふうにと考えるとありますけれども、それぞれの担当課、または庁内会議とかでどんなふうに使われたか、その点についてもちょっとお話を願いたい。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 私も今、加藤議員が御指摘をいただいたこの1月19日の新聞を拝見いたしました。新年度からは、従来の1ヘクタールほどから、最低でも5から6ヘクタールほどの伐採面積を拡大する森林づくり実施計画の策定と書いてありまして、恐らく新年度からはというところで、新年度に策定をするという趣旨で新聞が書かれたのではないかと思います。確かにおっしゃられるとおり丸で区切られておりますので、既に策定すると捉えられても、可能性は否定できないなというところであります。

議会の皆様へ御説明した資料、まさにそれなんです。その前の令和3年7月の議会全員協議会で、先ほど申し上げました大芝村有林整備基本計画に示されている概要を、こういったもので御説明してありまして、そちらのほうがより詳しい全体像が見える内容となっておりますので、よろしく願いいたします。

ですので、令和3年7月に大芝村有林整備基本計画にあるものを、わざわざその令和2年に策定されたものを令和3年、私が村長になってから改めて引っ張り出してきて、皆さんに説明をしました。そこで、まだ足りない部分があるということでしたので、2月の全員協議会で資料を作りまして、より分かりやすい資料をお知らせしたという流れになります。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） はい。流れはよく分かりました。

それでは、次に移りまして、松枯れの伐採を最優先に実施しなければならないと、森林施

策を進める中で、まず最優先でやっていただきたいと。こうした中で、予算書を見ますと、松くい虫予防対策事業委託料として800万円計上してありますが、これは松枯れの処分等に使われるものかと思いますが、被害拡散防止のためにも、速やかに松枯れしたものは伐採しなければと考えておりますが、村長のお考えをお伺いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 松枯れの伐採についての御質問であります。

まず前提といたしまして、松枯れをした松を切るに当たって、そのアカマツだけを切ることができればいいんですが、やはり重機等を入れますので、結局重機を入れるために、その周りの健全なヒノキを切らなきゃいけないとかそういったところもありますので、なかなかこの松枯れだけの木を切るというのは、現在のやり方ですと、かなり非効率というところは御理解いただければと思います。

そういった中、今現在、年間100本以上の松枯れ被害が確認されております。被害木は今後も拡大傾向にあることが計画等でも見込まれておるところであります。

議員の御要望どおり私もそうと思いますが、松枯れが確認されたアカマツは早期に伐倒駆除を進めておりまして、令和4年度は大芝高原内で71本、170.8立米の被害木を伐採したところであります。今年度になりまして、森林監視員を委託できる状況となりましたので、引き続き早い段階での被害木の確認を進めて、早期に伐採というところは努めてまいります。

また、やはり現在この松枯れが増えたことにも起因しています、遷移が進んでいるというのがありますが、かなり倒木や枝の落下の危険性というものが高まっております。注意喚起を進めておりますが、今後はこのみんなの森、今たくさんの方がウォーキングやまたランニングでも御利用いただいておりますが、そういった注意喚起もより一層必要な状況になってきておりますので、この部分は今後さらに意識をして進めていく必要があるのかなと感じております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） ただいまの説明にもありましたが、重機等の搬入をしなければというようなことで、以前にも全員協議会で説明をされた担当の方が、1本20万円くらいかかるというようなお話もちょっと承りまして、私はちょっとその数字に疑念を持ちまして、森林業者、伐採業者等にお聞きしたところが、大芝辺りの平地林において、松枯れ1本伐採したりするにはそんなにかかりっこないし、クレーンだの大型重機だの必要ないと。そんな利器に技術があるなら幾らでも伐採倒木できると、こういうお話も聞いておりますので、それぞれの研究をする中で、予算をなるべく低額に抑えて実施するように、研究をお願いいたします。

次に移りまして、森林協議会が森林実施計画に10年、20年先を見据えた有識者や民間専門業者を含めた委員会の設定、設立をというようにしておりますが、森林協議会が令和3年に3回、令和4年に開催されておりますが、何をこの会議で諮り、何を協議して結論を得ているかと思っております。今後50年をサイクルとする森林計画において、10年、30年を見据えた有識者や民間事業者を含めた専門委員会の設置を求めるところであります。これはやっぱり長期的な業務でありますので、この方針の継続を望むところではありますが、村長のお考えをお尋ねします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 新しい森林づくり実施計画を策定するに当たって、有識者、民間を含めた委員会の設立をという御提案であります。

現在、基本的な考えといたしまして、これまで村内の森林に関する事項につきましては、森林所有者の代表者や、識見者によって構成される南箕輪村森林協議会、こちらに森林の保全及び利活用、並びに林業振興等の協力をいただいていたという背景がございます。先ほど来申し上げております、令和2年に策定いたしました大芝村有林整備基本計画、こちらについても森林協議会でお諮りをして、協議をして定めたものとなっております。

この令和2年に策定した基本計画の中で、構想の留意点といたしまして、地域の合意形成について記載されております。森林整備に当たっての地域の合意形成が必要であり、村民を主体とした検討を行っていくこととされております。そういったこともありますので、この森林づくり実施計画の策定に当たり、もっともその協議の場の中心は南箕輪村森林協議会、こちらを考えておりますが、かなり詳細な計画になっておりますので、必要に応じてこの森林協議会の中に新たな専門部会を設置をして、その場に有識者を交え議論をする場をつくり、御意見を取り入れながら進めていこうと考えておるところであります。

ですので、加藤議員の御提案の新たな委員会というところは、同じ方向性というところで御理解いただければと思います。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 森林政策におきましては、長期にわたるものでありますのでなかなか大変難しい部分もありますが、ぜひとも前向きに検討をしていただきたいと思います。

次に、4番目に移りまして、高原に植林にそれぞれの植種です、そのゾーンの設定をということで、昨日全員協議会でいただきました南箕輪村大芝高原施設整備計画には、それぞれの特徴ある種目のゾーンが示されております。その種目に合ったような植種を植林したらというように考えますが、その考えについてはいかがでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 植樹に関する御提案であります。

その部分も加藤議員の御提案、方向性は同じでありまして、現在のみんなの森、ヒノキが多いエリア、アカマツが多いエリア、アカマツとヒノキの二段林、その他様々な状況に分かれております。今後アカマツを伐採した後に、その場所がどのような状況になるのか。アカマツ以外の木々は残ってまいりますので、そういったところをそれぞれ細かくゾーニングして、そこに何を植えるかというところまで、この森林づくり実施計画で決めてまいります。

私は、多様性のある森というところが、今後この森林を守っていくというところでは重要な観点だと思っておりますので、例えば、今は基本的には専門家が見れば、細かく言えば違うんでしょうけど、おおむねみんなの森に関しては、ある程度統一的な状況にはなっておりますが、例えば、今後はヒノキが多く下層に苔が生えたやや暗く静かなエリアだったり、あと、秋に紅葉を楽しめるゾーンだったり、様々な樹種が共生し、動物や鳥が観察しやすいエリア、そういったところも設置をすることで、森の魅力をさらにアップできればというところも、今相談をしております林業センターや信州大学の教授からはいただいております。

これはあくまでも専門家の意見でありますので、今後どういった森にしていくかは、先ほど村民アンケートを実施すると申し上げましたが、村民の意向を第一に、専門家のアドバイスをいただきながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 今後の計画に期待するところであります。

次に移りまして、樹種転換に広葉樹を植樹とすることにこだわっておりますが、広葉樹にこだわる意味と目的について質問いたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 広葉樹に関する御質問であります。

私は、アカマツから他の針葉樹や広葉樹、そういった林へ樹種転換を進めることが目標であり、私はこれまで一貫して、多様性を持たせたいというところのお答えをしてきたところであります。

今、この広葉樹というところが新聞報道でもされている理由なんです、大芝村有林整備基本計画の中で植栽樹種選定の基本事項というものがございまして。自然環境条件と社会環境条件が示されておるところであります、自然環境条件からは当たり前となりますが、現在生育している樹種が適合しているとされております。また、社会環境条件からは、自然景観や林内利用の保健休養面では、春から初夏にかけて花をつけ、秋に実をつけ紅葉する広葉樹が適した樹種としておりますというところで、職員に関しましては、この令和2年に策定された大芝村有林整備基本計画、こちらに基づいて仕事をしておりますので、その部分で今、広葉樹というところがクローズアップされているのかなと思います。

しかしながら、今後この部分も広葉樹限定とする思いはございませんので、今後このアカマツではなくて、この大芝の森林をいかに魅力的にして、いかに守っていくかという観点、また村民の皆様の意見も反映して決定をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 従来より、大芝のヒノキは建築用材としても大変評価されておられて、大芝の土地に適しているかと思っております。ヒノキの森林を目指していただきたい。木曽の赤沢美林があるように、ヒノキに適地であると思っておりますので、今後それも一つの参考に進めていただきたいと思います。

次に移りまして、村政150周年記念に高原に一世帯一本の植樹計画を提案するというところであります、現在村では6,700世帯ほどありますので、一世帯一本というと6,700本ぐらいが植樹されると思います。これによって、村民が自分たちの大芝高原であると思ったり、愛着と親しみを込める高原になるかと思っておりますが、この提案は先のことでありますけれども、どんな考えでありましょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 植樹計画に関する御提案をいただいております。

私も、多くの方に大芝高原へ植樹をしていただいて、家族の成長とともに木々の成長を地元南箕輪大芝高原で見守っていただく環境を整えることは、村への愛着形成においても非常に重要であるということは、今のこのアカマツが皆さんの植樹によって成り立っております

ので、そういったところは強く感じているところでもあります。

進め方の問題であると思います。全世帯6,700世帯に割り振るというのも一つの案なんです。やはり今多様な社会でありますので、そういった大芝高原に行ったこともない人もいれば植樹に興味がない人、また、一時的にここに仮住まいしている人とかもおられます。そういったところに一斉に割り振りをいたしますと、何かと非効率な部分も発生してくるかと思えます。ですので、今、村の方針といたしましては、まだ決定はしておりません。これから森林づくり計画で策定してまいります。少なくとも植樹を希望する方々、世帯には必ず植樹をしていただけるよう、そういった段取りをつけていければと思っております。

また、子供たちには大変良い機会でもありますので、小中学校、高校生、できれば大学生にも、この植樹をする機会を設けることができればよいなと考えておるところでもあります。

以上です。

議 長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 村政150周年というような記念するときでありますので、思い出を一人でも多くの村民の皆さんが植樹によって残せたらいいかなと、こんなふうに思うところでもあります。

次にMTB、マウンテンバイクコースの無料開放をということで、質問をさせていただきます。

昨年、熊騒動で閉鎖されてしまいましたが、自転車使用の子供が増え、ヘルメットの努力義務化で安全に配慮しておりますが、一般道路では危険が多い。技術向上や健康増進のためにも、自己責任の下でコースの無料開放を求めるところでもあります。

以前に、600万円ほどを投資しまして、コースが策定されております。施設の経費的な問題は心配ないところでもあります。無料計画については、どんなお考えでしょうか。無料開放について。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） マウンテンバイクコースの無料開放に関する考え方という御質問であります。

議員御説明のとおり、現在のマウンテンバイクのコースの状況であります。昨年度熊の目撃情報があり、閉鎖をしたところでもあります。また、昨年度は村で初めてであります別の場所、南原になりますが、熊による人的被害があったこともありまして、この立ち入り制限を長時間続けていたという経緯がございます。結果、現在は低い木や草が少し繁茂してしまっている、そういった状態でもあります。

このマウンテンバイクのコースがあるエリアにつきましては、自然観察林ゾーンに設定をされておりますので、最も優先されることは、自然観察に利用できる環境を維持していくことと考えております。自然観察に利用できる環境と、マウンテンバイクコースのコースを維持して無料開放を行うことは、仕組みを整えれば共存できると考えております。

今後の熊の状況を注視しながら、この部分は対応を進めていければと考えております。

以上です。

議 長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 大芝高原施設計画設備計画書によりますと、このマレットゴルフ場から道を隔てた、今マウンテンバイクコースがあるとところが対象範囲から外れているって

ということで、先日全員協議会で村長から説明を受けましたが、私もちょっと分かりかねるところがありますので、村民の皆さんが理解しやすいような、分かりやすいちょっと説明をお願いします。

このゾーンに入っていないという理由を。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） あくまでもこの自然観察林ゾーンは、自然観察に利用できる環境を維持していくというところであります。自然環境を維持する行為は施設を整備するというのではなくて、通常の森林環境整備の中にとどまると考えておりますので、大芝高原施設整備計画の中にはこのゾーンは含まれないというところであります。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） そういうことになると、現存するマウンテンバイクコースは、もう今後は一切この施設計画から外れるということになります。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） より具体的に申し上げますと、あくまでもこのマウンテンバイクコースというのは、基本的に全て道であると私は認識をしております。その道を造ることで自然観察ができるコースにもなりますし、マウンテンバイクが通るコースにもなるというふうに捉えているんですが、その部分に多分認識の差異があるのかなというところであります。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） この対象範囲は、大芝高原の範囲では104.6ヘクタール、このうち85ヘクタールを対象範囲としておりますので、今話になっているマウンテンバイクコースの面積っていうのは、19.6ヘクタールほどある計算になります。

これをぜひ、今後の見直しの中で対象範囲として入れていただきたいことを希望します。

次に移りまして、上伊那北部観光連絡協議会のサイクルツーリズム推進に村も参画しておりますので、同歩調でサイクル状況の充実をということでお願いするところであります。

上伊那北部観光連絡協議会では、前年度から継続して、自転車を活用したサイクルツーリズムを推進するとされております。会長に藤城村長がなり、本村も参画しているのでありまして、同一歩調で自転車によるところのサイクル活動の充実を図るためにも、コースの活用を希望するところがございます。サイクルツーリズムの愛好者も非常に増えております。

これは、伊那谷観光局が自転車冒険ルートというように出されておまして、これは大芝も含まれているというようなところでありますので、村長のお考えをお聞きしたいと思えます。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 上伊那北部観光連絡協議会の取組のサイクルツーリズム、そういったところへのどういうふうに取り組んでいくかという御質問であります。

議員御説明のとおり、今年度、私が会長となっております。今、実際この連絡協議会で行っている事業であります。昨年度はインスタグラムというSNSのツールを用いまして、自転車観光の推進を目的としたインスタグラムハッシュタグキャンペーン、インスタグラム

というSNSに、ハッシュタグというこういう井戸の井って書くやつをつけまして、その文字をハッシュタグなどに文字をつけることで、それを検索した人がみんなそこに集うみたいな仕組みなんですけど、そういったハッシュタグキャンペーンや、過去からある天竜まつりサイクリング、これを3市町村のエリアでサイクルロゲイニングとして開催をしてきたところでもあります。本年度もそういった事業継続見込みでありまして、インスタグラムハッシュタグキャンペーンを継続でやってまいります。

また、本村も昨年度から自転車に関する事業を村観光協会の事業として行っておりまして、自転車を利用したチャリロゲというのを実施し、26名の親子に参加をいただいたところでもあります。この上伊那の地域は地形が急峻で、なかなか自転車に乗っている方、通常は通勤等であまり見ないんですが、今電動自転車というものがかなり普及をしております。そういったものを使えば、眺望等この自然環境はすばらしい場所ですので、自転車のサイクルツーリズムというところは推進していくべきものと私も捉えております。

村の観光協会でも自転車を幾つか今保有をしております、その貸出し等を検討しているところでもあります。いよいよ私が欲しかった、三輪のあの高齢者の方でも安全な自転車はいよいよ7月に販売が決定いたしましたので、私も購入をして通勤やこういったツーリズムにも利用して、自ら発信するということにも努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 今後とも、健康増進のためにも充実した方向性を持って進めていただきたいと思います。

次に、スケートボードのイベント企画がされておりますが、施設の将来的な計画はというようなことで質問事項に書きましたが、高原設備計画によりますと、スケートボードが建設の予定に入っております。

当地方ではスケートボードの愛好者が少ない中で、今回の整備計画に建設が示されておりますが、プール跡地の整備によつての併設されるんじゃないかというようなことでありますが、将来的に利用が増える見通しがあるのか。また、この施設が再検討というようなふうにも書いてありますが、その辺のことについて、村長のお考えをお尋ねいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） スケートボードに関する将来的な展望の御質問であります。

現在、スケートボードイベントRIDE ON TIME in大芝高原を旧プールの跡地、プールサイドに障害物を設置をして、開催日を限定してスクールや一般開放を行っております。この事業は、県の地域発元気づくり支援金を活用しており、今年度は2年目となりまして、3年度に向けて実施をしているところでもあります。

議員御指摘のとおり、この大芝高原施設整備計画の中で整備を検討するというところで、このスケートボードというところも住民の皆様から要望がありましたので、実際検討の中には入れました。やはり実際幾らかかるのか、どういったメリットデメリットがあるか、そういったところを可視化していかないと整備につながっていかないとということでもありますので、今回数字で可視化をしたところでもあります。

大芝高原、ほかにも幾つもの施設整備計画の中で住民の皆様からこういったものが欲しいよ、テニスコートを人工芝にしてほしいよ、野球場のバックネットを直してほしいよとかい

ろいろありますので、そういった中、優先度をつけさせていただきました。コンサルタント事業者、そして村のほうでも優先度を最終的に確定をさせまして、その優先度は上からA、B、C、D、Eとなっておりますが、このスケートボードについてはDとなっております、2025年度までに再検討を行うというステータスであります。ですので、現状、施設整備計画の中の検討には入れましたが、整備するということは決定をしておりません。逆に、検討すべき施設であるというところでもありますので、その部分は御理解をいただければと思います。

今後、このスケートボードイベントを少なくとも来年まで実施してまいりますので、参加者の御意見や動向等を受けまして、2025年度にまた再検討をしてみたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 再検討をよろしくお願いいたします。

次に移りまして、パターゴルフ場についての質問となります。

これは、年会費を払って会員となっている皆さんからの声も含めております。パターゴルフ場のチケット売場を、パターゴルフ場横の駐車場へ移転してはということで、今のチケット売場からはスタート位置までは離れていて、上り坂で遠いという不満の声があります。また、会員によると、チケットなし入場料不払いの人がいるので、見分けのつけやすいように、バッジ・腕章・カード等の目印となるようなものをつけるようにしてほしいというような声をお聞きしておりますので、その点について、村長のお考えをお願いします。

議長（原 源次） 加藤議員、これパターじゃなくてマレットゴルフですか。

5 番（加藤 泰久） 失礼しました。マレットゴルフ場です。大きな間違いでした。すみません。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 現在、このマレットゴルフに関しましては、公園管理事務所で受付を行いまして、道具の貸し出しを行っております。現在はですね。団体の方々にしましては年間パスポートを発行いたしまして、受付で番号を伝えてもらい、パスケース等で見えるようにしていただくようお願いしております。

現在、この受付の場所をもう少し西側のあずまやがあるところですかね、あそこに移動して、より無料で勝手に利用してしまう人を防ぐべきという御提案であります。

現在、この公園管理事務所では、マレットゴルフ以外にも様々な、例えばバーベキュー場の予約だとかコテージの予約だとか、そういったところも受け付けております。今、開発公社では、これまでの経営悪化を受けて人員の削減等も進めている中で、さらに、ここのマレットゴルフのために新しく受付場所を作るというところは、なかなか費用対効果の面では難しいのではないかと考えております。

また議員御提案のこのバッジ、また会員腕章、そういったもう少し目立つような取組というのは効果があると思いますので、開発公社にこのアイデアを伝えまして、検討するよう伝えてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 次に、オートキャンプ場の拡充とキャンピングカー用の場所の設定をということで質問をさせていただきます。

昨今のアウトドアブームによりまして、キャンパーが増えております。5月の連休にも大芝キャンプ場へ行ってみましたが、満杯状態でありました。さらなる増設等を希望するところではありますが、村長のお考えをお願いします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） オートキャンプ場の拡充と、キャンピングカー用の場所の設定をという御質問であります。

現在の大芝公園内のキャンプ関係の施設であります。焼き肉ハウス及びハウス北側のフリーバーベキューサイト、こちら10組以上利用可能です。また、あずまやのバーベキューサイトが一つ、オートキャンプサイトが32区画、バンガローが4棟ありまして、近年では大泉川沿いのもととキャンプファイヤーを行っていた場所を、デイキャンプ場として開発公社が手を入れて、貸し出しも行っておるところであります。近年のキャンプ人気によりまして、議員御指摘のとおり年々利用者が増えており、可能な限り受け入れ態勢を整えていきたいという思いであります。

まず、オートキャンプ場の拡充につきましては、本議会でも御報告いたしました開発公社の事業報告書にも記載がございますが、現在テントサイトを2ルーム、要するに、最近は大きなテントを使う利用者が増えてまいりましたので、大きなテントでも利用できる2ルームに対応できるよう、拡張整備を公社の事業で令和4年度に実施したところで、それが利用者増加に大きくつながったところあります。

また、キャンピングカー用の場所の設定につきましても、先ほど来、話題とさせていただいております大芝高原施設整備計画の中でRVパークの設置、これはまさにキャンピングカー用の場所ですが、RVパークの設置、また、それぞれのキャンプサイトに電源柱、今はスマホとか皆さん利用しますので、電源が利用できる、そういったところをつくるというところは、大芝高原施設整備計画の中でも計画をしておりますので、今後パブリックコメントが終わってこの計画を策定次第、計画に沿って順次整備を進めていきたいと思っております。

以上です。

議 長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 利用者が多く増加している中で、収益の面においても貢献していますので、利益のあるサイトは十分利用して増やしていただきたいと思っております。

次に、大芝湖のしゅんせつ計画の進捗状況はどうかということを質問をいたします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大芝湖のしゅんせつにつきましては、令和6年度、来年度に予定をしております。引き続き、現在湖底の汚泥の処理方法については、よりよい方法がないか模索はしているところあります。

以上です。

議 長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） これはなかなか湖底の土が産業廃棄物であるのか、普通の土であるのかという部分で、なかなか方法が難しいところだと思いますので、ぜひ研究を進めていただきたいと思っております。

次に、大芝荘の検討委員会の状況と、ここでちょっと字が間違っております。結論の結が違っておりますので、糸への結ぶという字で、結論の最終的期限はいつかということで、質問したいと思います。

検討委員会は解散をしましたが、公募によるところの5者中3者の検討をしまいったわけでありまして。大芝荘問題の結論の最終的期限はいつか。また、最終的には誰が決定するのかをお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝荘に関する最終期限として、誰が決定権者かというところがあります。

検討会の不採用の報告を受けまして、村といたしましては、今後指定管理による宿泊宴会事業の継続運営か建物の解体除却、もしくはそれ以外、そういった今後の判断が必要な状況となっております。明確な最終期限につきましては、現在大芝荘がワクチンの集団接種会場として利用しておりますので、定められないという状況ではありますが、今年度中には、この大芝荘をどうしていくかというところは、方針を定めてまいりたいという考えであります。

誰がということになりますが、これは村の普通財産でありますので、村の最高責任者である私が、最終的には皆様にお諮りをして決定をしていくというところで捉えております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） はい、分かりました。

次に、太陽光発電についてということで質問をいたします。

太陽光発電については、個人の家屋や土地については、再生エネルギーとして推奨するものであります。しかしながら、大企業や大手資本が行う太陽光発電には、一定の規制や条例の制定が必要と思われまして。環境や美観を損ねたり、地元住民等の承諾が得られる内容か事例がありまして、これが条例制定が必要な部分であるかと思っております。辰野町であった大手企業が何箇所にも分散をして造り、建設が進んだ中でこれはなかなか巧妙な建設、方法が巧妙化しているというふうに考えております。辰野町の事例では、条例がなければ阻止できなかったんじゃないかと、こんなふうに思っています。

村長は、以前お尋ねしたときに、マニフェストで対応すると言いましたが、条例の早期制定を望むところであります。お考えをお願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 太陽光発電について条例の制定をというところがあります。

まず、マニフェストではなくてガイドラインというところがありますので、訂正をお願いいたします。

議員御指摘のとおり、最近、近隣の市町村で条例が設定されているにもかかわらず、いろいろと問題になるケースが増えておるところであります。本村でも平成26年8月にそのガイドラインを制定いたしました。そして、周辺環境を見まして、令和4年5月には、さらに生活環境・景観に配慮するとともに、地元の皆さんにしっかりと事業計画を明らかにする、そして不安感を解消することを目的といたしまして、ガイドラインを改正したところであります。

しかしながら、このガイドラインにつきましては、強制力がないという弱点がございます。

そこで村といたしましても、条例化を昨年度進めるようにというところで、検討を担当課にお願いをしていたところであります。

しかしながら、この条例検討が進んでいたんですが、本年2月にこれまで条例をつくらないという方針を訴えておりました県のほうが180度方針を変えまして、長野県が地域と調和した適正な地上設置型の太陽光発電事業の推進に向けた条例というのを制定をするという動きが、今年2月に出てまいりました。現在、県では本年9月、3か月後ですね、今から。9月に県議会へこの条例案を提出をして、制度の確立を目指していきたいというところをお聞きをしております。

これは、県の条例になりますので、整合性をとらなくてはなりません。一緒につくって条例が整合性が取れないところが出ますと、またうちのほうですぐ改正しなくてはいけなくなりますので、この条例制定案、そろそろ素案も上がってまいりますので、この県の条例を見て、もし足りないところがあれば、それに上乘せ条例のような形で村で条例を検討していくことも大切かと思っておりますが、現状はこの長野県の条例、これがどうなるかというところが一番の肝ですので、その部分の動向を見据えて、本村の方針も定めていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 脱炭素の中で再生エネルギー、太陽光発電というものが非常に注目を浴びてくるところでありますので、これから県の流れにも、呼応した中でぜひよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

議長（原 源次） これで、5番、加藤泰久議員の質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。

16日の会議は、議事の都合により特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

散会 午前11時40分

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 5 年 6 月 1 6 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- | | | |
|-----|-----------------------|-------|
| 第 1 | 議案第 8 号 | 提案～審議 |
| 第 2 | 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告) | 質疑～採決 |
| 第 3 | 発議第 1 号～第 5 号 | 提案～採決 |
| 第 4 | 発委第 1 号 | 討論～採決 |
| 第 5 | 議案第 1 号～第 6 号、第 8 号 | 討論～採決 |
| 第 6 | 継続調査事項 | |

○出席議員（10名）

1番	西森一博	6番	山崎文直
2番	都志今朝一	7番	百瀬輝和
3番	笹沼美保	8番	太田篤己
4番	三澤澄子	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原源次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	藤城栄文	健康福祉課長	武島亮子
副村長	田中俊彦	地域包括支援センター長	山崎一
教育長	清水閣成	子育て支援課長	武井香織
総務課長	清水勝宏	産業課長	有賀正浩
地域づくり推進課長	高橋里江	観光森林課長	有賀仁志
会計管理者	城取晴美	建設水道課長	武井厚
財務課長	市川美保	教育次長	藤澤勇
住民環境課長	松澤さゆり	代表監査委員	加藤篤

○職務のため出席した者

議会事務局長	高木謙治
議会事務局次長	宮澤文敏

会議のてんまつ

令和5年6月16日

午後3時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕 御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案等が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 皆さんこんにちは。議会運営委員長報告をいたします。

本日、追加議案等が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し次のとおり決定したので報告します。

村側から追加議案1件、議員から意見書案5件が提出されていますので、本日の会議日程とします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 源次） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案1件、意見書案5件を本日の会議の日程とします。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第8号「財産の取得の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第8号「財産の取得の変更について」、提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年第3回南箕輪村村議会臨時会において議決を得た令和4年度給食運搬車購入の契約内容の変更に必要なが生じたので、地方自治法及び南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 勇） 議案第8号の細部説明を申し上げます。

議案書の2ページ、説明資料により説明をさせていただきますので、御覧いただきたいと思ひます。

令和4年度、給食運搬車購入の契約内容の変更についてでございます。変更内容は納期です。当初着手日、令和4年7月25日から、納期、令和5年7月10日まででしたが、納期を令和6年1月31日までとするものです。変更理由でございますが、学校給食センター建設工事の工期延長が見込まれるため、自動車検査登録、いわゆる車検でございますが、当初納期で済ませてしまうと、保管期間が長くなってしまうこと、また、次年度からの車検の時期、学校の冬休み中を考慮しておりますが、そちらを考慮いたしまして、納期を延長するものでございます。

1ページを御覧いただきまして、契約の相手方ですけれども、南箕輪村4791番地3、有限会社ギャランショップ伊北、代表取締役、有賀浩でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

日程第2、請願・陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

唐澤総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（唐澤 由江） 総務経済常任委員会の委員長報告をいたします。

総務経済常任委員会に付託されました陳情10号について、6月5日、副会長の滝沢様から説明を受けました。駒ヶ根で一人で印刷業をやっているが、3年前から反対の声が上がっている。弱者にとって負担を強いる制度。税額控除ができない。中小企業団体や税理士団体が実施中止や廃止を要望している。フリーランスや小規模業者、取引排除ではないか。税務署から登録番号を記載したインボイスを取引のたびに交付する。生産性向上に逆行している。免税事業者に対する取引排除や不当な値上げ圧力等の懸念がある。中小企業はコロナ対応に追われ、インボイス制度の準備に取りかかれる暇がない。状況にない。

出された意見。賛成、2年前から反対だ。周知が足りない。負担が大きい。

反対意見。なぜ延期か。消費税を減らすなどの意見など出されました。

趣旨採択すべき意見があったため、会議規則の例外であることにより、趣旨採択すべきものの採決を行いました。趣旨採択は少数でしたので、改めて採択すべきものの採決の結果、採択すべきもの3、不採択すべきもの1でした。

採択すべきものに賛成で、採択すべきものと決しました。

陳情9号は内容が同一なので、みなし採択といたしました。

以上で委員長報告といたします。

議長（原 源次） 唐澤総務経済常任委員長の報告により、最初に陳情第10号「消費税インボイス（適格請求書等保存方式）制度の実施延期を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

陳情第10号の討論を行います。

討論はありませんか。

3番、笹沼議員。

3番（笹沼 美保） 3番、笹沼です。反対の立場から討論させていただきます。

ちょっと長くなりますが御容赦ください。私は事業者ではありませんし、税制に関してのプロでもありませんので、自分の可能な範囲で調べて出した現在の考えを討論させていただきます。

インボイス制度に関しては、2019年から幾度となく中止を求める陳情が出されています。今回は延期を求めています。周知不足を訴えておられますけれども、インボイス制度導入に当たってはこれまで周知は行ってきましたし、様々なセミナーなど、導入に当たっての説明会は行われてきたと思っています。

また、この陳情10号で主張されている消費税は、価格の一部と裁判の判決でも確定したとありますので、判決文のほうを調べさせていただきました。これは、東京地裁の平成2年3月26日判決文において、消費者が事業者に対して支払う消費税分は、あくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が当該消費税分につき、過不足なく国庫に納付する義務を消費者に対する関係で負うものではないとされていて、この部分を述べているものと思われま

しかし、同じ判決文でその後に、最も消費税の実質的負担者が消費者であることは争いのないところであるから、右義務がないとしても、消費税分として得た金員は、原則として国庫に全て納付されることが望ましいことは否定できないと書かれており、さらに、右制度は免税業者が消費者から消費税分を徴収しながら、その金額を国庫に納めなくてよいことを積極的に予定しているものではないことは明らかであるとされています。

この判決文、最初の部分だけではなく続けて読んでいけば、消費税は預かり金ではないのだから、益税は発生しないという解釈にはならないのではないかと思います。判決文はこの後、仕入税額控除制度についても言及しておりまして、仕入税額控除制度は運用如何によっては消費者に対する実質的な過剰転嫁、ないしピンハネを許す余地があるという点で問題がなくはないが、これを不合理とまでは言えないとあります。ここでピンハネ、つまり益税が生じる余地があると言っています。

判決文を引用したので長くなりましたけれども、つまりは仕入税額控除制度は多段階課税での消費税の重複を排除するためのものであり、消費税を納税しない免税事業者からの仕入れ等について仕入税額控除を認めてしまったことが問題で、これを是正するために、遅ればせながらインボイス制度を導入することにしたということになると私は解釈しています。

そもそも、消費税導入当初からインボイス制度を導入すべきだったと考えておりますので、延期や見直しを求める陳情には反対いたしたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 原案に賛成の討論はありませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 賛成の討論です。

何回も出されておりました、何回も賛成の立場で討論させていただいております。今、消費税の考え方が言われましたけれども、消費税はやはり陳情の趣旨にあるように、説明にもあるように、よく読んでもらえば消費税がどういうものかということが、仕組みが、消費税は事業者には課せられる直接税で、消費や価格の一部と裁判でも確定していると。預かり金で

はないと説明しているということで、こここのところの内容が今読まれてはおりますけれども、その解釈がやはりこれを実際した場合にどれだけのものが影響が出るかということで、今まで非課税だった多くの中小零細業者の皆さん、それから自営業、農業、農業者、それからフリーランス、ありとあらゆるそういう皆さんに対して大きな負担を課すだけでなく、営業そのものが続けられなくなる今の制度を取り入れるとということが言われております。ですので、もう一度よくしっかりと制度そのものを見直す必要があるということで、前回は農業者に対しての見直しがされましたけれども、今回は全面的に見直しということで、賛成していくべきだというふうに思っております。

議長（原 源次） ほかに討論はありませんか。

7番、百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 7番、百瀬です。反対の立場です。

このインボイス制度、私も事業をやってますんで、関わる人間で番号をいただいて、こないだ商工会に行ってどういう内容か少し勉強してきましたけれども、そもそも消費税、例えば100円でサンドイッチを買ったとすると、それに今は8円、8%は8円、10%は10円という消費税がついてきております。それを買われた方から預かって、事業者が税務署に納めるという、そんなに今やっていることとほとんど変わらないんですが、違いがあるのが、売ったときの徴収した消費税と買ったときの払った消費税っていう税額、税務署に払うその差額分を消費税法上のそれを満たした領収書でなければいけないということで、今問題にされてるいろいろなところが、その免税業者の問題だと思います。

1,000万円以下の方たちの免税業者の方たちが取引をした場合に、消費税法の請求書・領収書が出せないっていうときに、その消費税を払う業者側がそれでは困るよって言われたときにどうしようかって話だと思いますが、それは僕自身は、この経済を回していく商売をしている上では、その方たちがしっかりと自分がどうすればいいかって考えていかなければいけないと思うんですよ。それを、悪法だからこれはやめろ、延期をしろって言っても、どこまで延期をすればいいのかって明確には書かれていません。

これは、10月1日からやるっていう法律で、もう施行されて決まっております。インボイスを発行するためには、その免税業者も登録すればできるっていうことにはなっていますんで、それを選ぶのか、免税業者として消費税、いただいた消費税があるんですが、それを利益として取り扱って、消費税は払わない商売をしていくのかっていうことになっていくと思います。

1から8まで指定された内容があるんですが、番号をもらってその番号を書かなければいけないとか、消費税分を明確にしなければいけないとかというところが多少違うぐらいで、僕自身はそんなに変わるところはないのかなっていう思いがあります。

インボイス制度、これOECD、外国の諸外国はもう取り入れてやっていることですので、日本もしっかりとこれを取り入れてやっていけば、また商売の信用にもつながってきますし、私はこのインボイス制度を延期する必要もないし、取りやめる、見直す必要もないし、しっかりと取り組んでいかなければいけない内容なのかなと思いますんで、この陳情書には反対させていただきます。

議長（原 源次） 8番、太田議員。

8番（太田 篤己） 8番、太田でございます。

私はこの制度、インボイス制度の実施延期については賛成を表明いたします。

理由としましては、この制度自体がやっぱり一番問題になる中小事業者、それとここにフリーランスという言葉もありますけれども、個人ですね。今フリーランスは、働き方の中でフリーランスという形が増えていまして、本当に一人の個人でやってらっしゃる方たちも大勢いらっしゃいます。

そういう中で、私もこのインボイス制度、前いた会社の中では、実際いろいろ導入に向けてのいろいろやってきましたけれども、基本的にインボイス制度やって、じゃあいわゆる大手のほうは、多少法律の中でメリットというのがあります。電子帳票で保管ができるということ。

そういったシステム自体も、いろんな受発注システムだとかそういったものが大手ではかなり出回ってますし、中小もある程度はそういったものもできてはきていますので、そういう面では紙ベースのものをなくすとか、そういった面ではメリットがあると思いますが、多くの中小企業者、それからフリーランスという方たちにとってのメリットっていうのはあまりない、事務負担が増えるだけみたいな話ですし、免税事業者であればこれを登録する必要ないもんですからいいんですけれども、免税事業者の場合は、逆に今度大手から、これを理由に一応取引を切るだとか、そういったことについてはやってはもちろんいけないということになっています。場合によっては、もしそういった事例が出るようであれば、公正取引委員会に申し立てれば、それに対応してくれると。

こういうことにはなっていますけれども、現実問題、中小のところが大手に、発注者に向かってこれはなかなか難しいとか、そういったことを言うこともなかなか難しいというのが実態です。もちろん、いわゆる発注業者のほうにも、公正取引委員会の調査ですとか、そういったものが入ってちゃんとした報告をしなければいけないもんですから、そこら辺はきちっとどちらにも国としては関与しているわけですがけれども、ただ厳然として、やっぱり目に見えないそういう圧力があるということも現実だと思います。

そうした中で、これは取りやめということではありません。延期をしてほしいという求めです。ちょっと周知がやっぱり足りてないっていうふうに私は思っていますので、そこはある一定期間、もう少しきちっと国もそういったことをしっかり、いわゆる事業者関係、消費者も一部関係はしてくる人たちもいると思いますけれども、みんなにこの問題が、どうしてこれをやるのか。それで、それが国にとってどれだけのメリットがあるのかということろを、きちんと説明をして導入するというのが筋ではないかと思っておりますので、この陳情については、私は賛成をしたいというのが私の意見でございます。

以上です。

議長（原 源次） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） これで討論は終わります。

陳情第10号を採決します。

この陳情を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立多数です。

したがって、陳情10号は採択することに決定しました。

委員長報告に対する陳情第9号「国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

陳情第9号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

陳情第9号について申し上げます。既に同じ内容の陳情が採択とされておりますので、陳情第9号は採択されたものとみなします。

次に、福祉教育常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

山崎福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（山崎 文直） 御苦労さまです。

福祉教育常任委員会での陳情に対して、審査結果を報告いたします。6月6日に、全員の委員の参加の下に審議をいたしました。

陳情第8号でありますけども、医療生協の方がお二人説明に来ていただいて、説明を聞きながら審議をしたところであります。

採択するという意見の中では、医療費、また高齢者等が2割になったりして、負担が非常に大きくなっている。食費なども値上げになっているということで、このままでは暮らすことができない。持続可能な制度にしなければならないという意見等がありました。

不採択の意見としては、国でも検討を進めていると。今のままでの制度だと破綻をしていくということで、幅広い検討が必要であるということの意見等が出まして、審査の結果、採択3、不採択1ということで、採択ということになりました。

陳情第11号です。

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書」でございます。

県教職員組合からお二人がみえて、同じ日に審査をしたところでございます。

意見の中では、採択の意見としては、教員不足が明らかになっていると。予算もきちんと明らかにしていくべきであると。その中でもです。

不採択という意見の中では国庫負担が大事ですが、3分の1から2分の1ということにはなかなかならないという意見もあって、この審査の結果としては、採択が3、不採択が1ということで、採択という審査結果になりました。

陳情第12号です。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書」ということであります。

採択の意見の中では、32歳以下の若手教師が辞職しているケースもあると。県の手当も幾つもありますけども、へき地手当が減らされてきた経過があるということで、特に長野県は、この手当水準が低いということでもあります。見直しが必要であるということで、採択4ということで、採択に審査結果として決定をいたしましたところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 委員長報告に対する陳情第8号「介護保険制度の改善を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

陳情第8号の討論を行います。

原案に反対の討論はありませんか。

7番、百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 7番、百瀬です。

介護保険制度改善を求めるといことで、今回出てきています。この保険制度、介護保険だけじゃなくて保険制度、日本全体高齢者も増えてきて医療費がかなり膨大している中、この介護保険制度、今回介護保険制度として陳情書が出てきているんですが、介護保険制度の財源を見れば、公費が50%、保険料が50%、その中に1号保険料と2号保険料という形の中で、40歳から64歳までの方たちも負担して払っている現状です。

これ陳情書にも出ていますが、22年たって今8期になってるのかな。そうですね。大分この見直しの中でかなり増えてきているっていうのがあって、それで今回見直しをかけている、持続可能な、破綻しないようにどうしたらいいかっていうことで審議をしているところで、まだ先送りになっている部分がかかなりあって、ここに書いてある2割負担だとか食費や部屋代っていうのがあるんですけども、それについてもしっかりと検討されているという内容で、まだ結果が出ていない状態の中でこれを審議して、どうしたらいいかっていう形の中で今回審議しているわけなんですけれども、公平な負担っていうのもしっかりと考えられているし、介護保険、やはり医療とは違って長くかかっていく話の中で、2割負担、3割負担というのもされてきているわけです。

その中で、このかかる第1号保険料の話をされているという内容に私は捉えているんですが、やはりしっかりと国、国が今審議している状態ですので、それを私もこの給付と負担っていうところの資料をかなり読ませていただいているんですが、やはりどうしたらいいかっていう、これ破綻しちゃえば、介護保険かかっている人、高齢者の方たちどうにもなくなってしまいますんで、それを防ぐためにどうしたらいいかっていう知恵を絞らなければいけない、安いほうがいいんですけども、ただ負担をしていただける方、高所得者の方は負担をしていただきたいっていう内容で、今検討が進められてるっていうふうに私はこれを読ませていただいています。

食費や部屋代についても、非課税世帯の方たちには今負担軽減が行われて、補足給付っていうのがされている状態、それもこれから拡大しようっていうふうに検討がされているっていう内容になっていますので、私はこれは少し出てきて表面的に読めば、それはなるほどねっていうふうに思うかもしれないんですが、今国が進めているほうも、しっかりと私は見ていかなければいけないと思います。

そういう中で、今回のこの改善を求める意見書っていうのは、反対させていただきたいと思います。

議長（原 源次） 原案に賛成の討論はありませんか。

4 番、三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 賛成の立場で討論させていただきます。

今回は、介護保険制度の改善を求める陳情でありまして、これから今検討しているという話であります。これから、これが検討されて通ってしまったら、本当に私たちの介護保険に対する本当に大変な状況が、今でも困難な状況が生まれているという中で、大変な状況が生まれるというふうに思うわけですが、例えば老人医療でありますけれども、去年2割負担が導入されて、年収280万以上、所得が220万の方は2割負担というふうになりました。あと、3割負担の方が340万以上でいますけれども、この方たちが現在4.6%と3.6%の割合で、2割・3割の負担をしております。これは医療費の問題です。これが、同じように介護保険制度にも導入しようということでもあります。

ですので、介護保険について言えば、本当に医療と介護とはほとんど一体に近いものがありますけれども、これがまた同じように2割・3割という負担が増えるということになれば、もう介護も医療も受けられない状況というのが実際に生まれつつ、医療費が上がった段階でもう既に医療の制限というのが行われているそうでもありますけれども、介護保険についても、さらにこれに追い打ちをかけるということはとても許されないことだというふうに思いますし、今、介護者がとても少なくなっています。実際にそのことによって、介護保険のサービスがもう維持できないという状況が生まれておりまして、事業所そのものも介護者がいないために縮小せざるを得ない、また閉じざるを得ないというところも生まれております。

実際になり手もなく、介護の部分でも従事者が本当にいなくなってしまうという状況の中で、もう根本的に見直ししなきゃいけないということはあるわけでもありますけれども、現在陳情されている内容についてはもう本当に喫緊の課題でありまして、これが導入されたら大変ということで、しっかりとこれを支えていくことを求めています。

ですので、この陳情には賛成をいたします。

議長（原 源次） ほかに討論はありませんか。

1 番、西森議員。

1 番（西森 一博） 私は賛成の立場でお話をさせていただきます。

うちの母親も介護保険を利用させていただいておりまして、大変助かっておる次第です。そんな中で、やはり確かにこういった介護保険の全国的に利用度が上がっており、国の負担が増えていることは重々承知してはおりますが、実際に保険サービスを利用している家族の立場から申し上げますと、やはり、今現状こういった利用できるおかげで仕事もでき、負担も和らいでおるところなんですけど、もし、これで介護保険の制度がまた見直しされて負担が増えるということになりますと、家族で負えない介護のほうの負担割合が増えてしまうということになります。

というのも、介護サービスを利用する頻度が減ってしまうという可能性もあるかなと思っておりますので、まだ介護保険制度が変わるという話にはなっていないようですが、できるだけ国のほうに訴えてほしいという思いはあります。

そういったような立場で、意見書に賛成とさせていただきます。

以上です。

議長（原 源次） ほかに討論ありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） これで討論は終わります。

陳情第8号を採決します。

この陳情を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立多数です。

したがって、陳情第8号は採択することに決定しました。

委員長報告に対する陳情第11号「「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

陳情第11号の討論を行います。

議長（原 源次） 原案に反対の討論はありませんか。

7番、百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 7番、百瀬です。

教育現場は本当に大変で、今回私も一般質問で教育長に質問をいろいろさせていただいたんですが、確かに少人数学級の推進だとか国庫負担制度、これを堅持していくのはすごく必要だと感じております。

その中で、今までどおり2分の1に戻せという話です。これは義務教育費の国庫負担制度を勉強していただいていると思いますので、細かく言わなくても分かると思いますが、小泉内閣のときの三位一体改革、地方分権の話の中で起こってきて、平成13年から起こってきて、平成17年これをどうするかということで、喧々諤々やられてきたという歴史があります。

その中で、中央審議会のほうでしっかりと結論を出して、それが政府与党が合意して、国庫負担制度は堅持していくという中の3分の1になったという話で、あとは税源移譲されて、地方で柔軟的な取組ができるということになってきます。教育に対しても。

今までは、国の一律な方法で取り組んできた教育現場が、そういう中で柔軟的に取組ができる総額裁量制の導入等がされてきて、長野県についても、今中学校までが30人学級になってきているということだと思います。

これを2分の1に戻せとなると、今国が進めているのは令和3年、令和4年、令和5年で小学4年までが35人学級になってますんで、令和7年までに小学校6年までを35人学級にしようという今の流れになっております。それが、2分の1で税源移譲もなく総額裁量制が柔軟的に取り組めないということになれば、長野県も今中学生までなってるやつを、戻さなければならなくなるって現状が起きるんじゃないかっていう懸念もされるわけです。

国庫負担制度っていうのは、教員の皆さんのお給料を保証するということですので、この政府与党合意の中でも、これは堅持していくっていうふうに書いてあります。それによって、日本全国が今義務教育がしっかりとできていない地域があるかっていうと、それはないと思います。起こっていないと思います。

そういう中で、地方がしっかりと取り組める方法、ですから、私的には、これをなぜ2分の1に戻せってしつこく毎年出てくるのかなと思うんですが、国庫負担制度はしっかりと堅持した中で教育、少人数学級もしっかりと取り組むっていうほうが僕はすごくいいんじゃない

いかなと思うんですが、この2分の1復元っていうこの文章が書かれている以上は、ちょっとこれには私は反対せざるを得ないという意見です。すみません。

議長（原 源次） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） これで討論は終わります。

陳情第11号を採決します。

この陳情を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立多数です。

したがって、陳情第11号は採択することに決定しました。

委員長報告に対する陳情第12号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

陳情第12号の討論を行います。

原案に反対の討論はありませんか。

賛成の討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

陳情第12号を採決します。

この陳情を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。

したがって、陳情第12号は採択することに決定しました。

日程第3、意見書案が提出されています。

発議第1号「消費税インボイス（適格請求書等保存方式）制度の実施延期を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本案について、趣旨説明を求めます。

8番、太田篤己議員。

8番（太田 篤己） 消費税インボイス（適格請求書等保存方式）制度の実施延期を求める意見書。

コロナ禍の影響に加え、急激な物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の停滞・悪化を招いています。物価高等から、事業の維持、再建を図ろうとしている中小事業者や、フリーランスに大きな足かせとなることは火を見るより明らかです。

消費税免税事業者にとっては、登録をしないと契約の打ち切り、一方的な単価引き下げという取引排除の動きも出てきています。こうしたことが懸念されてくるというところです。

登録すれば、たちまち多大な実務と納税負担に直面します。登録は任意とはいえ、取引先との力関係によって、事業の存続や免税の放棄の選択を迫られています。

消費税法及びインボイス制度については、多くの国民・事業者は十分理解しておらず、対応できる状況にはありません。中小企業団体や税理士等の専門家団体も凍結・延期・見直しを表明し、現状での実施に懸念の声を上げています。

コロナ危機を乗り越えて、展望を持って進もうとしている今、税制で商売や起業意欲を阻害することはあってはなりません。よって、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請します。

消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）実施の延期を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年6月16日。

以上、御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（原 源次） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号「介護保険制度の改善を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本案について趣旨説明を求めます。

4番、三澤澄子議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤澄子です。

介護保険制度の改善を求める意見書の趣旨説明を読み上げて説明させていただきます。

平成12年4月の介護保険制度の施行から、22年が経過しました。介護保険制度の当初の目的は介護の社会化であり、介護を社会全体で支えようとするものでした。ところが、度重なる制度改定や介護保険改定により、必要な介護サービスが利用できない実態が広がっており、コロナ禍はこの事態をさらに加速させています。

介護保険の見直しに当たり、介護利用料の原則2割化をはじめとした多くの負担増や給付削減について、介護利用者、介護従事者、介護事業者から懸念の声が寄せられています。介護保険制度の見直しに当たり、介護する人、受ける人が共に大切にされる社会を実現するた

めに、私たちは下記の事項について国に要望します。

1、介護保険サービスの利用者負担の2割負担の対象拡大を中止し、現状を維持すること。

2、保険から外された食費や部屋代などの自己負担増を軽減すること。

3、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の多床室、相部屋室、室料負担を新設しないこと。

4、全ての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

御賛同をお願いいたします。

議長（原 源次） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

発議第2号を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立多数です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

発議第3号「「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本案について、趣旨説明を求めます。

3番、笹沼美保議員。

3番（笹沼 美保） 本案について、趣旨説明をいたします。

陳情書にあるとおり、2021年度から5年かけて、公立小学校の全ての学年で35人学級が実現することとなりましたが、いまだ中学校は40人学級のままとなっています。先月5月16日に、令和の教育人材確保に関する特命委員会が令和の教育人材確保実現プランを公表し、その内容として中学校35人学級の導入や、教員の時間外勤務を半減させることなどを提言しています。

35人学級化を実現するためには、そのための教員確保が必要ですが、産休・育休取得教員など代替である臨時的任用教員でさえも不足している状況であり、教員のなり手不足を解消するために、有効な方策を講じなければなりません。

子供たち一人一人に行き届いた教育、教職員の働き方改革を実現するためにも、教員の負担軽減と処遇改善とともに、さらなる少人数学級推進と教職員の定数改善が不可欠です。ま

た、自治体間の教育格差が生じることのないよう、国の施策としての財源保障は必要です。

以上のことから、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額・義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求めるものです。

以上、趣旨説明といたします。御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（原 源次） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

発議第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

発議第3号を採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立多数です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

発議第4号「「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本案について、趣旨説明を求めます。

2番、都志今朝一議員。

2番（都志今朝一） 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書の趣旨説明を行います。

記書きを朗読して趣旨説明といたします。

1、教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上を図るため、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給率について、都市部との格差、相対的へき地性が一層拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すこと。

以上で、趣旨説明といたします。賛同をよろしくお願いいたします。

議長（原 源次） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

発議第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

発議第4号を採決します。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

発議第5号「特別支援学校・学級への教員等の適切な配置を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本案について、趣旨説明を求めます。

7番、百瀬輝和議員。

7番（百瀬 輝和） 特別支援学校・学級への教員等の適切な配置を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

最初に、特別支援学校とは、障がいのある子供に向けた学校です。幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる授業内容でありながら、障がいによる生活や学習面の困難の克服、自立に必要な知識や技術を習得することを目的としております。対象となる障がいは五つで、視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱、身体虚弱も含みます。令和2年度では、学校数は1,505校。児童生徒数は19万6,281人です。2007年に法改正によって区分はなくなり、特別支援学校と呼ぶようになりました。

次に、特別支援学級とは、子供一人一人に応じた教育を受けることができる少人数学級です。障がい種別ごとに学級が用意されており、自閉症・情緒障がい・知的障がい・肢体不自由・弱視・難聴・言語障がい・病弱者及び身体虚弱があります。令和2年度では、学級数は6万6,655学級、児童生徒数は30万2,473人です。

次に、通級とは、通級指導教室の略です。通常の学級に在籍しながら、週に数回特別な指導を受けます。児童生徒数は、令和1年度のデータなんですけど、13万4,185人です。

それでは、意見書の内容を説明いたします。

ちょっと最初に大変申し訳ありません。記書きの6番の一番最後の行、強力が強いの字がちょっと間違っていました。強いという強に直していただいて、お願いしたいと思います。

文部科学省学校基本調査によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で特別支援学校については、学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え、児童生徒数は2.1倍に増加している。また、通級による指導を受けている児童生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では、新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また、今日共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条例に基づき、子供たちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも、我が国の特別支援教育のさらなる拡大が必要である。

以上のことから、政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子供の増加や、様々な障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について、財政措置を含めた特段の措

置を講じることを求める。

記として、1番、特別支援教育支援員の適切な配置。障がいのある児童生徒に対し、食事・排泄・教室移動の補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援。

2、特別支援教育コーディネーターの適切な配置。保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連携調整の役割を担い、子供たちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援。

3、看護師等の専門家の適切な配置。医療的ケアが必要な子供や障がいのある子供への支援を的確に実施するために、看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援。

4、特別支援学校のセンター的な機能の強化。各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく、学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取組を促進するために、特別支援学校のセンター機能強化への支援。

5、特別支援教育デジタル支援員、これ仮称なんです、の配置。GIGAスクール構想により整備された一人一台の端末を、特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置への支援。

6、特別支援学校教諭免許状の取得支援。特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援と併せて、特別免許状についても強力で推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

以上です。

議長（原 源次） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、三澤澄子議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤であります。

今、出された発議、特別支援学校、学級の教員等の適切な配置を求める意見書と、それから六つの項目については、当たり前のことだというふうに思います。

その上で、この発議は百瀬議員一人が提出者になっております。今まで通常発議を議会でしていく場合には、陳情・請願があり、地元の皆さん、地域の皆さんの切実な声を受けて私たちは審議するわけでありましてけれども、今回は百瀬議員一人の発議ということですので、この出してきた内容について、村も小中学校、特別支援学級がありますし、伊那養護学校をこの地域では抱えているわけでありまして。

そういう皆さんの現状をしっかりと捉えた上で出してきたのかどうか。そもそも、先ほど出されました教育予算の増額、そもそも、義務教育国庫負担制度の堅持・拡充、これが確実になされれば、これはもう当たり前のこととして実施される内容だというふうに思います。

れども、現状をきちんと把握して出されたものかどうか。

それから、教育予算についての考え方を先ほど述べられましたが、その点について質問をいたします。

議長（原 源次） 7番、百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 現状しっかり調査をさせていただいたし、これは御相談も受けた内容になっております。

先ほど私、国庫負担反対している、内容の2分の1に戻せっていうところがしっくりこなくて、それは反対しますということですので、教育予算を減らせっていうことを私は言うてゐるわけではないです。ちゃんと堅持した中で、教育もしっかり取り組んでいかなきゃいけないし、予算もしっかりつける、そういうことを言っています。

議長（原 源次） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

発議第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

発議第5号を採決します。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4、発委に対する討論・採決を行います。

発委第1号「南箕輪村議会議員の請負の状況の公表に関する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

発委第1号を採決します。

発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案に対する討論・採決を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村環境基本条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「大芝高原味工房設置条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「令和5年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「令和5年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「財産の取得の変更について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第6、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月定例会、大変お疲れさまでした。また、全議案、原案どおりお認めをいただきましてありがとうございました。

議案審議や一般質問でいただきました様々な御意見、御提言は、今後しっかりと生かしてまいります。

8月には、村最大のイベントであります大芝高原まつりを4年ぶりに開催いたします。村の元気と活力を取り戻し発信できるよう、さらに御来場いただいた皆様が、1日楽しめる笑顔あふれるお祭りにしていかなければならないと思っておりますので、議員各位の御協力も

よろしくお願いいたします。

さて、私の任期も折り返しを過ぎております。前半は、様々な課題と真正面から向き合った2年間でありましたが、村の貯金である財政調整基金は、給食センターに多額の支出をしている中ではありますが、2億円以上積み立てることができる見込みであります。残り2年で、それぞれ10年先を見据えた上ではありますが、大芝高原の施設整備、森林づくり、自治会の負担軽減、公共交通、福祉と子育ての窓口一元化、風の村米だよりの販路拡大、健康づくり事業の拡大、地域公園の整備に特に力を入れてまいりたいと考えております。

梅雨を迎えております。自然災害が年々増加傾向にありますので、集中豪雨等による災害がないことを願うとともに、対応には万全を期してまいります。

慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 源次） これをもちまして、令和5年第2回南箕輪村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

閉会 午後4時20分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員